

刊行にあたって

八洲学園大学長
高橋 進

アメリカ教育省他発行『危機に立つ国家』のなかに、次のような一文がある。

アメリカはかつて、よく訓練をつんだ一部の人々の力で、世界の中での安定した地位を築いてきた。

しかしその時代は終わった。アメリカ国民に喚起したいことは、新しい時代に必要とされる、技術レベル、読み書き能力、教育水準を満たすことができなければ、成果に見合った物質的な報酬を受けることができなくなるだけでなく、国民生活に最大限まで参加していく機会さえも実質的に奪われてしまうということである。

「危機」とは、日本の自動車産業がアメリカの自動車産業よりも生産性が高く、開発や輸出に政府の援助が得られるというだけではない。また韓国が世界で最も生産性の高い製鉄所を建設したことや、かつては世界的名声を誇ったアメリカの工作機械がドイツ製品に取って代われようとしているようなことだけではない。これらの状況が意味している、“地球上のあらゆる所に潜在能力をもち、訓練を受けた人材が分配されている”ということ、そのこともまた「危機」を表しているのである。知識、学習、情報、それに訓練を受けた知性が、国際ビジネスでは新しい素材となっている。・・・このような状況下で、われわれが世界市場で保持しているわずかな競争力を死守し、さらに向上させていこうとするならば、教育制度の改革に献身的に取り組み、老若、貧富、人種国民すべてを超えた国民すべてのためになる教育制度を供する必要がある。学習は、現在到来しつつある“情報化時代”で成功するのに必要不可欠な投資なのである。

しかしながら、われわれの懸念は、工業や商業などといった範疇に留まるものではない。知力、倫理観、精神力といった、この国社会の核となっているものにまで及んでいる。

17歳の若者の多くが期待される高度な段階の知的能力を有していない。40%の若者は、文章を読んでも結論を導くことができず、説得力のあるエッセイを書ける者はたったの五分之一である。数学では、数段階の展開を伴う問題を解けた者が全体の五分之一にすぎなかった。

科学や技術が、これからも独創的で人間らしさを追求するものであり続けようとするならば、人文学の知識との関わりをなくしてはあり得ない。同時に人文学も、人間のあり方というものに関わりつづけようとするならば、科学や技術による知識なくしては語りえない。

現在、われわれが直面している危機の様相が、教育の面でどのように現れているのか。この点について、委員会では多くの証言を得た。以下に示す。

- 10年前におこなわれた学力の国際比較では、19科目の学力テストを行った中で、米国人学生が1位もしくは2位を獲得できた科目は一つもなかった。また工業先進国の中で最下位になった科目は七つあった。
- アメリカ人の成人のうち約2300万人が、最も簡単な日常の読み・書き・読解の調査によって「機能的文盲者」（訳注：仕事や状況に必要とされる読み書き能力を十分にもたない者）と判定される。
- アメリカの17歳の若者のうち約13%が機能的文盲者である。少数民族の若者では、機能的文盲者の割合が40%にも及ぶ。
- SAT（大学進学適正試験）の成績は1963年から1980年までほぼ下降の一途をたどっている。言語能力試験では平均点50点以上も落ち込み、数学の平均点は40点近く下がった。
- 17歳の若者の多くが、期待される”高度な段階”の知的能力を有していない。40%の若者は文章を読んでも結論を導くことができず、説得力のあるエッセイを書ける者はたったの五分の一である。数学では、数段階の展開を伴う問題を解けた者が全体の三分の一にすぎなかった。

引用が長くなったが、上の文章は、アメリカ教育省他発行『危機に立つ国家』（京都大学出版会発行、原著「A Nation At Risk」、西村和雄京大教授、戸瀬信之慶大教授両氏の翻訳）によるものである。本書は、アメリカ教育省他の刊行、レーガン大統領のとき、ベル教育長官が1981年8月26日「卓越した教育に関する全米委員会」を設立した。上に引用した文章は、そのごく一部である。

アメリカの「卓越した教育に関する全米委員会」にもみられるように、アメリカは、失敗に気づくのもはやいが、その修正に着手するのもはやい。数代の大統領が継続して回復に努力し、いまは上昇傾向にある。その着手は全米にわたり、経験的、实际的であり、実用的・実践的である。理論倒れ、空論に終わらない。本書の訳者もいわれるように、日本も早急に、アメリカの改革例に学ぶこと、これが今、日本に求められていることであろうと。

比較的風波にあたらぬ本学の現状から、改めてこの改革に挑んでいるアメリカに学び、基礎基本の何たるかをもう一度省察し、本学において今、何をしなければならぬか、精力的に取り組まねばならない。

第2年目の分析結果としてその根拠理由について、新たな分析と反省結果が得られた。

その反省と分析の結果について、概要を述べることにしたい。

1、学生の反応が予想以上に素早い、例えば提出物を〇〇日までに提出、というケースがあると、早いものは日ならず提出、遅くても一週間後には殆ど提出となるという。いつでもこのように提出するかというと、そうとは限らないという、しかし、大抵の提出物は予定より早く提出するらしい。前任校でもそうであったが、学生の提出物は概して遅いのがその通例である。通信による教育ということが一般に浸透しているのか、前任校の例がふつうだとすれば、本学の例は通常の例に反しているようである。

現在のところなぜ早いのかという問いにたいして、回答はみんな一斉に提出日を開くので、やはり早く出すのだという。通信の効果が一斉に全員に伝わるので、提出が早くなるという。全員に一斉に

伝わるというのが、その効果らしい。提出が遅れないで早く出されるということは、他の何らかの、提出物がかさならないとか僥倖のためではないかと考えられるが、一般に提出物の早いのは、大学としては好ましい。それが他の試験とか提出と重ならないで、いち早く提出されるとすれば、学生の生活がきちんと整理されていることが伺われて好ましい現状といえよう。教員に聞いても、学生の提出は早い方だという。

通信の好影響が現れていると、他の授業関係とも関連して好ましい現象と考えられる。通信による教育の好結果と判断できそうである。

2、通信の速報性ということに関連して、伝わるのが早いと、反応も早くなり、従って反応に対する動作も、一般に早くなるということである。それは、つぎのように結果する。授業に対すること、行動に対する反応が早い、生活が規則正しくなる、一点に対する集中度が高くなる。その原因は、授業の反応・提出物等の速度・行動全般の速度・授業に対する回答の速度等々の一点に集中する速度が高くなる点等である。

このことは、まだ全学的に結果を出すにいたっていないが、もしも、このことが、継続的・永続的に結果を出すことができれば、通信教育の望ましい結果として大いに歓迎できるとおもわれる。今後のささやかではあるが調査に期待するものである。

この度ここに刊行する「自己点検評価書」は、省察から発展へ飛躍するための基礎資料である。

なお、この自己点検評価書は、印刷物として公表するほか、八洲学園大学事務局からのお知らせ(アドレスは <http://blog.study.jp/ygujimu/>) の関連情報 H17 年度自己点検評価書をクリックすることにより、閲覧することもできる。

凡例

1. 本文の巻末資料として「大学の規則等」を掲載したが、本文中に「資料編」として言及してある資料は、巻末資料とは別に大学の事務局で保管している資料である。
2. 本文中でホームページにふれている場合、アドレスを記載した場合とそうでない場合があるが、基本的には「八洲学園ホームページ」(<http://study.jp/univ/yashima/index.asp>) をご覧いただきたい。

目 次

刊行にあたって	1
I. 建学の精神	5
II. 八洲学園大学の現況及び特徴	6
III. 目的	7
IV. 自己評価	8
1. 大学の目的	8
2. 教育研究組織（実施体制）	11
3. 教員及び教育支援	14
4. 学生の受入	23
5. 教育内容及び方法	29
6. 教育の成果	50
7. 学生支援	51
8. 施設・設備	55
9. 教育の質の向上及び改善のためのシステム	63
10. 財務	68
11. 管理運営	81
12. 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況	87
V. 専任教員の教育研究活動状況	90
VI. 大学の諸規則等	123

・建学の精神

「教育の原点は家庭である」ことに基づいた、家庭教育、学校教育、社会教育の融合を図り、もって生涯学習社会を実現すると同時に、すべての人に高等教育の機会が得られることを期する。

建学の精神解説

平成12年12月22日、内閣総理大臣の諮問機関である教育改革国民会議の報告「教育を変える17の提案」の最初に「教育の原点は家庭であることを自覚する」と謳われています。しかし、家庭における教育の重要性を認めながら、家庭でいかに教育を行うかについては、今まで研究されることがありませんでした。本学は、家庭においてどのような教育が営まれるべきかを研究し、その成果をすべての家庭に教授することを使命とします。

学ぶことは人の本能であり、生涯に亘る営みです。学ぶことはいつでもどこでも誰にでも保障されている人間の基本的な権利です。これが生涯学習の考え方です。この学びは家庭を基本としつつ、学校、社会との連携で行われます。社会とは地域や職場を含む生活の場を指します。人はこのいずれかで学ぶのではなく、必要に応じてそれぞれの場で学びます。これらの高度な連携なくして、真の学びは実現できません。この家庭教育、学校教育、社会教育の融合が生涯学習社会を実現させます。その生涯学習社会においては、初等・中等教育だけでなく、高等教育の機会もすべての人に平等に与えられなければなりません。本学はこの真の生涯学習社会実現のために開学します。

教育理念

生涯学習は、世界の先進各国が、21世紀における最優先課題として取り組んでいます。この現状に鑑み、本学は、広く社会に働く人々、家庭の仕事に励む人々、人生における新しい自己開発を目指す人々、年配に到るもなお自己開発を意欲する人々を、主たる対象として、IT時代の最先端を行く教育、学習システムを開発し、

1. 生涯学習の基本理念、すなわち、人々が、生涯に亘って学習に取り組むライフスタイルを確立する、潜在的な学習需要を具体的学習行動に高める、専門的な学習需要に応える、学習結果を適切に評価し、社会的に生かす、ために必要な支援を具体的に実施する教育研究を行ないます。
2. 具体的な支援策としては、学術的・専門的な知識・技能を継承開発し、需要に応える、学習者の個人的要請・学習歴に応え、柔軟な学習システムを開発する、黒板を背にした学問から、黒板に向かう学習者のための学問に転換を図る、時代的・社会的要請に密接する学問の開発に努め、新しい職業を開拓する、ために教育研究を行ないます。
3. 学習者からすれば、学習に参加すること自体が、生涯学習学部の自己開発的な教育研究を構成する、適切な学習結果の評価を得ることが、職業に通ずる、生涯、学習機会が得られ、高齢になっても生き甲斐ある生活を送れる、ために、文字通り、主体的・意欲的な学習ができます。以上の理念・目的・方法に基づき、まず教育研究上の基本組織としての「生涯学習学部」を設置し、所期の目的達成に努力します。

八洲学園大学の現況及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 八洲学園大学
- (2) 所在地 神奈川県横浜市西区桜木町7-42
- (3) 学部構成
- 学部：生涯学習学部
- 課程：家庭教育課程、人間開発教育課程

(4) 学生数及び教員数（平成18年3月31日現在）

学生数：学部	収容定員	2400名
在学生	正科生	515名
	科目等履修生	370名
	特修生	25名
教員数	専任教員	教授 10名
		助教授 3名
		講師 5名
		非常勤講師 49名

2 特徴

八洲学園大学は、生涯学習学部置く日本で唯一の通信制大学である。学生は、インターネットを介しe-ラーニングにより学習する。e-ラーニングとは、一言で言えばIT技術を活用した教育・学習と言うことになるが、現在注目されているのはインターネットを使って行われる双方向性を持った教育・学習である。このため本学では、学生に対しては学生支援センターを、教員にはメディアセンターを設け、e-ラーニングに関する技術指導・援助・相談等を行っている。

授業は、テキスト履修、スクーリング履修により行われるが、スクーリング履修に分類される博物館実習、保育実習1、伝統文化の継承4(実習)(茶道・華道)のように一部の科目については実習により授業が行われるものもある。本学の開設科目は基本的に選択科目ないし選択必修科目となっているため、選択の仕方によっては大学に通学しなくても卒業に必要な124単位を修得できる仕組みとなっている。

目 的

八洲学園大学の目的は、八洲学園大学学則第1条に定めるところであり、「八洲学園大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に則り、主として通信の方法により有用な人材の開発を企図し、もって社会に貢献するとともに、併せて生涯学習の要望に積極的に応えることを目的とする。」とされている。

この目的を実現するために、学部は生涯学習学部とし、家庭教育課程と人間開発教育課程の2課程を置き、教育・研究に当たることとしている。本学では、正規の学生である正科生の他に、従前の聴講生に相当する科目等履修生と大学入学資格はないが、将来、正科生となることを希望する者又は正科生にはならないが大学の授業を聞きたいとする者は特修生として受け入れ、勉学の機会を提供している。

また、本学は生涯学習の要望に応えるため、開学時から韓国語の公開講座を開講しているが、平成17年度は、5講座とし、(P87の表参照)平成16年度に較べると4講座となる。

自己評価

1. 大学の目的

1) 基本方針の明確性

【現況】

本学は、広く社会に働く人々、家庭の仕事に励む人々、人生における新しい自己開発の意欲を有する人々、年配に至るもなお自己開発の意欲を有する人々を主たる対象として、IT時代の最先端を行く教育・学習システムを開発する。

- (1) 人々が、生涯に亘って学習に取り組むライフスタイルを確立する、潜在的な学習需要を具体的な学習行動に高める、専門的な学習需要にこたえる、学習結果を適切に評価し、社会的に生かす、そのために必要な支援を具体的に実施する教育研究を行う。
- (2) 具体的な支援策としては、学術的・専門的な知識・技能を継承開発し、需要にこたえる、学習者の個人的要請・学習歴にこたえ、柔軟な学習システムを開発する、黒板を背にした学問から、黒板に向かう学習者のための学問に転換を図る、時代的・社会的要請に密接する学問の開発に努め、新しい職業を開拓する、そのための教育研究を行う。
- (3) 学習者からすれば、学習に参加すること自体が、生涯学習学部の自己開発的な教育研究を構成する、適切な学習結果の評価を得ることが、職業に通ずる、生涯、学習機会が得られ、高齢になっても生き甲斐ある生活が送れる、ために、文字通り、主体的・意欲的な学習ができる。以上の理念・目的・方法に基づき、まず教育研究の基本組織としての「生涯学習学部」を組織、初期の目的達成に努力する。

【分析結果とその根拠理由】

以上のような基本方針のもとでの大学の現況をみると、次のような特徴をあげることができる。

- 家庭で働く人々、新しい自己開発を意欲する人々、年配に至ってなお自己開発を意欲する人々など、本学が予想し、期待していた学生が、多様に満遍なく入学してきている。
- いままで家庭に閉じこもっていた人々や、新しく学習の目当てを得た人々が、自分の学習スタイルを確立して、嬉々として学習に取り組んでいる。したがって、専任、非常勤教員共通のFD研修会の席上で、モチベーションの高い学生が多いとの共通の評価・感想が披瀝されている。
- 自分の学習結果を適切に評価してほしいと願っている者が、大多数であることがわかった。
- 現代の30代を中心とする人々の多数が、新しい気分と心構えで、自分の学習することを何とか生かして、自分の目指す職業に就きたいと希望していることがわかった。
- それだけに、連絡・通信等の不十分・不適切のときは、たちまちクレームが大学に寄せられる。教員・職員ともどもに注意をしたことがあった。

2) 本学の目的と学校教育法第52条の関連

【現況】

前項に述べたとおり、本学は、生涯にわたって学習に取り組むライフスタイルを確立するため、および潜在的、専門的学習需要に応え学習結果を社会に生かすための教育研究をおこなうことを目的としており、これは学校教育法第52条に規定された大学一般に求められる目的に添うものである。

【分析結果とその根拠理由】

学校教育法第52条に規定された大学一般に求められる目的から外れるものではない。本学は、平成15年4月、大学設置認可申請書に必要書類を添えて、文部科学大臣に申請し、大学設置・学校法人審議会の審査を経て、同年11月、文部科学大臣の認可を得たものであり、翌平成16年4月に開学した。したがって、本学は上記の大学の目的についても審査を受け、認可されたものであり、学校教育法第52条の趣旨を十分に踏まえたものである。

3) 目的の大学構成員への周知

【現況】

大学教職員については、平成16年4月開学以前から研修会を開催し、大学の具体的目的、理念、趣旨のほか、実際の授業方法及びテキスト作成について、逐次解説したり習熟をはかった。学生については、常時ネットを開けば、八洲学園大学の記事が掲載されているので、学生はそれをみる事ができ、見た結果、大学に質問を寄せてきている。

【分析結果とその根拠理由】

開学以来教授会等で、本学の理念、目的及びこれに基づく学則をはじめとする諸規程の説明を行ってきたが、それとともに、入試やカリキュラム編成、授業取り組み等についての議論の場で、常に目的や理念に立ち返り確認するようしてきた。一般的には、全教職員はネットを利用して常時本学の目的・理念等を知り確認できる。

4) 目的の社会への公表

【現況】

大学の目的、建学の精神を始めとし八洲学園大学に関する諸情報は、社会一般に公表している。

【分析結果とその根拠理由】

八洲学園大学に関わる諸種の情報の公開は、大学のホームページと大学案内、学習ガイド・募集要項などの印刷物において行っている。

大学のホームページ (<http://study.jp/univ/yashima/index.asp>) を開くと八洲学園大学とは? (<http://study.jp/univ/yashima/univ/index.html>)、建学の精神 (<http://study.jp/univ/yashima/univ/spirits.html>)、生涯学習学部の2課程のご紹介

(八洲学園大学で学べること) (<http://study.jp/univ/yashima/course/index.html>)、
履修シミュレーション (http://portal.study.jp/module/tool/tool_LessonPrice_1.asp)
のほか、シラバス、学生に必要な学則ほか各種の規程なども閲覧できるようになって
いる。 【資料：資料篇】

印刷物としては、大学案内、学習ガイド・募集要項を発行しているが、大学のホームページから抜粋した形で作成されており、建学の精神、教育理念、開設科目、教員紹介なども盛り込まれている。

【資料：資料篇】

参考までに、平成17年度の大学ホームページへのアクセス数を示せば、31万4千件強であった。
また、17年度の大学案内、学習ガイド・募集要項の印刷部数は2万1千5百部で、資料請求者に配布しているところである。

八洲学園大学ホームページ ユニークビジター数
Filter: study.jp/univ/

平成17年度月別	新規ユニークビジター数
4月	25,187
5月	23,766
6月	24,547
7月	25,803
8月	44,704
9月	28,330
10月	36,058
11月	26,399
12月	19,341
1月	20,787
2月	17,050
3月	22,651
合計	314,623

平成17年度には、課程のホームページも開き、課程の情報を公表している。

家庭教育課程 <http://study.jp/univ/yguk/>
人間開発教育課程 <http://study.jp/univ/ygun/>

2. 教育研究組織（実施体制）

1) 学部及びその学科の構成

【現況】

本学は、生涯学習学部を設置して、(1) 家庭を豊かにする理念を確立することと、家庭教育力回復の支援ができるような理論と実践力を養うこと、及び(2) 現代社会の変化に対応できる能力と現代社会の諸問題を克服し新たな時代を切り開く知識と教養と実践力をもつ人材を育成することを、目標としている。

この教育目標を実現するために、本学は、家庭教育課程と人間開発教育課程の二つの課程を設置している。両課程は学科相当であるが、学科よりも密接な結びつきであるので、本学では課程としている。

この学部学科の構成と教育内容については、とくに建学の精神、大学の目的、理念、方法等設置の趣旨もふまえて十分に検討を重ねたものである。なお、両課程とも、必修科目を設定しなかったのは、入学してくる学生の経歴が多様であり、結果として適切であったと自負している。

【分析結果とその根拠理由】

本学は生涯学習学部を設置し、そのもとに、家庭教育課程と人間開発教育課程の2課程をおいている。まず家庭教育の重要性はすでに多方面から指摘されてきたが、とくに平成13年の社会教育法の改正によって、国及び地方公共団体は社会教育に関する任務を行うに当たって、「家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするものとする」とされたように、その重要性が改めて指摘されている。家庭教育課程は家庭教育アドバイザーの資格を得るためのカリキュラムが用意されているが、それを目指して入学してくる学生は多い。また、人間開発教育課程は、現代社会の変化に対応できる能力をもつ人材の育成を目指すものであるが、同時に社会教育主事、図書館司書、博物館学芸員などの国家資格をうるためのカリキュラムを用意していて、この資格を目指して入学する学生が多くいる。両課程は、現代社会の要請に応えうる教育研究の内容を備えたものとなっている。

【資料：巻末の「学則」および「履修規程」】

2) 教授会の活動

【現況】

教授会は、学長を議長とする本学の教学上の最高決定機関であり、学則8条にもとづき定められた教授会規程にしたがって運営され、教育・研究に関すること、学生生活に関することなど、規程に掲げられた諸事項を審議してきた。定例教授会は毎月1回、第3水曜日に設定し、17年度は4月以降毎月開催し3月までに計12回開催した。教授会の議題は、両課程長及び各種委員会委員長と連携をとって、学長、学部長、両課程長、図書館長、学生委員長、教授1名の7名からなる運営委員会において審議したうえで議案整理を行い、審議事項、報告事項等の内容および資料等について遺漏なきことを期している。

【分析結果とその根拠理由】

教授会の構成は、教授会規程第2条ただし書にしたがって、専任講師以上の専任教員で組織されている。17年度は6人の新任専任教員の着任をみたので、計18名の構成員であった。この人数は、初年度の12名に比べれば大学の教育・研究、運営に大きな力となったが、しかしまだ十分とはいえず、各教員には過重な負担になっている面もある。しかし人事計画として、18年度には専任教員9名が新たに就任することになっており、あわせて27名の構成員となるので、学内の教育・研究、運営についても充実が期待できる。なお、教授会成立に必要な定足数は構成員の3分の2以上であるが、17年度に開催した12回の教授会は毎回ほぼ全員の出席であった。

【資料：巻末の「教授会規程」および「教授会議事録」】

3) 教務委員会等の組織の構成及び活動

【現況】

委員会組織は整備されているが、開学二年目というところから、人数的にやや手薄な状況にあった。開学二年目であったが、教育課程や教育方法等についてきわめて多岐にわたる業務が山積したために、委員会を頻繁に開催して審議するとともに、学生委員会、学生支援センター、システムの業務に携るメディアセンター、事務局とも密接な連携をとって、業務に当たってきた。大変だったが、校務も滞ることなく順調に遂行されている。中でも教務委員会の決定事項を運営委員会、教授会で決定してもらうよう細密に計画を練った。

特に大学内の組織とその所掌事務を創りあげてゆくという委員会としての重要な実務があった。学内の年間行事と実務、学期毎の事務、一週間毎の事務、明日実行する事務の4項目に分けて、毎週1回の「教務委員会」を開催した。昨年17年度は年間40回開催し校務の円滑な実施に努力してきた。その結果初年度よりもはるかに効率のよい大学運営が可能になった。

「教務委員会構成メンバー」について

1、経緯

教務委員会は委員会としてだけではその存在価値はない。校務が滞りなく実施するような細密、緻密な計画と実行があってはじめて学校運営が可能になる。新設大学が、開学と同時に毎日の校務が停滞することなく行われて、始めて学校が草創されて行く。そのようなことから各部署との連絡、打ち合わせ、すり合わせを必要とし上記各名称のような組織と会議を持って開学から二年目の校務の実施に関わった。

2、組織構成

教 学 教 務	中田雅敏、平良直
メディアセンター	藤本誠、中田広泰
学生支援センター	木下真澄、行田良弘
教務担当事務職	平林直人、伊藤丈力

【分析結果とその根拠理由】

根拠となる点は諸内規の充実完備、校務の順調な進捗、学生に関する帳簿等の整理の進行状況などから総合的に判断して評価できるものと思われる。改正すべき点多々あるが、それは開講年次に従って整備されるものと思われる。来年度の教科書執筆状況等には多少の危惧がある。しかし授業やレポート等の提出については本年度は順調に進み、大学としての在るべき理想の姿になりつつある。

優れた点および改善を要する点

- 1) 基本的にインターネットを使用しての学生管理となる所から、全体的な整理状況が見られない欠点も存在する。その所掌部分では遺漏のない事務的状况ではあるが、部分ごとの連絡や関連性に欠けるようなところもある。一方ではまたパソコン、インターネットの処理であるところからスピードの上では優れた事務処理であり、処置の誤りがなければ優れた機能を有しているといえる。
- 2) 事務職と教員との間の相互の連絡や、計画の方向に違いが見える。改善を要する必要性はあるものと思われる。しばしば生じる教学側と事務側との齟齬については、連絡会を持つなどして共通理解に努めてはいるが、開学二年目ということもあって、それぞれの側で出張や日程の違いなどが存在してうまくゆかない場面も見られる。こうした点を改善してゆきたいと考えている。
- 3) 改善の具体策については、二つの組織とした。そのひとつは教学側の教務委員会と、事務職教務担当との連絡打ち合わせ会議を年度当初より設定し、毎週一回教務委員会会議を開いて検討している。メディア側は別に「システム開発勉強会」を設定して、授業に関するメディアの調査、授業開発、教材開発、メディア事務等の開発研究連絡に当たるという組織を作り対応することとした。
- 4) 学生の生活、学習活動、学習進捗状況が把握できるように、学生の履修状況を学長、学部長、両課程長が周知できるよう、教学四名に限って閲覧することができるシステムとし、非公開事項とした。

3. 教員及び教育支援者

1) 教員組織編成の基本方針

【現況】

開学の16年度より年次進行で教員を増員してきた。開学2年目の17年度は、専任教員18名、非常勤講師49名の合わせて67名の教員で授業にあたった。4月の時点より非常勤講師が若干増員となっているが、資格科目等の受講生の増加に対応するためであった。とくに18年度は、これまで年次進行ですすめてきた開設授業科目のすべてが開講することになるので、それに見合った教員数の確保が必要であるが、その確保予定はすでに目処がついている。18年度には、17年度よりも22名多い91名の教員（専任教員27名、非常勤講師64名）を予定し授業遂行に万全を期している。なお、専任教員および非常勤講師に欠員が出た場合は、授業に支障がないように早急に補充するよう心がけている。

教員の年度別就任予定数は次のとおりである。（ ）内は年度別新規就任数である。

	16年度	17年度	18年度	計
専任教員	12	18 (6)	27 (9)	27
非常勤講師	38	49 (11)	64 (15)	64
計	50	67 (17)	91 (23)	91

【分析結果とその根拠理由】

学部全体の開講科目（テキスト履修とスクーリング履修を含む）は、16年度春学期が55科目、秋学期が61科目であった。17年度はさらに50科目近く増加して107科目が開講されたが、前述のように、前年度より19名増員の69名の教員で授業にあたり順調に遂行することができた。さらに18年度は100科目あまり増加し、最終的には210科目ほどになる予定である。これらの授業科目を支障・遅滞なく遂行するための教員の配置計画はすでにできあがりつつある。

2) 必要な教員の確保

【現況】

開学年度の16年度は専任教員12名、非常勤講師38名の計50名が就任して授業にあたったが、17年度は専任18名、非常勤講師49名の計67名の教員が遅滞なく授業を行うことができた。したがって全体として必要な教員数は確保できており、また、家庭教育課程、人間開発教育課程のそれぞれの教育目標を実現できるよう完成年度を見込んで教育課程を編成してあり、そのための適材適所の教員配置計画を着実に遂行しつつある。17年度は、専任教員は家庭教育課程には12名、人間開発教育課程には6名が配置され、また学部全体として非常勤講師49名が配置された。

【分析結果とその根拠理由】

教育課程は18年度完成を目指して16年度から計画的に年次進行で編成してあり、17年度もその教育課程に対応した教員数を確保できている。翌年度に教員の欠員がある場合でも、直ちに補充して授業に支障をきたさないような人事体制ができている。

3) 必要な専任教員の確保

【現況】

専任教員の課程別就任予定は次の表のとおりである。18年度には27名の全専任教員が就任し、非常勤講師64名とともに、両課程の授業を担当することになり、教育の充実が期待できる。

専任教員の年度別就任予定は次のとおりである。()内は合計数。

	16年度	17年度	18年度	計
家庭教育課程	8	4 (12)	5 (17)	17
人間開発教育課程	4	2 (6)	4 (10)	10
計	12	6 (18)	9 (27)	27

【分析結果とその根拠理由】

両課程あわせた専任教員数は、16年度12名、17年度18名であったが、18年度には27名全員が就任することが決まっており、すでに担当授業科目の割り振りも決定をみている。

4) 教員組織活動の活性化のための措置

【現況】

専任教員（専任予定者を含む）の年齢構成、職階構成、性別構成は以下の表の通りであり、60歳以上とそれ以下の教員とがそれぞれ半数を占める反面、40歳代以下の若手教員が全体の約4割を占めており、しかもその8割は博士学位を取得しており、バランスがとれていると同時に、活発な研究・教育活動が期待できる配置である。外国人教員は1名の韓国人教員を専任として採用している。なお、実務経験者については、とくに人間開発教育課程の人材開発論教育論グループでは、優れた経験者を教授陣に迎えている。教員の任期制や教員採用の公募制については、今後の検討課題である

	職 階	男性	女性	計
70歳代	教授2 助教授1	2	1	3
60歳代	教授10 助教授1	8	3	11
50歳代	教授3	2	1	3
40歳代	助教授2	2		2
30歳代	講師4	3	1	4
20歳代	講師4	1	3	4
計	教授15 助教授4 講師8	18	9	27

【分析結果とその根拠理由】

外国人教員については、今後中国人、アメリカ人の教員の非常勤採用を考えている。任期制については、今後検討し必要に応じて採用する方向で考えている。専任教員の採用は、開学当初の予定教員を年次進行で採用しているため、17年度の予定教員以外の新規採用はなかった。今後、完成年度以降の教員採用については、広く学内外から募集することを考慮している。

5) 教員の採用及び昇格の基準の制定と運用

【現況】

専任教員の採用・昇格は、本学の「教員選考規程」（16年4月制定）及び「大学教員の採用および昇任に係る選考手順」（17年3月制定）によって行なわれる。教員の採用基準および選考基準は、大学設置基準第14条から17条に準じるものとしているが、詳細については今後両課程において検討して、それぞれの特徴を生かした基準案を作成する予定である。

【分析結果とその根拠理由】

採用及び昇格の人事が生じた場合は、全学人事委員会の承認を得て、課程内に小委員会を組織して人選を進め、候補者を決定する。この候補者について、人事委員会によって付託された教員選考委員会が教育・研究・実務等の業績について審査を行い、その結果を人事委員会に報告する。人事委員会はこの結果について総合的に審査した上で候補者を最終的に決定する。人事は教授会の承認をえて決定する。

採用・昇格の際の職位の基準は、大学設置基準第14～第17条に準ずるが、その詳細は、両課程の特殊性と特徴をふまえて、今後早急に検討していくことになっている。

【資料：巻末の「教員選考規程」および「大学教員の採用および昇任に係る選考手順」】

6) 教育活動に関する評価体制

【現況】

学生による授業評価については、今後FD委員会において適切な体制を整えていく。また教育活動の自己点検については、昨年に引き続き、専任、非常勤合同のFD研修会において討議してきた。今年度のFD研修会は、第1回を7月23日に、第2回を3月25日に開催し、本学の特色を生かした授業方法、本学の特色ゆえの諸々の課題について話し合った。このFD研修会の討議内容については、別紙を参照されたい。なお、16年度末（2月）に自己点検・評価委員会を立ち上げ活動を開始した。

【資料：「17年度第1回FD教育研修会」及び「17年度第2回FD研修会」】

（このFD研修会の二つの資料は新規に作ります。そして事務局に保管します。）

【分析結果とその根拠理由】

本学では、個々の授業については、常時ネットを通じて、授業への学生からの意見、評価が多数よせられている。それらは、学生支援センターにおいて管理、蓄積し、必要に応じて教員にフィードバックされ、教育活動に生かされている。

しかし、学生による授業評価についての全学的取り組みは、学内に設置したFD委員会において、その方法、内容、フィードバックのあり方等を検討し、実効性、信頼性のある評価案を作成していくことにしている。

7) 教育目的を達成するための研究活動

(1) 家庭教育課程

【現況】

家庭教育課程においては、学業終了時に日本家庭教育学会より家庭教育師の資格を授与されることになっている。そのために教育課程のバックボーンとなる「家庭教育学」の構築に関する研究活動をすすめている。家庭教育課程の教育課程は、小学校教育、中学校教育、高等学校教育では何を教え何を学んでいるかを理解し、総合的に学習した上で専門教育に取り組むようになっている。専門教育分野では、法学、哲学、倫理学、宗教学、教育学、心理学、文学等、学際的に研究成果を深め、次に各家庭で起こり得る問題を解決できる具体的な学習、ケーススタディなどを置いている。それゆえに中心をなす「家庭教育学」を構築する研究活動に取り組んでいる。これは共同研究として推進している所である。

【分析結果とその根拠理由】

家庭教育課程のカリキュラムが既存の学問体系とは異なった全く新しい分野であるところから、全体を統括する学問の必要性に迫られているのが現実である。「家庭教育学」は単に教育学では収まりきれない分野を含んでいる。また「学校教育」「社会教育」の両分野にまたがり、その上に個々に発生する青少年の社会問題と家庭の教育とを結合させて新たな「家庭での教育法」を探るところに本学の特徴がある。そのことに鑑みて、これらの問題を考える時に最も必要となるところの学問が「家庭教育学」ということになる。そこで教育の目標を達成するための基礎となる「家庭教育学」を構築するべく共同研究を行っている。八洲学園大学家庭教育課程教員と家庭教育学会会員による共同研究という形で取り組んできた。その共同研究の成果は平成18年3月に「家庭教育学の構想」中間報告書という大部の冊子にまとめられた。」以下共同研究報告書の構成と執筆者を記す。

資料1 平成 17 年度八洲学園大学家庭教育課程共同研究報告書の構成と執筆者

八洲学園大学家庭教育学会共同研究報告書「家庭教育学の構想」中間報告書、平成 18 年 3 月

「家庭教育学の構想」	望月 嵩
「家庭教育学の基層にあるもの」	佐藤 貢悦
「家庭教育と倫理学 - 子どもの自立をめぐる」	水野 建雄
「儒教の家族倫理と親子の関係」	巖 錫仁
「道徳性形成における家庭の位置」	石井 雅之
「日本の公教育における宗教教育の現状と家庭教育」	平良 直
「家庭にすすめる道徳教育」	渡邊 達生
「親学のすすめ」	福田 博子
「子どもの成長に伴う親と子の関係のあり方を考察する」	小宮 郁子
「児童虐待と非行の関係 神戸連続児童殺傷事件のケースから」	赤沼 幸子
「家庭教育における地域の役割」	浜田 経雄
「企業人と家庭教育」	吉川 國弘
「戦後文学に見る家庭教育」	中田 雅敏
「日本古代家族史研究と家庭教育」	秋吉 正博
「近世武芸伝書に見られる〈家〉関連用語に関する一考察」	大石 純子

(2) 人間開発教育課程

【現況】

人間開発教育課程では、17年度共同研究として、18年度着任予定者を含めて「遠隔大学教育の安定的展開に関する研究」を行った。

平成17年度も月1回の共同研究会を開き、研究の結果を報告書「遠隔大学教育の安定的展開に関する実践と研究 1」にまとめた。【資料1及び資料篇〈人間開発教育課程共同研究・課程会議のお知らせ〉〈人間開発教育課程共同研究公開研究会配付資料〉〈上記報告書〉】。

17年度には、特にヒューマンeラーニングの構想を打ち出し、実験的試行を開始した。ヒューマンeラーニングは、学習効果をあげることや通信上の各種トラブルに対処する際に重要な役割を果たすヒューマン・ファクターを効果的に導入するeラーニングのことである。本学のヒューマンeラーニングでは、授業後の情報交換5分会と誰でも自由に参加できるプラットフォーム交流会を設けている。

【分析結果とその根拠理由】

我が国で最初のヒューマンeラーニングの実験的試行は、実験に参加した学生に対する調査結果からも学習の仕方やPC技術の向上に役立つなど、効果があることが明らかになりつつある。そのため、今後に備えて、平成18年度も引き続き試行を行い、発展を図ることとしている。

資料1 平成17年度八洲学園大学人間開発教育課程共同研究報告書の構成と執筆者

「遠隔大学教育の安定的展開に関する実践と研究 1」報告書、平成18年3月

第I部 平成17年度研究の概要

第1章 平成17年度研究の目的と方法

浅井経子

第2章 平成17年度研究の経過

秋吉正博、石田 尊

第II部 平成17年度個別テーマ研究

第1章 アメリカにおける通信インフラ整備と遠隔教育

埜 武郎

第2章 遠隔教育のテキスト履修と見学レポート

—自宅学習と自宅外見学の組み合わせ—

秋吉正博

第3章 演習科目対応型授業配信システムの構築に向けて

—スキルアップ系演習科目の実践に基づく検討

石田 尊

第4章 メディアスクーリングの演習について

—「資料組織論演習」を事例に—

高鷲忠美

第5章 eラーニング・システムにおける演習の開発

—メディアスクーリングにおける演習—

浅井経子

第6章 ヒューマンeラーニングの提唱と構想

—eラーニングの新たな次元を開くために—

山本恒夫

第III部 ヒューマンeラーニングの取り組み

第1章 ヒューマンeラーニングの実験計画

山本恒夫

第2章 ヒューマンeラーニングの実験的研究の経過

秋吉正博

第3章 ヒューマンeラーニング実験の成果

1 ヒューマンeラーニング実験参加学生に対する調査の結果

篠崎明子

2 ヒューマンeラーニング実験に対する学生の感想・意見

秋吉正博

3 ヒューマンeラーニング実験に対する教員の意見

石田 尊

第4章 ヒューマンeラーニング運営の実際と課題

1 ヒューマンeラーニング運営の事務

朝比奈るみ

2 ヒューマンeラーニング・システム運用者から

吉田自由児

第5章 今後の課題

浅井経子

第IV部 遠隔大学教育の安定的展開のための課題マップ

全員

資料 ヒューマンeラーニング調査票

1 「授業後交流会についての調査」調査票

2 「ヒューマンeラーニングの成果・効果に関する調査」調査票

3 「プラットフォーム交流会に関する調査」調査票

8) 事務職員、技術職員等教育支援者の配置の適切性

【現況】

平成18年3月現在、次のとおり職員が配置されている。

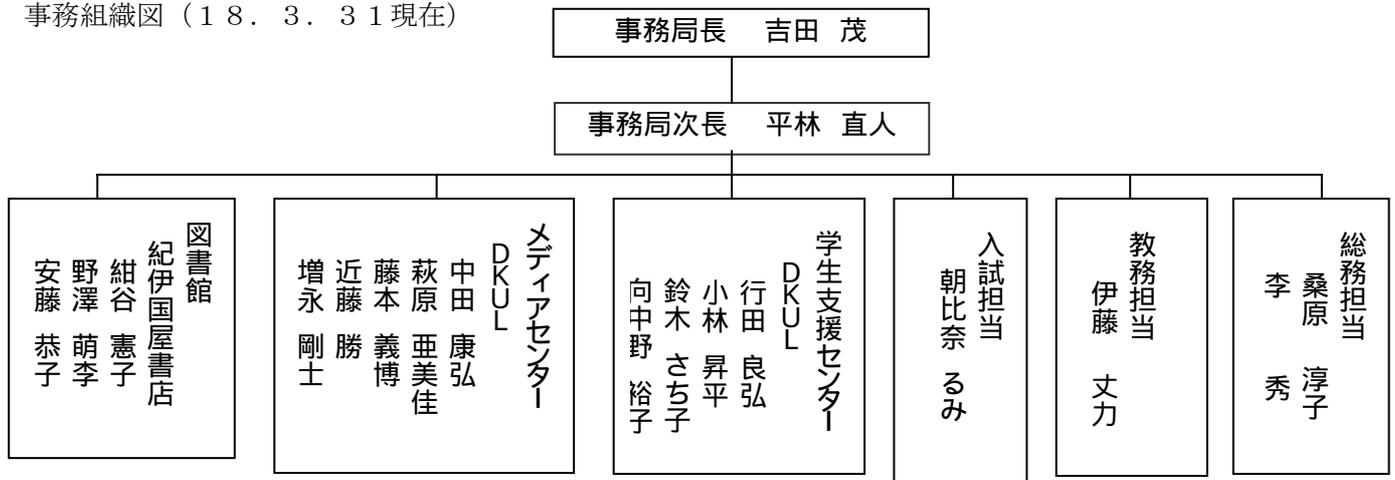
八洲学園大学事務職員・技術職員数

	大学	DKUL	紀伊国屋	計
専任	5	2	2	9
非常勤	1	7	1	9
合計	6	9	3	18

注1 表中、「大学」とあるのは八洲学園大学を、「DKUL」とあるのは㈱デジタルナレッジ・ユニバーシティ・ラーニングを、紀伊国屋とあるのは㈱紀伊国屋書店をそれぞれ示し、それぞれの会社等に所属する職員の数である。

注2 本学は、eラーニングを使用して教育しているため、学生支援（プロモーション機能及び学生対応機能）及び教員に対するシステム活用支援業務についてはDKULに、図書館事務部の司書業務は紀伊国屋に外注しており、これらの会社から派遣されている人員である。なお、現時点では、受講学生数が少ないためTAを配置していないが、1授業科目の受講学生が200人を超えれば、1名のTAを配置することとしている。

事務組織図（18.3.31現在）



【分析結果とその理由】

本学は、平成16年4月に開学したばかりの大学である。開学2年目ということもあって、事務組織は最低の職員数で組織しているが、教員組織、事務組織ともども年次計画により充実することとしており、完成年次における教員以外の職員数は、現在の倍の38人を計画している。

八洲学園大学設置認可申請書（設置する大学等の概要を記載した書類から抜粋）

大学等の概要を記載した書類

教員以外の職員の概要		専任	兼任	計
	事務職員	37 (10)	—	37 (10)
	技術職員	—	—	—
	図書館専門職員	—	1 (1)	1 (1)
	その他の職員	—	—	—
計		37 (10)	1 (1)	38 (11)

注（ ）内は初年度で、内数。

八洲学園大学の事務組織及びその分掌については、「八洲学園大学の事務組織及び事務分掌を定める規程」で定めるところである。同規程は、大学完成時の姿を想定し規定しているため、現状では、課長、係長をおいていない、事務職員の数が少ないなどの問題があるが、学年進行に伴い整備される予定である。

【資料：巻末の「八洲学園大学の事務組織及び事務分掌を定める規程」】

4. 学生の受入

1) アドミッション・ポリシーの確立と公表

【現況】

アドミッション・ポリシーに関しては、募集対象が社会人中心である本学の特色を考慮し、「本学部の目指す人材養成」として、学部と両課程で養成する人材像を示してあるが、18年度から開始の編入学募集に対応して、「3年次編入に適した人」を新たに加えた。(資料1)

資料1

本学部の目指す人材養成

生涯学習学部では、大学設立の理念に基づいて次のような人材を養成しようとしています。

1. 家庭を豊かにする理念を確立し、合わせて家庭教育力回復の支援ができるような論理と実践力を身につけた人。
2. 現代社会の変化に対応できる能力と、現代社会の諸問題を克服し新たな時代を切り開く知識と教養と実践力をもつ人。

そのような人材を養成するため、本学部では家庭教育課程と人間開発教育課程を置いています。それぞれの課程が具体的に目指すところは次の通りです。

家庭教育課程

1. すべての教育の出発点である家庭教育について、子どもを抱えるすべての親にこの学問の学習機会と情報を提供し、家庭教育の充実を図ってもらえるようになることを目標としています。
2. 家庭教育の理論と方法を学ぶことによって、社会問題化しつつある家庭に起因するさまざまな問題についての的確に分析し、問題を解決できる人を養成し、社会の要請に応えます。

家庭教育課程の3年次編入は次のような人に適しています。

1. 家庭教育アドバイザー（日本家庭教育学会認定名称：家庭教育師）の資格を取得し、その成果を社会や現在働いている職場で生かそうとする意欲のある人。
2. 保育園の保育士免許、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教員免許をすでに取得している人、あるいは教育に関する科目を履修済みの人で、家庭教育を推進する仕事に関わろうとする意欲のある人。
3. すでに大学を卒業された人で、家庭教育に関する知識を専門的に学ぼうとする人。

人間開発教育課程

1. 豊かな人間性と生涯学習についての幅広い識見を養い、専門的な知識・技術を習得して、生涯学習社会の実現に貢献できる人を養成します。
2. 具体的には、地域や企業で各種学習支援プログラムをデザイン・実施・運営できる人、図書館、博物館で専門性を生かして働くことのできる人、企業などで働く人々の能力開発を支援する人を養成します。

人間開発教育課程の3年次編入は次のような人に適しています。

1. 社会にあって自分をリフレッシュする必要を感じ、生涯学習のことを専門的に学ぼうとする人。
2. 生涯学習関係の資格（社会教育主事、司書、学芸員）を取得したり、企業における能力開発スキルを習得したりして、その学習成果を社会や職場で生かそうとする意欲のある人。

【分析結果とその根拠理由】

1年次の募集では養成しようとしている人材像を示すに止めているが、3年次編入については求める学生像に近づけ、「**3年次編入に適した人**」とした。現在のところ、これで機能しているが、志願者が定員を越えるようになった場合には、さらに求める学生像を示す必要がある。

【資料1：募集要項の「本学部の目指す人材養成」

http://study.jp/univ/yashima/adm/application.html)】

【資料2：資料編「入試委員会議事要旨」】

2) 学生の受入方法の適切性

【現況】

学生の受入方法としては、将来の希望（作文）を合否の判断で重視しているが、16年秋学期からは「本学部の目指す人材養成」に照らして判断を行っている。また、17年度入試からは新たに「自己活動歴」の提出を求め、判断資料としている。

なお、18年度開始の編入学志願者については、願書で卒業した学科や専攻も調べ、判断の資料としている。

【分析結果とその根拠理由】

志願者の将来の希望が本学部の養成しようとしている人材像からずれている場合には、直接本人に確認をするなどの措置を講じており、「本学部の目指す人材養成」は機能している。しかし、「自己活動歴」の場合には、過去の経験を聞いているので、必ずしも「本学部の目指す人材養成」で判断せず、関連を考慮する程度となっている。

また、志願者の「将来の希望」（作文）の内容が明確に希望を示すようになりつつある。ただし、数量的な把握は行っていない。

3) 留学生、社会人、編入学生の受入の基本方針

【現況】

本学は通信制の大学で、主として社会人を対象としているから、アドミッション・ポリシーで特に留学生、社会人の受入等に関する方針は示していない。留学生、社会人、編入学生のすべてについて「将来の希望」（作文）と「自己活動歴」を主要な判断資料として、合否判定を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

問題がある場合には、直接本人に問い合わせており、上記のような方針で、現在は支障を来すことはない。

【資料:「募集要項」(<http://study.jp/univ/yashima/adm/application.html>)】

4) 入学者選抜の実施体制の適切性

【現況】

1 合否審査の体制は、次のようになっている。

(1) 入試委員会に合否の審査のための課程合否審査会及び部会を置く。

家庭教育課程合否審査会

1 年次入学・科目等履修生等合否審査部会

編入学合否審査部会

人間開発教育課程合否審査会

1 年次入学・科目等履修生等合否審査部会

編入学合否審査部会

(2)入試実施委員の委嘱

編入学の開始に伴い、現在の入試委員で対応できなくなった場合には、課程毎の入試実施委員を教授会の議を経て委嘱する。

2 インターネット中心のスクーリングを行う本学では、対面の試験を行わないため、次のようにして合否判定作業を進めている。

(1)入学時のチェック体制整備について

合否判定資料として、17年度より自己活動歴記載欄を設け、将来の希望についての作文とあわせて、内容を審査する。あいまいなところがあれば、直接本人に確認する。

(2)合否判定のための審査体制

17年度入試より合否のための審査は課程毎に審査会を設けて行い、入試委員会でその結果を審議する。

(3)入試委員会による教授会提出原案の作成

入試委員会は、課程別合否審査の結果を審議し、合否判定についての教授会提出原案を作成する。

(4)教授会による合否判定をめぐる審議と合否の決定

入試委員会による合否判定案は運営委員会を経て教授会に提出される。教授会は、合否判定についての入試委員会原案を審議し、合否を決定する。

合否判定のための審査方法は次の通りである。

1 審査資料

- (1) 願 書
- (2) 作 文
- (3) 自己活動歴

(参考) 調査書又は卒業証明書

2 審査作業

- (1)願書で入学資格の有無(最終卒業学校)を確認し、記載内容に問題がないかどうかをチェックする。
- (2)作文では、将来の希望(進路、取得希望資格など)と本学の開設科目・取得可能資格にずれがないかどうかをチェックする。
- (3)自己活動歴では、意味不明な記載内容がないかチェックする。

3 自己活動歴の判定基準

- (1)記載例示には、学習歴、職業歴、ボランティア活動・地域活動などの活動歴をあげてあるにもかかわらず、それ以外の履歴のみを記載している志願者については、調査書等をチェックし、問題があると思われる場合には、合否案を「保留」とし、入試委員会の検討事項とする。

- (2) 記載事項が0件ないしは1件しかない場合には、調査書等をチェックして入試委員会に報告する。
問題があると思われる場合には、合否案を「保留」として入試委員会の検討事項とし、記載が0件の志願者は不合格候補とする。
- (3) その他、記載内容の意味不明等、問題があれば合否案を「保留」として、入試委員会で検討する。

4 編入学出願資格及び60単位一括認定可能性のチェック

(1) 編入学出願資格のチェック

問題がある場合について検討する。

(2) 編入前の既得単位認定

60単位一括認定を行うことができるか。(卒業の有無をチェックすればよい。)

(専門学校は単位ではなく時間計算であるが、2年以上1700時間以上の課程であれば60単位一括認定を行う。)

【分析結果とその根拠理由】

平成17年度からは体制が整備されたので、公平性を保つことに留意して判定を進めており、問題はない。

【資料：資料編「入試委員会議事要旨」】

5) 学生受け入れの検証と入学者選抜の改善

【現況】

本学は平成16年4月に開学してから2年しか経っていないので、まだ本格的な検証を行うまでには至っていない。

個人情報保護法対応では、入試関係書類等の点検を行い、改善を行った。

【分析結果とその根拠理由】

今後、学期・年度毎に入学者の分析を行い、入学を辞退しやすい層については、作文で本学の目指す人材像への反応をチェックする方法などを開発し、入学者選抜の改善に役立てていく必要がある。

6) 入学定員と実入学者数との関係及びその適正化

【現況】

平成17年度は実入学者数が入学定員を大幅に下回る状況になっているが、入学定員と実入学者数との関係の適正化を図るまでには至っていない。

【分析結果とその根拠理由】

平成17年度の入学者数は「I 八洲学園大学の現況及び特徴」に示したとおりで、学生定員の充足率は極めて低くなっている。平成18年度には学生定員1200人(家庭教育課程600人、人間開発教育

課程 600 人) に、編入学生定員 600 人 (家庭教育課程 300 人、人間開発教育課程 300 人) が加わり、計 1800 人となるので、充足率アップは早急に対策を立てなければならない課題である。

5. 教育内容及び方法

1) 授業科目の配置の適切性と教育課程の体系性

【現況】

共通基礎教育科目、共通専門教育科目、基幹科目、専門科目、というように教養科目と専門教育科目がバランスよく体系的に取得できるように配置されている。必修科目は特に設けていないが、本学の教育課程では資格取得に関わる科目が多いことから必然的に必修となる科目がある。家庭教育課程で言えば、家庭教育アドバイザー、地域スポーツインストラクターなどの資格を取得するためには、これに関連する専門科目を履修する必要がある。また人間開発教育課程では社会教育主事、博物館学芸員、図書館司書、司書教諭資格などの資格取得科目が設けられている点から必然的に必修科目となる。また各課程は資格取得だけを目的としているわけではない。当然専門性を深めるよう教科配置はバランスよく配当されているものと考えている。

【分析結果とその根拠理由】

家庭教育課程が最終的に目指す学問は、「家庭教育学」であるが、社会で活躍するためには具体的方法論の学習も不可欠である。そのため家庭教育アドバイザーとして社会的に貢献するには専門性がより強く求められる。そこで保育期、児童期、青少年期、スクールアドバイザーの四資格を設けた、そのため履修の上でかなり専門分野に専念学習できる体系となっている。反面専門性を強調するところから「家庭教育学」の大道から離れ、方法論のみを求める結果となることが心配でもある。それらは両課程を横断して学習できる、共通専門教育科目、関連自由科目等においてバランスの良いものとした。

家庭教育アドバイザー資格取得のための専門科目の履修の仕方

いずれの家庭教育アドバイザーも専門科目の第一群(保育期)から8単位以上履修、第二群(児童期)から8単位以上履修、第三群(青年期)から8単位以上履修、第四群(ケーススタディ)から8単位以上履修しなければならない。さらに、児童期バイザー・青年期アドバイザー・スクールアドバイザーについては以下のように専門性を養うため、各自の専門とする群からは14単位以上履修するものとする。

児童期アドバイザー ⇒ 第二群(児童期)から14単位以上履修

青年期アドバイザー ⇒ 第三群(青年期)から14単位以上履修

スクールアドバイザー ⇒ 第四群(ケーススタディ)から14単位以上履修

専門科目の履修の仕方を整理すると、最低必要の単位数は次のようになる。

		単位の区別	保育期 アドバイザー	児童期 アドバイザー	青年期 アドバイザー	スクール アドバイザー
専 門 科 目	必 修 単 位	第一群	8 単位	8 単位	8 単位	8 単位
		第二群	8 単位	14 単位	8 単位	8 単位
		第三群	8 単位	8 単位	14 単位	8 単位
		第四群	6 単位	6 単位	6 単位	14 単位
	選択単位数		16 単位	10 単位	10 単位	8 単位
	合計単位数		46 単位	46 単位	46 単位	46 単位

第一群から第四群にかけての必須単位数を基礎とし、その上に各自の希望によって、それぞれの群の単位数を選択して積み重ね、合計 46 単位になるように履修する。その選択のしかたによっては、2種類を限度として専門とするアドバイザーを重複することができる。

家庭教育アドバイザーは、専門性を高めて重点的に活動できるように、「保育期アドバイザー」「児童期アドバイザー」「青年期アドバイザー」「スクールアドバイザー」の4つに分かれる。

ア 保育期アドバイザー

保育期アドバイザーは、乳幼児期の家庭教育にかかわる家庭教育アドバイザーである。胎児から始まる親の心構え、しつけを中心とする乳幼児の心身の育成全般について、その基本を身につけ、「三つ子の魂、百までも」の古いことわざの意味を知って、乳幼児の健全な育成に努める。

家庭教育課程専門科目 46 単位の内、〔一群8単位、二群8単位、三群8単位、四群6単位〕が必要。

イ 児童期アドバイザー

児童期アドバイザーは、小学生の家庭教育にかかわる家庭教育アドバイザーである。小学生が直面する事象をハウツウ的に追求するのではなく、児童期の子ども達の心身の発達などの本質を理解して、学校教育との綿密な連携のもとに、小学生の健全な育成に努める。

家庭教育課程専門科目 46 単位の内、〔一群8単位、二群14単位、三群8単位、四群6単位〕が必要。

ウ 青年期アドバイザー

青年期アドバイザーは、中学生・高校生の家庭教育にかかわる家庭教育アドバイザーである。中学生や高校生に対しての道徳性や社会性の育成についての基本的な精神、その基礎的指導や問題点についての理解を深め、中学生・高校生の健全な育成に努める。

家庭教育課程専門科目 46 単位の内、〔一群8単位、二群8単位、三群14単位、四群6単位〕が必要。

エ スクールアドバイザー

スクールアドバイザーは、学校教育を支援する家庭教育アドバイザーである。児童生徒の学校での問題行動に関しては、家庭や地域での生活状況を把握した人たちが学校との的確な連携を行うことが必要である。児童生徒の問題行動の根源を理解し、児童生徒が健全な学校生活を送れるように努める。

家庭教育課程専門科目 46 単位の内、〔一群8単位、二群8単位、三群8単位、四群14単位〕が必要。

また、教職経験 30 年以上の経験を有する人には、特例として、専門科目 10 単位(5 科目選択、内ケーススタディ 1 科目 2 単位含む)を選択履修すれば、家庭教育アドバイザー(保育期・児童期・青年期の各アドバイザー、スクールアドバイザーの内、2 種の専門分野)の資格を付与される。

2) 授業内容と教育課程の構成

【現況】

テキスト授業科目、スクーリング授業科目とも本年度の開講科目 107 科目についてはすべて教材として教科書を作成した。教科書は本学オリジナル教科書ですべて書き下し教科書である。授業の内容と教科書との関わりについては教務委員会ですべて点検をしている。そのため授業内容については決して遜色のないものとなっている。スクーリング授業については演習科目の実施について講義型の授業だけでなく演習としての実践授業の工夫に意を凝らしている。

【分析結果とその根拠理由】

授業の内容については、スクーリング科目については「理解度ボタン」があり、学生が分かりにくかったり、授業そのものが成立していない場合は学生が理解度ボタンを押すことによってパソコン上に指摘される。またパソコン上に質問が随時送られるようになっていることから、授業の内容の理解については把握が可能となっている。テキスト履修の学生は担当教員のパソコンに随時質問が届き、これに丁寧に応えることによって授業は適切に成立している。全学生に対するアンケートの結果を見ても、多くの学生が授業に満足であると答えている点でも授業が教育課程の趣旨に沿って適切に運用されていることがわかる。

また教授用パソコン上に学生のグループディスカッション室や掲示板などを設け、学生同士で意見の交換ができるようにメディアスクーリングの改善などを実施している。テキスト履修については教科書を与え自学を強いるだけでなく、マイルストーンなどの授業計画表を用いさせ、自己管理をしながら学習を進めるなどの工夫をしている。質問管理については、教員に随時質問が入りいつでも解答を返信することが可能で、学習につまずくことがないように意をもちいている。

家庭教育課程、人間開発課程とも資格取得が大きな柱となっていることから資格取得に関わる授業については学生が集中し、それ以外の専門科目は学生数の履修が少ないことなどの問題がある。

開講科目数についても平成 16 年度は 61 科目であったが、本年平成 17 年度は 107 科目と 2 倍強となったが、開講科目について受講者がいないという状況にはなかった。

【資料】 学生アンケート

八洲学園大学学生アンケート

(シラバスと授業内容について)

- 1、シラバスには、授業の各コマの内容が記載されていましたか。また、実際の授業では、その通り行われていましたか。
- 2、シラバスは、履修登録の際に参考にしましたか。特にどのような点が参考になりましたか。

(教室での対面授業について)

- 3、授業はわかりやすいですか。
- 4、授業の質問に対する教員の対応はどうですか。
- 5、スクーリングとして授業に出席する場合、宿泊を伴うことはありましたか。そのとき宿泊場所などで不都合はありませんでしたか。

(ネット授業について)

- 6、メディアスクーリング(ネットスクーリング)の授業はわかりやすいですか。
- 7、メディアスクーリングにおける質問などのやり取りは出来ていますか。
- 8、質問の回答は授業中に迅速に行われていますか。

(印刷教材による授業について)

- 9、印刷教材による学習の内容は理解できますか。理解が進むテキストになっていますか。
- 10、レポートの回数はどのくらいですか。また、その添削されたものはスムーズに戻ってきますか。添削内容に不満はありませんか。

(履修ガイダンス等について)

- 11、八洲学園大学の教育システムが理解できていますか。履修ガイダンスなど十分に行われましたか。
- 12、あなたは、授業についてネットで受講、対面直接、印刷教材によるものの各授業形態間の比率はどれくらいですか。

(図書、設備について)

- 13、あなたは学習に必要とする図書はどのようにして入手していますか。八洲学園大学の図書館では迅速に対応してもらっていますか。
- 14、あなたがネットで学習中に機器トラブルに見舞われたときなど、サポートは迅速に十分なされていますか。

3) 授業内容と研究活動との関連

【現況】

両課程では、それぞれの課程の教育目標を達成するための共同研究を行っている。共同研究は開学前の平成15年度から準備研究を行っているが、その成果をうるためには相当の時間を要す。家庭教育課程については、「家庭教育学の構築」にしても2、3年を必要とするところから、研究活動の成果を直ちに授業内容に反映できるとは言いがたい。だが日本家庭教育学会に属する教員が多いことから、学会での研究成果を反映させたものとなっていることは確かである。今年度平成17年度はその中間報告をまとめることができた。大方は授業科目との関連性が強いテーマを設定し研究を進めていることから研究活動を授業内容が有効性をもってすすんでいるといえる。(なお、人間開発教育課程の共同研究については、20頁を参照のこと)

【分析結果とその根拠理由】

本学は通信教育課程であるところから、学年進行に応じた履修科目の設定という制度はとっていない。また、必ずしも教養教育、専門教育という名称で科目を分類していないが、学生の学習目標、履修状況に応じて各領域の履修修得単位を定めている。共通基礎教育科目・基幹科目・共通専門教育科目および専門科目から各々卒業に必要な修得単位数を定めることによって全体の教育の目的を達成できるような教育的配慮のもとで研究成果が反映されている。ただし、スクーリング授業の受講料は25000円、テキスト履修授業の受講料は12000円という違いがあることからスクーリング授業30単位を修得するとスクーリング履修を控えるという傾向も見える。

4) 学生のニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等と教育課程の編成

【現況】

中央教育審議会、社会教育審議会、臨時教育審議会、生涯学習審議会の動向を踏まえて生涯学習学部を設置した。これに基づく学術研究の発展動向に沿うように学習課程を体系化した。特に「学校中心の考え方を改め、生涯学習体系への移行を主軸とする教育体系の総合的再編性を図っていかなければならない」という臨時教育審議会の提言を踏まえて「家庭教育課程」と「人間開発教育課程」の両課程を設けて社会的要請に応え得る課程を設置している。学校中心の考え方を改めるという社会的要請に対して、新たな視点から「家庭教育課程」を設け、基本的な生活習慣、生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的なマナーや自制心などの「生きる力」の基礎的資質や能力を家庭においていかに培うことが出来るかという学生のニーズに応えている。

また「わが国は今後、社会の変化に主体的に対応し、活力ある社会を築いていくために、学歴社会の弊害を是正し、学習意欲の新たな高まりと多様の教育サービス供給体系、科学技術の進展などに伴う新たな学習需要の高まりに応える」という教育改革の趣旨を踏まえて「人間開発教育課程」を設けた。社会教育や生涯学習が広く社会で生きて活躍する人間を学問の対象に据えて、常に向上心を持って自己開発を遂げながら生きていく方法を学問を通して教授し、学生の多様なニーズに応えている。これは本学の特色である教育課程の中に具現化されている。他大学、他学部との単位互換制度を推進している。編入学規定を設けて受け入れに対しては柔軟な姿勢で対応している。特に科目等履修生制度を設けて一科目からの履修を可能としている。

補充教育についても通信制単位制の制度を十分に生かしながら個々の学習の進歩状況を把握し、インターネットによる個別指導による学習効果の高まりに配慮している。レポートを二回提出させ、到達目標に達していない場合は再度提出を促し、根気よく何度も添削指導を繰り返すことで学習効果を高めている。

修士課程については現在検討中であり、学長を中心としてその構想作りに取り組んでいるところである。他学部、海外の大学等で履修習得した単位を編入時において最大60単位まで認定して多様なニーズに応えている。

他の教育機関で修得した単位やインターンシップによる単位認定に関しては厳正かつ柔軟に対応し、最低1科目2単位から最大60単位までを認定している。

【分析結果とその根拠理由】

本学は唯一の生涯学習学部が家庭教育課程を設置している状況から、本学の科目名称と他大学学習得の名称とが著しく異なることから、既修得科目との突合せに困難を要している。特に単位の互換、インターンシップを充実する上において難題がある。たとえば、国際性、安全、環境、倫理などについては科目で互換履修受け入れが困難なこともあり、これらは実際に「場所的側面」に重点を置いて、「学外実地研修」という科目で充当している。尚平成17年度は大阪清風工科専門学校との単位互換を提携し平成18年度から実施に移すことになった。

高等教育との接続についても「特修生」として受け入れ、本学で定めた指定科目10科目20単位中8科目16単位を履修修得することによって年齢に達した段階で正科生としている。

5) 単位の実質化への配慮

【現況】

生涯学習学部が設置している開設科目は、教養科目と専門教育科目がバランスよく体系的に取得できるように配置されている。必修科目は特に設けていないが、資格取得に関わる場合は必然的に必修となる科目がある。両課程の持つ教育目標に照らして実質的に基礎を成す分野から専門分野へと体系的に単位の修得が可能となる構成配分となっている。

また選択科目、自由選択科目とも学生が主体的に学習の機会を確保できるように十分に留意した教育課程と単位の充足とに配慮している。学生が自ら学ぶ分野を拡充することができるよう両課程をまたいで関連科目として履修できるように工夫をしている。

殊に単位制の持つ意味については履修案内や、オンラインシステム上で教員紹介、シラバスの公開、授業内容紹介、授業のポイント、ミニ授業配信などを通して履修選択を容易にするなどの措置を取っている。本年度開講した科目は107科目でスクーリング授業は双方向性インターネット授業により90分15回の授業を2単位としている。テキスト履修科目も教科書が15章からなり完全学習することにより15週1350時間を学習することに配慮している。具体的には担当教員のテキスト履修進捗状況報告などによって学生の学習負担を考慮しながら、履修結果を学期2回以上のレポート提出状況、添削指導状況によって認定している。

他の高等教育機関、日本教育科学研究所、岡山青年の家等で実施される野外教育活動を自然体験活動の指導(演習)として教育上有益と認められる他の教育機関と連携と交流を図り単位の認定をしている。

【分析結果とその根拠理由】

本年度実施した「自然体験活動の指導(演習)」に関しては日本教育科学研究所主催、文部科学省後援で行われた岡山県での自然体験学習活動に学生を参加させ、その報告に基づいて単位の認定を行っている。

また「アイデア発見・連想能力開発スキル演習」「日本人の美意識概論」などの科目については、能や狂言、美術館などの実地研究を時間数として計算し単位認定を行うなどを試みたが、今後は「カウンセリング演習」などにおいて他の公共教育機関との連携認証が可能であるか、検討しなければならない事項が多々ある。「伝統文化の継承4(茶道・華道)」は登校スクーリングのみとしている。

成績の評価、単位認定については、一定の基準を設けているが、開学二年目であるところから各教科、担当教員間で多少のばらつきと評価の格差が生じている。開学初年度の春学期、秋学期の評価、単位認定基準について「細則」を早急に定めて客観的に評価できるシステムを整えたい。

テキスト履修科目については、第1回課題入力から課題発表まで1週間、課題発表から課題提出締切りまでを3週間を確保し、課題提出締切りから添削締切りまで2週間を確保するよう行事予定を組み、単位取得と認定について学生に不公平が生じないように配慮をした。

6) 講義、演習、実習等の組み合わせおよびバランスの適切性

【現況】

本学の教育目的実現のために、家庭教育課程に於いては、乳幼児期と家庭教育、児童前後期の家庭教育、青年期中期の家庭教育、現代日本企業論、企業経営と企業統治、現代マネジメント概論等、実務的なベテラン教員の担当する科目と、大学関係の倫理的分野の担当教員とが適宜に部分、分野を分け合って担当している。

人間開発教育課程では、「生涯学習基礎論・社会教育グループ」と「人材開発教育論グループ」との二つに科目を集別し、実践的、実務的な科目をおいている。大学関係者の経済学や社会学、社会教育学や経営学講義だけではなく、実務的にも多様性を持った教育内容とするため多くの経済同友会会員諸氏を非常勤講師として実務的教育に関わってもらっている。

教育課程の中の教科・科目については半数以上が登校して授業に参加する「演習科目」ないしは「講義科目」となっている。これはインターネットによる通信教育課程の特色を生かしつつ、学生と教職員が直接触れ合いを作りながら授業を進めるよう配慮している。スクーリング授業がインターネットのみによらず登校学生が教室で授業を受けることによって「演習」科目がより演習効果を発揮することが出来るよう配慮したものである。ただし設置審の認可に当たってはインターネットスクーリング授業において双方向性型授業のシステム化が完成されていることから、大学に登校しないでインターネットによるスクーリング授業も登校とみなされている。

科目ごとにそれぞれインターネットの双方向による授業参加を含み、登校する受講者とほぼ同数のネット

の参加者を予定しているが、教員側に於いてもすべての専任・非常勤の教員には複数の担当科目のうち、必ず一科目以上は、「演習科目」または「講義科目」を担当してもらって大学に登校して授業を実施してもらい、インターネット双方向授業によって講義や演習科目の充実改善に努めるよう授業工夫をしてもらっている。

通信制大学の利点を生かし、情報機器の活用には大いに開発に努めている。少人数受講型授業、インターネットによる演習授業、インターネット双方向授業による積極的な発問対話型授業等を開発工夫している。

インターネット授業による「討論型授業」についても困難なことはあったが、受講生をグループ別に編成し、事前に資料の解説を行い、質問を提案し、各グループごとにインターネットで討論を重ね、グループの解答を教員に寄せ、さらに教員はこのレポートについて質問をすることで学生は各々がチャットで解答を寄せ合うという画期的な演習授業、対話型授業を開発することが出来た。これらはインターネット指導に関する「マニュアル集」を見ていただければネットによる授業の工夫と充実をご理解いただけるものと思う。

【資料：資料編「学習のしおり」「履修案内」「教員用目的別マニュアル」等】

【分析結果とその根拠理由】

インターネットによる通信制大学という点から講義科目、演習科目については工夫と開発を重ねているが、フィールド型授業、面接型授業に於いては困難さと今後の開発の課題とが残されている。「自然体験活動の指導演習」のフィールド型授業、「カウンセリング演習」科目6科目をどのようにインターネットで行えるかが今後の課題である。現在は録画視聴やビデオ視聴、写真や動画などを挿入できるインターネット授業を開発成功し実にすばらしい臨場感あふれる授業が可能となっている。

【資料1】生涯学習学部開設授業科目数

家庭教育課程

共通基礎教育科目(家庭教育課程・人間開発教育課程) (30科目)

- 1、家庭教育と学校等の教育概論分野 4科目
- 2、学校教育と家庭教育(連携各論) 13科目
内、小学校関係科目 5科目
内、中学校関係科目 8科目

基幹科目(家庭教育課程) (20科目)

- 家庭と教育関係科目 4科目
- 倫理と道徳関係科目 5科目
- 教育と心理関係科目 6科目
- 社会と文化関係科目 5科目

共通専門教育科目(家庭教育課程・人間開発教育課程) (42科目)

- 法と生活関係科目 6科目
- 教育の歴史と家庭教育関係科目 9科目
- 現代社会の諸問題関係科目 6科目
- 健康と社会活動関係科目 7科目
- 伝統と文化関係科目 7科目
- カウンセリング科目 5科目

専門科目(家庭教育課程)

第一群 乳幼児期の家庭教育 (8 科目)

乳幼児教育の内容と方法関係科目 4 科目

幼児期教育の歴史と展望関係科目 2 科目

保育実習関係科目 2 科目

第二群 児童期の家庭教育(17 科目)

親子関係関係科目 2 科目

道徳性の育成関係科目 6 科目

社会性の育成関係科目 5 科目

発達と心理関係科目 4 科目

第三群 青年期の家庭教育 (28 科目)

現代社会と家庭関係科目 4 科目

道徳性の育成関係科目 6 科目

社会性の育成関係科目 5 科目

発達と心理関係科目 4 科目

第四群 ケーススタディ (9 科目)

学外実地研修および卒業論文関係、卒業研究演習 (3 科目)

演習科目 47 科目 テキスト・講義科目 107 科目 全 157 科目

人間開発教育課程

共通基礎教育科目(前掲に同じ) (30 科目)

基幹科目(人間開発教育課程) (14 科目)

生涯学習学関係科目 2 科目

社会教育関係科目 3 科目

構想力開発関係科目 3 科目

企業・マネジメント関係科目 6 科目

共通専門科目(前掲に同じ) (42 科目)

専門科目(人間開発教育課程) (62 科目)

(1)生涯学習基礎論・社会教育グループ (38 科目)

生涯学習論関係科目 12 科目

社会教育学関係科目 8 科目

図書館学関係科目 13 科目

博物館学関係科目 5 科目

(2)人材開発教育論グループ (24 科目)

人材教育基礎論関係科目 7 科目

読書能力開発関係科目 3 科目

論述・発表能力開発関係科目 5 科目

文章能力開発関係科目 4 科目

問題アイデア発見能力開発関係科目 3 科目

経営生産業務改善能力開発関係科目 2 科目

学外実地研修および卒業論文関係、卒業研究演習 (3 科目)

演習科目 49 科目 テキスト講義科目 102 科目 全 151 科目

7) シラバスの作成と活用

【現況】

シラバスはいわば学生と教員との授業内容契約に類するものであるところから、本学のシラバスは自費になるが最もよく整理完備されているといえる。去る平成 16 年 12 月 16 日に行われた文部科学省大学設置・学校法人審議会による「平成 16 年度年次計画履行状況調査」更に「平成 17 年度年次計画履行状況調査」と二年に渡る報告審査においてもその出来映えを評価された。テキスト履修科目、スクーリング履修科目、いずれを取ってもその目的にかなったシラバスとなっている。使用についてはインターネットを通じて全学生が閲覧した上で履修登録を行うことに使用することも出来るし、授業の進行状況を確認することが出来るようにも完備されたものとなっている。教育課程に沿って授業の一時限の内容まで記している。

【分析結果とその根拠理由】

シラバスを公開することで学生が履修登録を開始することが出来る。学生の履修登録調整や、テキスト履修者への指導をすることも可能であり、インターネット通信制課程においてのシラバスは重要な位置を占めていると言える。

8) 自主学習、基礎学力不足学生への配慮

【現況】

図書館の蔵書確認や貸し出しが遠隔地からでも簡単にできるように、インターネットでの利用申し込みができるようにしている。開館時間は午後 10 時までとし、夜間に利用する学生へ対応している。

また、レポート提出が滞るなどの学習意欲減退の学生に対しては、学生委員会から該当する学生宛てに、学習意欲を喚起する「励ましのメール」を送っている。

さらに、学生が学習に関して基礎的な学習方法への理解を深めるため、資料の収集と整理の仕方やレポートの書き方についての解説書を作成し、学生が参考にできるようにしている。

【分析結果とその根拠理由】

図書館が利用され、学習効果が高まっている。また、レポート提出も増えている。

レポートの質も向上している。これらのことから、これらの取組は効果があがっていると考えられる。

資料1 八洲学園大学図書館ホームページ 「八洲学園大学図書館便り」 資料2 資料編 「学習のしおり」
--

9) 通信教育の授業実施方法の整備と指導の適切性

【現況】

テキスト授業(印刷教材)についてはオリジナル教科書(P150)にて一時限 90 分あたり 10 ページを費やす内容となっており、全テキスト授業において印刷教材が配布されている。課題レポートの添削状況、提出状況については学生支援センターが個々に状況を把握して提出を促している。授業開始時間、添削レポート

提出期限、最終試験期日等については教務事務によって管理指導を行っている。ほぼ完備された状況といえるが、パソコンの扱いに習熟していない学生には学生支援センターが指導支援に当たっている。

面接授業は、メディアスクーリングとなっているところから遠隔地にいる学生も受講することが出来る利便性がある。海外からの受講生もあり、おおむね良好順調に行われている状況である。

【分析結果とその根拠理由】

学生全員に対してメディア通信障害に関して調査を行った。それらの調査によれば、時々授業が中断する、或いは映像や音声が届かない、などの回答もあり、改善を要するものと考えられる。通信障害については平成 17 年度はおおむね改善され良好な状況といえる。

なお、メディアを利用した本学の授業について、その実施方法の整備状況は、以下の通りである。

テキスト履修では、1科目2単位を取得するために、添削指導を受けながらレポートを2回作成しかつ期末に科目修得試験を受ける課題方式と、添削指導を受けながら論文を作成する論文方式のどちらかを選択することになっている。その場合のレポートや論文の提出、添削指導、試験、その他質問や個別指導等はインターネットを通して行う仕組みになっている。

スクーリング履修は、キャンパスで行われている授業を同時双方向で全国各地の学生に配信するかたちで行われている。教員はタブレット型のパソコンを黒板がわりに使い、画面の右上には教員の顔が出るだけで、あとは主会場の映像が映し出されているようになっている。教員は、あらかじめパワーポイントを用意してそれを画面に映したり、OHPで教材を提供したりしながら、タブレット・パソコン上で必要に応じて書き込みを行っている。

一方、学生はいつでもチャットで発言したり質問したりすることができるようになっている。さらに、学生の出席状況を確認するためのボタンがあり、学生は一定間隔で押さないと退出の表示が出てしまい、欠席扱いになってしまう仕組みになっている。

その他、学外での実習については、事後にレポート指導を行うのでレポートスクーリング履修とよんでいる。事前指導としてインターネット活用のメディアスクーリング等を行う場合もある。

指導方法としては、基本的にはインターネットを通しての指導になっているが、キャンパスにくる学生には対面でも指導する。

質問とその回答、学生へのメッセージ、メール、資料の送付、掲示板、アンケート、FAQなども科目別に担当教員の責任下で行うことができるシステムを整えている。

演習科目の教育方法で問題となるのは、掲示板を利用する事例はあるが、1対多のメディアスクーリングで、学生からの発言がチャットのみとなっている点である。しかし、17年度にはディスカッション・ルームが新たに開発され、新たな方法で演習を行うことが可能となった。

学生や教員に対する支援システムとしては、学生の相談等に応じたりする学生支援センターと教材開発やメディア関係で教員を支援したり補助したりするメディアセンターがある。

学生支援センターは出願手続き、入学手続き、履修登録、学習相談など、学生へのあらゆる対応を行っている。メディアセンターの具体的な支援業務は、教員に対するスキル研修(PC操作基礎研修、eラーニングソフト利用研修、インストラクショナルデザイン研修、個別操作研修)、業務の支援(スクーリング教室準備&稼働監視、教員パソコンの設定、質問への回答、トラブル時の対応)、メンタリング助手やスクーリング助手、基礎授業素材制作代行、高度授業素材制作代行などの作業・操作の代行などである。

これらの学生支援センターとメディアセンターは、eラーニング・システムの運営と開発のために八洲学園大学と(株)デジタル・ナレッジが共同出資して設立したDigital-Knowledge for University Learning(DKUL)が運営しており、学生支援センターは本学職員とDKULの職員が協力して運営している。

メディアを利用して行う授業システムの整備は進み、システム内部の問題は春学期で大体解決した。しかし、演習科目の教育方法の開発、学生の本人確認、通信障害への対応等が課題となっている。

これらについては、教育システム安定化検討ワーキング・グループ(既出)で検討を行ってきている。

(下記資料)

演習科目の教育方法で問題となるのは、掲示板を利用する事例はあるが、1対多のメディアスクーリングで、学生からの発言がチャットのみとなっている点である。eラーニング・システムのシステム開発と実験、メリット、デメリットに関する研究や海外事情の紹介などは盛んに行われているが、演習、協調・共同学習の支援等の検討は手つかずの状態にあるといってもよいので、現在の条件でどのような演習が可能なかを研究開発する必要がある。

本人確認の問題は、eラーニング・システムを導入した通信制大学固有の問題で、学んだり試験を受けたりする者が学生本人であるという確認が必要不可欠になる。単位や卒業証書はその本人に対して与えられるからである。八洲学園大学では、試験やレポートについて、必要に応じて電話、USBカメラを使ったり、ときには面接などを行ったりして本人を確認する方法を検討している。ただし、海外在住の学生についてはそのような本人確認は極めて難しいといわざるを得ない。

通信障害への対応というのは、現在のインターネット環境では100パーセント安定した配信が可能とはいえないことからきている。実際、八洲学園大学のメディアスクーリングでも、他のインターネットを活用した同時双方向のeラーニング・システムと同様に通信障害が生じている。大学側では、外部要因による通信障害の調査を教育システム安定化検討ワーキング・グループが中心になって平成17年1月に実施し、その後メディアセンターがその追跡調査を行いつつある。また、平成17年3月15日の秋学期・科目修得試験では、18時30分からの100人を越える一斉試験で通信障害が発生したため、代替試験を行った。

大学では、メディアスクーリングの安定性確保のために、下記のような対策を講じている。

八洲学園大学メディアセンターおよび(株)デジタル・ナレッジは、通信障害の要因として教員の操作ミス、教室機器、構内網、データセンター、インターネット網、学生側の回線、学生のPC、学生の操作ミスをあげ

て、対策に取り組んできた。例えば構内LANとデータセンターの接続においては、主回線以外に2回線を障害時用として用意し、全3回線で対応している。また、音声と映像の回線を分けることができるように設計し、映像用の回線に障害が発生しても映像以外(音声と資料、板書)だけはつながるように工夫している。それでも回線に障害が発生し、配信が不可能になったときには、構内LANを利用せず、携帯電話(FOMA)も利用した方式で授業を継続できるようにしている。

しかし、通信障害は、発信側の要因(サーバの性能など)、受信側の要因(パソコンの性能など)、インフラストラクチャーの要因(回線容量、ルータの問題など)が複合的に絡んで発生するので、さらに多面的な対策を立てる必要がある。

通信障害については、16年度に引き続き、対策を講じてきた。しかし、その成果があらわれ、17年度後半には学期開始時に学生のアクセスが急増するとき以外は、システム側のトラブルも発生しなくなったので、教育システム安定化検討ワーキング・グループの開催は1回に止まった。

【資料編<WG第7回ミーティング開催のお知らせ・当日配付資料>】

資料

教育システム安定化検討ワーキング・グループについて

1 経緯

人間開発教育課程で遠隔教育の安定化に関する共同研究を開始したのをきっかけとして、人間開発教育課程会議で本校のシステムの安定化についての検討を始めたところ、それとは別に、著作権問題に関わって、学生へ対応するための一部教員による話し合いが行われた。その席上、継続的に教育システムの安定化について検討することの提案がなされたので、人間開発教育課程会議の安定化についての検討を課程の外に出して行うこととした。それがこのワーキング・グループである。

2 目的

本学の教育及び教育システムの安定化についての検討を行う。

17年度の通信障害・トラブルの発生とそれへの対応は、資料『「外部通信障害調査」報告と対応について』にあるとおりである。

ここでは、その経緯だけをあげると次のようになっている。

1 「外部通信障害調査」(平成17年1月)の結果は、資料『「外部通信障害調査」報告と対応について』の表1、表2に示したようになっている。

2 その後の調査

(1)教員による調査

平成17年4～7月の毎週、人間開発教育課程演習科目担当の4教員によるトラブル把握調査を行った。

(2)DKULによるネットワーク調査

6月には、授業配信が中断するトラブルがあり、学内からインターネットへ授業内容を送る送信ネットワークと学内システムとの接続に問題のあることが発見されたため、システムを運営しているDKULが外部に依頼して7月に診断調査を行った。

1) 大手町データセンター調査

- ・専用線側ルータのログ/設定/動作状況の調査
- ・専用線 LAN-TA(ブリッジ)の動作状況の調査
- ・プライベートアドレス側スイッチングハブの設定の調査
- ・プライベートアドレス側スイッチングハブにおけるパケットキャプチャ
- ・グローバルアドレス側スイッチングハブにおけるパケットキャプチャ
- ・システム構成ヒアリング

2) 八洲学園講師 LAN 調査

- ・専用線側ルータの動作状況の調査
- ・専用線 LAN-TA(ブリッジ)の動作状況の調査
- ・IP アドレス競合検知の為の機器(アナライザ)の設定/設置(パケットキャプチャ)
- ・システム構成ヒアリング

3 各種トラブルへの対応

(1) 個人のパソコン (PC) 操作の不慣れによるトラブル対応

外部通信障害調査によって、個人のパソコン (PC) 操作の不慣れによるトラブルも多いことがわかったので、DKULでは、PCサポートに以下の3つを追加した。

- 1) トラブル時のリモート操作機能の導入
- 2) 定常的な試験配信での動作確認の促進
- 3) 個別ヒアリングの実施 (PCの調子が悪い学生に連絡をして、積極的な支援を実施する。)

(2) 科目修得試験のトラブル対応

DKULでは試験プログラムの改善とサーバの増強を行い、平成17年度春学期の科目修得試験では、受験者の多い科目でもトラブルがなく、無事終了した。

(3) データセンターのサーバ障害について

平成17年8月23日(火)19時~20時頃に、データセンターに管理を依頼しているサーバに障害が発生し、保存中もしくは提出済み願書の一部作文データが消失した。原因はまだ特定できていない。これについて、DKULでは、さらにバックアップ体制の強化を図った。10月18日、21日にもサーバ障害が発生し、授業配信に支障が生じたが、これも原因はわかっていない。

我が国では、まだインターネットのインフラ整備が十分ではなく、ライブ授業ではトラブルが起こることがあるが、トラブルは複合的な要因が絡んで起こることが多いため、学内だけでは解決できない問題も多い。しかし、トラブル解消に向けて努力を積み重ねていく体制を整えている。

資料 八洲学園大学生涯学習学部長水野建雄「外部通信障害調査」報告と対応について」平成17年11月16日
・ <http://blog.study.jp/ygujimu/archives/gaibutuushin.pdf>

10) 成績評価基準、卒業認定基準の策定と学生への周知

【現況】

スクーリング科目については出席 8 割以上、最終試験点数 60 点以上合格とする。成績認定に関する規定はおおむね出来ているが、成績評価基準については開学初年度から平成 17 年度現在までのデータを収集し、分析した上で来年度中にはその基準となる規定を作成したいと考えている。開設科目が 119 科目を超えることから早期に基準を定めたいと考えている。現在はモデル答案を各教員に示すなどしておおよその統一を図っている状態である。

【分析結果とその根拠理由】

成績の評価はで担当教員の裁量となっているところから、特に指示は出していない。評価が疑問に思える教員には訂正をお願いしている場合もある。

【資料 1】 成績評価の手順について

- 1、履修登録は合格通知を得て入学金、履修登録料を納入した学生が所定の期間内にその学期に履修する授業科目を定め、事務局教務課に履修届けを提出し、履修登録をする。
- 2、履修登録は年間 50 単位を上限とすることから、原則として春学期と秋学期でそれぞれ 25 単位までとなるが、昨年度の登録状況では最大 13 科目、26 単位の登録者が数名いた。平均登録科目は 7 科目 14 単位であった。

平成 17 年度春学期履修状況

科目	履修者数	成績評価				判定別割合			
		優	良	可	不可	優	良	可	不可
119 科目	3991 人	2035 人	718 人	957 人	281 人	51.5%	18.4%	5.8%	24.3%

秋学期履修者数総数は、3991 人であり、成績の評価についてもほぼ同じような数字となっている。成績評価の点については 75% が合格単位認定者の対象となり単位不認定は 24% である。適切な評価といえよう。

- 3、印刷教材授業は(科目修得試験)、面接授業については(最終試験)として、日程を定め学期末までに行うものとされ、面接授業は最終日の 16 回目の授業時、テキスト履修者は別日程で行う。

【資料 2】 成績評価基準と学生への周知

- 1、成績評価基準は所定の手順でレポート添削採点状況を教務委員会に報告する。レポートは合格するまで何回も提出し、各教科担当者の指導を経て、その結果を教授会で承認する。第一回目の課題が合格した学生は第二回の課題を提出することが出来る。これも同じように添削指導される。二回の課題に合格した学生が科目修得試験を受験する資格が与えられる。科目修得試験受験資格者は教授会に報告され受験可能となる。
- 2、スクーリング(面接授業)は登校学生もメディア受講学生も同じように 8 割以上の出席者に最終試験受験

資格が与えられる。この間授業科目によっては、中間テスト、予備テストあるいはレポートの提出が求められる。これによってテキスト履修者と同数の評価対象とする。

- 3、テキスト履修、スクーリング履修とも三回の評価対象成績となり、素点で教務課に提出される。
- 4、提出された素点、出席状況などを教務委員会で一覧して、不適切の評価や、矛盾評価があった場合は学長から指導を受ける場合もある。
- 5、テキスト履修の場合は、第1回および第2回レポートの添削結果についてはA、B、Cの評価が学生に告知される。学生は第1回の成績告知を見た上でレポートを再提出するか、次の第2回課題に移るかを考える。2回の成績告知によって学生は、科目修得試験の受験資格の有無を知ることが出来る。
- 6、2回の課題のうち、どちらか一方の課題に(不可)がある場合も、教科担当、教務委員会の協議を経て科目修得試験を受験させて良いかを学部長に諮問し、学長の決済を受けて受験させることが出来る。
- 7、上記のように実質的に点数(またはA、B、C)の評価を受ける2回のレポートと、学期末に行われる科目修得試験との三点で総合的な成績評価を行い、教授会において報告し承認を受けて、学生に告知される。
- 8、学生への成績告知について
成績の学生への告知・通知については上記1～7までの手続きを経て学長決済が得られた科目について学生に通知される。

対象	第1回レポート	第2回レポート	最終試験・科目修得試験
素点	100～60点	100～60点	100～60点
評価	A、B、C(D不可)	A、B、C(D不可)	優、良、可、不可

学生への通知については上記のような成績評価が、学生支援センター、教務課担当者からネットワークを通じて配信される。レポートについての疑問、成績についての疑問は、学生支援センターで質問を受け、質問内容については教務委員会を通して各教科担当に問い合わせを行う。授業関係やレポートの提出、受験不能状況などについては、学生委員会にて質問の対応に当たっている。成績の問い合わせは、直接学生から授業担当者にダイレクトで行くことのないように配慮している。

【資料3】 卒業認定基準について

- 1、成績評価基準についてはおおむね優が20%、良が20%、可が30%という基準を示しているが、本学は社会人が多く、また全学生の20%がすでに過去に大学、短大、専門学校の卒業生であるところからおのずと学習に取り組む姿勢も良く、レポート提出状況、レポート内容、試験の成績も良いところから(優)の評価が多くなり、51.5%をしめていることが特筆できる。これは決してメディアでの履修ということから評価が甘くなっているわけではない。不可の割合を25%～30%と内規申し合わせで定めているがこれらについては妥当のものと考えている。

2、卒業認定については、「八洲学園大学履修規程」に従い、現在検討を重ねているところである。卒業に必要な単位は次の通りである。

○ 家庭教育課程

区 分	選択必修単位
共通基礎教育	20
基 幹 科 目	8
共通専門教育科目	10
専 門 科 目	46
関連科目(家庭教育課程の専門科目に関する科目)	28
自由選択科目	12
計	124 単位

○ 人間開発教育課程

区 分	選択必修単位
共通基礎教育科目	20
基 幹 科 目	8
共通専門教育科目	10
専 門 科 目	46
関連科目(人間開発教育課程の専門に関する科目)	28
自由選択科目	12
計	124 単位

* 卒業に必要な単位数 124 単位の中には、面接授業(スクーリング授業) 30 単位を修得して

いなければならない。

【資料：「履修規程」および「学則」第 29 条, 30 条】

【資料 4】 再試験・追試について

八洲学園大学学則第 31 条に「学長は、必要により、再試験及び追試験を行うことがある」と規定されていることにより、学生支援センターを通して再試験、追試験の申し出があった学生については、学生委員会と教務委員会でその理由を協議し、その旨が妥当な学生については教務委員会から教科担当者に連絡協議し、それらの日程を定めて受験を許可している。

現在までにあった主な理由は、健康を害して入院していた者、出産のため受験できなかった者、パソコンを盗まれて受験できなかった者、目が不自由で問題を点字に訳するのに時間がかかった者、他にもその理由が妥当と認められる学生には再試験、追試験の機会を与えている。

1 1) 成績評価、単位認定、卒業認定の実施

【現況】

単位認定におけるレポートの字数(量)が単位数に対して適切な分量であるかを教務委員会で検討しその結果以下のような対応をした。

(1) テキスト履修の場合(T履修)

通信授業(T履修)は、テキスト学習で十分教育効果があがるという内容の科目のみ設定した。テキストによる学習では、時間場所を選ばず、学生おのおののペースで学習することが出来る。また、個々の疑問点

については質問が出来るよう配慮している。

(1 - 1) 課題方式

テキストのみによる科目の履修は大学から送付する自宅学習用の教材(テキスト、補助教材等)に区分される。学生は、テキストや参考図書を精読し、与えられた課題(テキスト科目課題集に記載)についてレポート(学習報告書)を提出。教員による添削と評価の後、返却される(評価は課題提出時に添付する「添削指導評価書」に記載して返却される)。所定のレポートに合格することと「科目修得試験」を受験し合格することで、その科目の単位が認定される。各科目の授業内容は下記の表を標準として、設定されるものとする。

テキスト	A版 100 頁程度を 1 単位とする。
レポート枚数	400 字原稿用紙 4 枚(1600 字)程度を 1 単位とする
レポート提出回数	2 単位科目 - 2 回(1600 字 × 2)

なお、原稿用紙、横罫紙を使用可とする。

(1 - 2) 論文方式

学生は、テキストや参考図書を精読し学習を始め、科目ごとに課せられた「論文」を、教員の指導を受けながら作成する。

論文方式(論文試験)のねらいは、「出題意図を正確につかみ、それをテキスト他、参考書等にあって検討した上で、自分なりの考えをまとめ、自分の言葉で相手に理解しやすいようにまとめあげる」ことにある。担当教員の指導のもとに論文を完成することにより十分な学力をつけさせることを目指している。「論文」は、決められた期間内(作成期間約1ヶ月半)に、自宅にて1単位当たり2000字、2単位で4000字程度にまとめて提出し、審査を受けてこれに合格すると単位修得とする。

【分析結果とその根拠理由】

1、単位修得までの学修の流れ

(1)テキスト履修の場合(T履修)

課題提出順序を指定され第1課題合格後、第2課題を提出の場合

必ず第一課題から取り組み、合格を手元で確認したうえで次の課題に進む

提出順序の制約なしの場合(どの課題からでも提出可・複数課題提出可)

課題の提出順序について、一切制限を設けていない。どの課題からでも、どのような順番でも提出が出来る。

教材到着→自宅学習→第一課題提出(不合格の場合自宅学習に戻る(注1・注2)→合格→自宅学習→第二課題提出(不合格の場合自宅学習に戻る)→合格→科目修得試験受験申し込み(注3)→科目修得試験受験(不合格の場合追試験の上合格)→合格→単位認定

注1)科目修得試験に合格してもレポートが不合格のままでは単位修得とならない

注2)再提出をする場合、前回添削指導書と前回レポート、再提出評価書と再提出レポートの4点を合

せて提出のこと

注3 受験申し込みには当たっては、受験資格を満たしていることが必要。

(2) スクーリング履修の場合(S履修)

面接授業(S履修)は、テキスト学習では十分教育効果が上がらない内容の講義科目と演習科目のみ設定した。時間場所が限定され通信の利点を損なう要素もあるが、直接授業を受けられることにより教材学習だけでは伝えきれないものが伝えられると考えられる。

スクーリングには、通常のスクーリング(週1回登校して受講)と、短期集中(週末、春期、夏期、冬期)のスクーリングがある。スクーリングは、本学にて行う。

- ・通常のスクーリングでは、各教員により、一学期間に数回の「宿題」を出す。学生はこの「宿題」に応えながら、自己の学習の進捗を確認する。教員は、次回の授業時に提出された「宿題」を添削評価して、学生に返す。
- ・学生は、開講時間の8割以上に出席し、最終日に行われる試験に合格することにより、単位を認定される。試験にかえてレポートを提出する場合は、指定された提出日までに各教員宛に提出する。演習科目の試験も、これに準じて行う。
- ・短期集中のスクーリングは、大学の定める3日～4日間の期間・日程に従って開講する。
- ・短期集中スクーリングの試験は、授業の最終日に行う。または担当教員の指定する提出日までに、定められた方法に従って、レポートを提出する。
- ・成績の評価は、本学の規程によって行う。

メディアスクーリング方式

- ・地理的、時間的、身体的などの理由により、通常スクーリングの受講が困難な学生は、「メディアスクーリング方式」により受講することが出来る。この方式は、コンピュータ利用により、通常スクーリングと同時・双方向の授業に参加する。これは、通常スクーリングの学生の授業と全く同様で、受講の申し込み、単位の認定、日程、受講方法等も、同一である。

テキスト・スクーリング併用履修(ST履修)

- ・テキスト履修とスクーリング履修の併修で行う学習形態であり、通信授業および面接授業の双方向の授業に参加することが必要である。

テキスト・スクーリング併用履修(ST履修)は3単位以上科目のみ設定している。3及び4単位の科目は学修量(時間)を「テキスト履修」「スクーリング履修」を組み合わせることにより目標とする学習効果をあげられると考えられる。

「通信授業」と「面接授業」分割履修とし授業科目はその単位数すべてを修得し終えた時点で始めて「単位修得」とする。

- ・例えば 4 単位科目「博物館学」(概論、経営論、情報論)の場合、同一学期内に概論の部分は「テキスト履修」で、経営論・情報論の部分は「スクーリング履修」で授業を行い、当該学期(春学期又は秋学期)内に履修を終える方式である。したがって、試験(科目修得試験又は最終試験)の結果、どちらか一方を落とした場合は、単位は取得できず、来学期以降再履修となる。
- ・テキスト履修とスクーリング履修の併用であるから、両方の履修により、両方の授業の成績評価に合格することが必要である。
- ・この授業のテキスト履修、スクーリング履修は、上に述べた両方の履修方式を生かして受講するが、スクーリング履修は、登校して受講しても、コンピュータ利用の同時・双方向の授業を受講しても良い。

テキスト・スクーリング選択履修(T・S履修)

- ・テキスト・スクーリングの選択科目(T・S履修)は、前期をテキスト履修・後期をスクーリング履修の基本とし、学修上、独学のテキスト履修だけでは不安である、直接登校またはコンピュータ双方向の授業にも参加して、理解を深めたいという学生のために、この方式がある。

学生が直接教員から授業を受けられることにより教材学修だけでは伝えきれない、よりタイムリーな知識や学説を伝えられると考えられる。また、スクーリングのみの場合には時間場所が限定され通信制の利点を損なう要素もあり、学生の生活サイクルより自由に選択(前期テキスト履修 後期スクーリング履修)出来るよう配慮した。

この方式は、両方の履修のどちらかを選択して、成績評価を受ける。両方とも評価を受ける必要はない。受講申請の時、いずれの方式で評価を受ける予定であるか、選択して申請をする。

2、成績評価方法について

毎年4月・10月に成績通知表を配布する。当該科目について、通知書に記載される評価(100点満点の素点表記とし60点以上を単位認定対象とする)方法を明示する。

成績評価は、下記の優、良、可、不可の4段階とする。

優	100点～80点
良	79点～70点
可	69点～60点
不可	59点以下

以上の成績評価は、本学における全試験に適用される。

1、テキスト履修

ア)科目修得試験採点結果と、課題レポートの添削結果との総合評価とする。

イ)論文試験審査を受けこれに合格すると単位修得とする。

2、スクーリング履修

開講時間の8割以上に出席し、最終日に行われる試験に合格することにより単位修得とする。

3、その他

・テキスト・スクーリング併用履修（ST履修）

テキスト履修は、科目修得試験採点結果と、課題レポートの添削結果との総合評価で2単位

スクーリング履修は、スクーリング時間の8割以上に出席し、最終日に行われる試験に合格することにより2単位

併修科目の単位修得は、テキスト履修とスクーリング履修双方の総合評価とする。

・ テキスト・スクーリング選択履修（T・S履修）

テキスト履修かスクーリング履修どちらかの評価を必要とする。

テキスト履修を選択した場合は、科目修得試験採点結果と、課題レポートの添削結果との総合評価とする。

スクーリング履修を選択した場合は、スクーリング時間の8割以上に出席し、最終日に行われる試験に合格すること。

1 2) 成績評価等の正確性を担保するための措置

【現況】

成績評価については、すべて学生支援センターに集約され、それから学生に期日を告知して配信されることになっていることから、各教科担当者から成績評価の提出があった段階で教務委員会が一覧することになっている。著しく偏った評価のしかたをしている場合には運営委員会で審議し、学長から教科担当者に確認することができるようなシステムとなっている。そのようなシステムが取られているので成績評価について学生からの申し立ては存在していない。もちろん教員の評価権はまず尊重されるべきであり、そのことを前提にしたうえで、同時にこのような手続きを踏むことによって、評価についての厳正さと正確性が担保されていると考えられる。

【分析結果とその根拠理由】

学期ごとに履修登録状況、レポート提出状況、添削状況、最終試験素点、総合成績等に関する一覧が作成され記録されることから、おのずと評価に対しても一定の基準が出来つつある。

6. 教育の成果

1) 養成しようとする人材像等の方針と達成状況の検証

【現況】

両課程ともに育成、養成しようとする人材像については明確にされているが、その達成状況の検証・評価については、現在は検討課題である。卒業生が出る19年度及び20年度にしっかり検証・検討する所存である。 【資料：資料篇「大学案内」「履修案内】

【分析結果とその根拠理由】

家庭教育課程では、社会において家庭教育力を高める指導者として活躍できる人材、すなわち家庭教育アドバイザーの養成、また健全な市民活動の指導者としてのスポーツインストラクターの育成など養成、育成すべき人材像が定められている。ただしスポーツインストラクターについては、現在、その性格や活動範囲などの詳細について検討中である。また人間開発教育課程では、社会教育主事をはじめとして、図書館司書、司書教諭、学芸員、企業教育の指導者など、社会で活躍できる人材の養成を目指している。

2) 学生の授業評価からみた教育の効果について

【現況】

学生の授業評価についてはその都度評価されている。スクーリング授業については授業終了後に必ず通信状況と授業についての学生の感想評価が寄せられるシステムとなっている。また印刷教材(テキスト履修)については、学生がいつでも質問機能を使って教員担当の教室に評価に関する情報も送ってくるシステムとなっている。恒常的に学生からの授業評価が行われているので、教員は常に授業に対する改善と改良に工夫を凝らしていることから、本学においては大学の意図する教育の効果については明確に把握できるようになっている点からもその効果は十分に行き渡っていると判断している。

【分析結果とその根拠理由】

スクーリング授業では、授業の途中でも、授業終了直前でも教員が全受講生に質問をして「理解度」を知ることが出来る。このような利便性を生かして、大学の意図する教育の効果を知ることが出来る。

また、学生からも質問が寄せられ、教員はそれらの質問に一週間以内で回答する義務を持っている。また学生委員会からの支援や指導を通じて学生が孤立したり、学習が停滞したりすることがないように常に援助体制をととのえている。学生からの授業評価は学期毎にアンケートを実地してその状況を把握している。

7. 学生支援等

1) ガイダンスの実施状況

【現況】

学生が自分の将来の進路希望にそって科目選択ができるように、専門別の履修モデルを示している。全ての授業科目についてシラバスを作成し web 上のホームページで公開し学生の閲覧に供している。また、同ホームページでは担当教員がシラバスを説明する映像の閲覧もできるようにしている。

【分析結果とその根拠理由】

学習に熱心に取り組む学生が多い。それは、履修モデルを参考にすることにより、卒業後の進路を視野に入れた科目の選択ができていることによると考えられる。

資料1「履修モデルの例」
(出典 八洲学園学習ガイド)
資料2「シラバスの例」
(出典 八洲学園大学HP)

2) 学習相談、助言について

【現況】

学生支援センターという部署が学生との窓口となり、電話やメールで学生からの相談を受け付けている。相談者は、自分の希望により、面談・電話・メールでの相談のうち、適切な方法で相談ができるようになっている。

【分析結果とその根拠理由】

本学は通信制の大学であり、遠隔地で学ぶ学生が多い。支援センターはそれらの学生との窓口となる部署であり、電話や電子メールでの対応が迅速に行われている。相談者は支援線センターに連絡し、相談を受けることができている。

資料1「八洲学園大学生を支えるサポート体制」
(出典 八洲学園大学HP)

3) 学習支援に関する学生のニーズの把握

【現況】

学習に際して学生と科目担当の教員との間をインターネットで結ぶ「質問機能」を充実させ、学生が、随時、必要なときに質問ができるようにしている。

【分析結果とその根拠理由】

通信教育での在宅のままのテキスト履修でも、学生が学習をしていて疑問に思った時点で、「質問機能」で担当の教員に質問ができるので、教員による時を得た回答を受け取ることができて、学習の効果があがっている。

資料「質問管理」
(出典 教員用目的別マニュアル)

4) 通信教育のための学習支援、教育相談

【現況】

授業科目を担当する教員は、インターネットを利用したe-ラーニングシステムによる、担当学生管理機能を使って担当学生の学習状況(出席、レポート提出、評価、質問歴等)を把握し、必要に応じて、学生と電子メールで連絡がとれるようにしている。

また、テキスト履修に関してもe-ラーニングシステムによる、テキスト履修進捗管理機能を使って、学生のテキスト学習の進捗を把握し、学生の学習支援にあっている。

【分析結果とその根拠理由】

学期間を通して、学生の学習状況を把握することができて、学習への助言や評価に効果が出ている。

資料1「担当学生管理」
(出典 教員用目的別マニュアル)
資料2「履修進捗管理機能」
(出典 教員用目的別マニュアル)

5) 特別な支援を要する者への学習支援

【現況】

本校舎内、蓮見幼児学園と提携した託児所を設置し、乳幼児を抱えた通学生が学習しやすい環境を整えている。

【分析結果とその根拠理由】

利用する学生も次第に多くなり、学生の役に立てている。

資料「託児所のご案内」
(出典 八洲学園大学HP)

6) 自主的学習環境の整備と利用状況

【現況】

通学生のために、本学の4階のホールを開放し、自習や話し合いの場に供している。
また、クラス会の開催などに各教室を貸し出し、学生が集会をもてるようにしている。

【分析結果とその根拠理由】

この設備を学生が利用している姿を見かけることが多い。また、学生がクラス会を開催して、交流を深めることもあった。

資料 施設の整備状況
テーブル4 椅子 16 長いす1
空気清浄機1 掲示板1

7) 学生の課外活動への支援

【現況】

学生は遠隔地に居住しているので、電子メールを活用して自主的な話し合いの活動ができるコミュニティを育ててきた。16年度に、サークル活動へ発展できるよう課外活動に関する要項を制定したが、コミュニティの制度が学生の実態に即しているようで、サークルへの申請はない。

【分析結果とその根拠理由】

現在のコミュニティーは 19 あり、遠隔地にいる学生同士が友達になって仲間のつながりをつくっていることがうかがえる。

資料1 八洲学園大学における課外活動に関する要項

資料2 コミュニティの現状

家庭教育アドバイザーを目指す人の交流サークル / 図書館司書を目指している方 / 憩いのサークル / 児童文学研究会 / うちの子・近所の子・街の子 / 学芸員を目指す方のサークル / 広報支援の会 / 八洲学園大学四国部会 / 大学院に進学する会 / 京都府友の会 3 人 / プロレス & 格闘技研究会 / 八洲学園大学愛知の会 / 八洲学園大学茨城人会 / 世界は一つ (We are the world) / お笑い研究会 / 外国人から見た日本 / TTクラブ / 八洲学園大学長野方面支部準備委員会 / 八洲学園大学関西支部

8) 学生の各種相談のための相談・助言体制の整備状況

【現況】

学生相談センターをつくり、学生が気軽に相談できるように、次の体制をつくっている。

学内に学生相談室を設置(教室番号; 4F - h)し、登校した学生が相談しやすい環境を整えている。相談担当教員は4名おり、相談室に不在の時は、電話番号を掲示して、不意の来訪者にも備えている。また、通信教育であるので、在宅したままの学生が相談をしやすいように、電話やメールでも相談を受け付け、改めて日時を予約して電話をかけたり、相談にあたる適任者がメールで答えたりするなどの手はずを整えている。特に、進路変更による退学の相談には電話で保護者とも話し、より理解を深めるようにしている。

【分析結果とその根拠理由】

進路変更による退学の相談、課程変更の相談、休学の相談、身分変更の相談を受け、迅速に対応した。

9) 特別な支援を要する者への生活支援

【現況】

校舎内に、車椅子利用のスロープやエレベータを整備している。

【分析結果とその根拠理由】

今のところ利用者無し。

10) 生活支援に関する学生のニーズの把握

【現況】

本学は通信制の大学であるため、学生が本学に通うためにそれまでの居住地を離れて一人暮らしを始めるといった状況ではなく、在宅のままで学ぶ学生が多いので、生活支援は、生活の変調にかかわる学習に関する問題を解決することが多い。病気にかかったり、体調を崩したり、勤務先の会社から長期に出張を命じられたり、生活環境が変わって学習する雰囲気を整えることができなくなったりした学生からの要望は学生支援センターへ、もしくは科目担当の教員に直接電子メール(質問機能)で届けられるようにしている。

【分析結果とその根拠理由】

学生からの要望は、そのつど科目担当の教員が対応した。社会人である学生が多いので、仕事や家庭の事情によってレポートの提出に支障ができたことについての相談が多かった。それらについて、可能な限り提出期限の延長を行って、学習の機会を保障するようにした。

11) 学生の経済面の援助、授業料免除等

【現況】

独立行政法人日本学生支援機構に申請し認められれば同機構より奨学金を受けることができる。

【分析結果とその根拠理由】

現在、3名が援助を受けている。

8. 施設・設備

1) 施設・設備の整備と活用

【現況】

本学では、次に掲げる施設を用意している。

本学施設の概要

施設名	面積	室数	備考
大講義室	296.1	1	213人収容
中講義室	94.8	6	1室42人収容
演習室	約30.0	15	1室6人収容
学生自習室		3	1室28人収容
学生控え室		3	1室20人収容
図書閲覧室	289.6	1	閲覧76席、パソコン2台2席
書庫			4万冊収容可能
学長室	37.5	1	
研究室	約20.0	27	
顧問室	37.5	1	
非常勤講師室	94.8	1	
講師用学生指導室	37.5	1	
事務室	122.7	1	事務室内に医務室設置
会議室	94.8	1	
サポートセンター	49.7	1	
メディアセンター	39.7	1	
倉庫	54.7	1	
通信教育関係施設	49.7	1	

他に、現在は学生数も少なく使用していないが、新宿地区（東京）に教室他の施設がある。

【分析結果とその根拠理由】

本学は、スクーリング授業に利用する中教室3室を除き、通信制大学という事情から教室を十分に活用しているとは言い難い。学年進行により学生数が増加、教職員数が充実すれば、これら施設の利用度が向上しよう。

これら施設の利用状況の一例として、図書館の年間利用状況をあげれば、次のとおり。

利用者統計H17年度

	来館者数		貸出冊数		貸出方法		返却冊数	開館日数
	全体	職員 うち 教	全体	職員 うち 教	郵送	来館		
4月	98	32	75	17	31	44	48	30
5月	116	41	82	11	47	35	67	31
6月	85	26	70	20	20	50	78	30
7月	130	34	38	6	9	29	67	31
8月	82	17	54	12	28	25	43	31
9月	46	16	30	14	6	24	45	30
10月	61	24	47	5	23	24	8	31
11月	130	48	96	4	39	57	75	30
12月	127	38	87	18	26	61	71	29
1月	102	30	69	14	8	61	97	28
2月	108	26	83	6	51	32	57	28
3月	62	28	26	9	5	21	76	31
計	1147	360	757	136	293	463	732	360
1日平均	3.19	1.00	2.10	0.38	0.81	1.29	2.03	

編入学学生を受け入れる平成18年度からは、相当数の学生増が予想されるので、これら施設の有効活用度が増加するものと考えられる。

2) 情報ネットワークの整備と活用について

【現況】

学生や教員に対する情報ネットワークとしては、28Pの9)「通信教育の授業実施方法の整備と指導の適切性」のメディアを利用して行う授業の実施方法のところ述べたように、学生に対しては学生支援センターが、教員に対してはメディアセンターが中心となったネットワークを形成している。

なお、平成17年3月28日に教員向けの「メディアセンターNEWS」が創刊された。

【分析結果とその根拠理由】

学生に対する教育に関してはネットワークが整備されつつあるが、教員間及び教員・事務間のグループウェアについてはなお整備を要する。

【資料：資料篇「八洲学園大学運用資料」】

3) 施設・設備の運用に関する方針と構成員への周知

【現況】

施設案内、施設の運用方針については、学生を含めた構成員に周知している。

【分析結果とその根拠理由】

本学ホームページに大学（横浜地区）の施設案内を公開しているほか、大学（横浜）ロビーに施設の案内、各階エレベーター横に施設の案内を掲示している。

学生に対しては、学生規程において使用手続き等を定めているところである。

なお、非常勤の先生方が使用する非常勤講師室、学生指導室については、文書をもって通知済みである。

また、スクーリング授業が行われる際には、教員及び学生に通知するとともに、1階エレベーター前の掲示板に時間割を掲示している。

4) 図書、学術誌等の資料の整備

【現況】

遠隔教育であるという本学の特殊性から、直接大学図書館を訪れる学生だけでなく、遠隔地で勉学に励んでいる学生用の資料を重点的にそろえている。本学の教員の作成した教科書に掲載されている参考文献は必ず購入し、学生の求めに応じて郵送している。オンラインデータベースの導入も検討中であるが、システムの問題で導入不可能の状態である。

【分析結果とその根拠理由】

アメリカで「遠隔教育」を実施している大学はとて多い。その大学では、eBook とオンラインデータベースを大学図書館のホームページで学生に提供し、キャンパス外の学生はそれにIDとパスワードを入力してアクセスし、授業に必要な資料・情報を入手している。現物を郵送するという方式をほとんどとっていない。しかし、日本では学部学生が必要とする日本語による eBook は存在せずまた日本語による社会科学関係のオンラインデータベースは限られており、学部教育を電子メディアで支えることは不可能である。本学では、教科書で参考文献にあげられている資料をそろえ、学生の求めに応じて郵送している。安価な配達方法を探して実施しているが、限度がある。現在、紀伊國屋書店など関係業者に eBook 開発などについて依頼はしているが、なかなか実現が間近には見えないのが現状である。

また、オンラインデータベースも、キャンパス外の学生が本学大学図書館のホームページにアクセスして自由に利用するには制約があり、未だに実現していないのはとても残念である。

著作権法次第ではあるが、必要な図書の一部、あるいは必要な学術論文を添付ファイルで学生に送付できるようにすれば、一つの解決策になろうと考えている。

現状では、学生の居住地の公共図書館に依存するのが一番であり、自治体によってはその地の大学図書館と連携して、利用者に大学図書館利用をかなえているところもあり、本学学生もそうした大学図書館も利用させてもらっている。

種 類	蔵 書 数
和書	11533 冊
洋書、中国書	472 冊
視聴覚資料	190
合 計	12195 冊

八洲学園大学附属図書館 蔵書数 (和書・洋書別)

2005年3月

		H15 年納品リ スト	H15年 -2納品リ スト	H16年 納品リス ト	H16年 -2納品リ スト	H16年 -3納品リ スト	合計 (冊数)
和書	レファレンス	3000001～ 3000822	3000872～ 3001032	3001159～ 3001194	3001195～ 3001303	3001817～ 3001854	1166
	一般	1000001～ 1004122	1004348～ 1005573	1005869～ 1007055	1008473～ 1008499	1008507～ 1009272	7493
	大型	4000001～ 4000060	4000062～ 4000124	4000125～ 4000134	1000335～ 4000346	4000347～ 4000366	165
	文庫新書	2000001～ 2000165		2000166～ 2000385	2000586～ 2000618	2000619～ 2000624	424
	その他 (※)						280
小計							9528
洋書 中国書	レファレンス (洋)	3000823～ 3000863	3000244～ 3000246 3000864～ 3000871		3001804～ 3001816		65
	レファレンス (中)		3001033～ 3001058				26
	一般 (洋)	1004123～ 1004301	1004302～ 1004347 1005663～ 1005668		1008500～ 1008506		238
	一般 (中)		1005574～ 1005662				89
	洋書大型	1000061のみ					1
	その他 (※)						52
小計							471
合計							9999
視聴覚資料							179
総計 (冊数)							10178

※その他の資料として

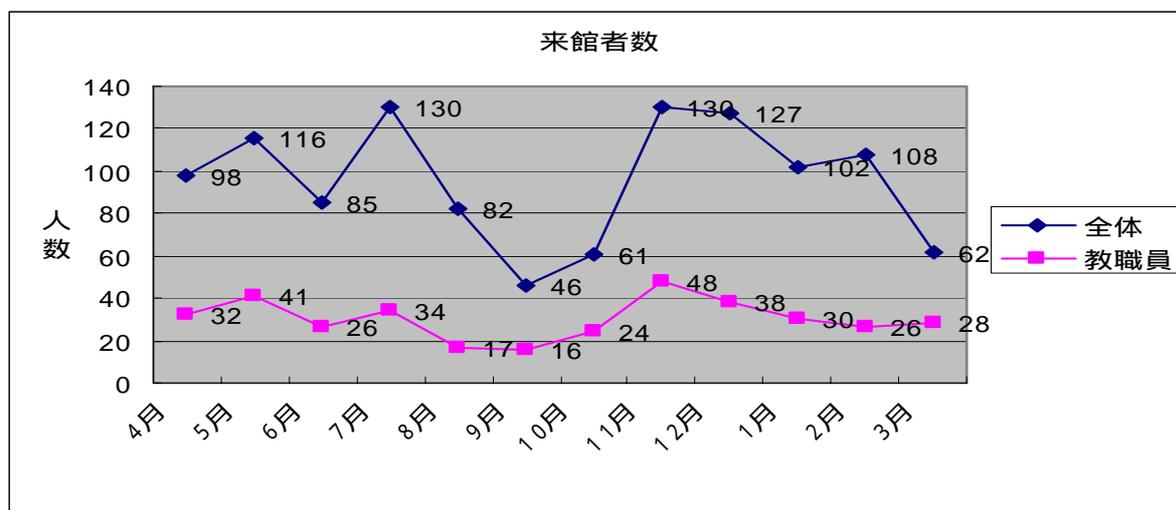
	寄贈	研究費購入図書	別購入分	
洋書	33	19	0	52
和書	159	102	19	280
合 計				332

定期購読雑誌タイトル		
誌名	出版社	備考
History Religions	Univ.of Chicago Press	
Journal of Religion	Univ.of Chicago Press	
エイジング AGING	(社)エイジング総合研究センター	
ドーム	日本文教出版株式会社企画開発部	
マナビィ	ぎょうせい	
ミュゼ	株式会社アム	
みんなの図書館	教育史料出版会	
学校図書館	全国学校図書館協議会	
月刊言語	大修館書店	
言語研究	日本言語学会	
月刊公民館	全国公民館連合会(第一法規)	
日本語の研究	国語学会	国語学から改題
史学雑誌	山川出版社	
史境	歴史人類学会	
月刊子ども論	クレヨンハウス	2006.3月号をもって終刊
社会教育	全日本社会教育連合会	
図書館界	日本図書館協会	
図書館雑誌	日本図書館協会	
大学図書館研究	学術文献普及会	
日本語科学	国立国語研究所/国書刊行会	
日本語学	明治書院	
日本語教育	日本語教育学会	
日本語文法	日本語文法学会/くろしお出版	
日本歴史	吉川弘文館	
文部科学時報	ぎょうせい	
歴史学研究	青木書店	
歴史評論	校倉書房	
視聴覚教育	日本視聴覚教育協会	
大学資料	文教協会	
IDE 現代の高等教育	民主教育協会	
学術月報	日本学術振興会	
* 学校図書館速報版	全国学校図書館協議会	
* 子どもの本棚	子どもの本棚	
* 図書館の学校	NPO図書館の学校	
* 月刊すこーれ	スコーレ家庭教育振興協会	

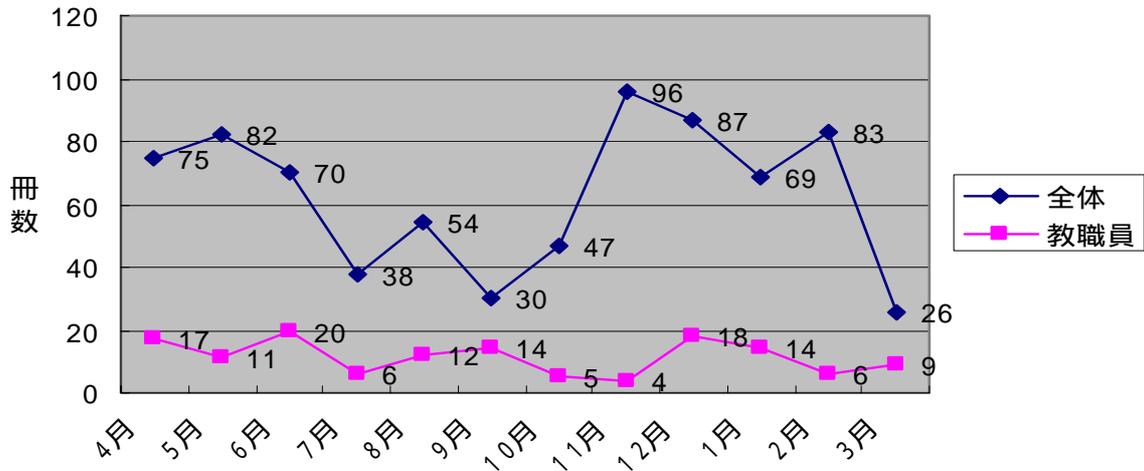
*・・・新規購読

八洲学園大学附属図書館利用統計(2005年度)

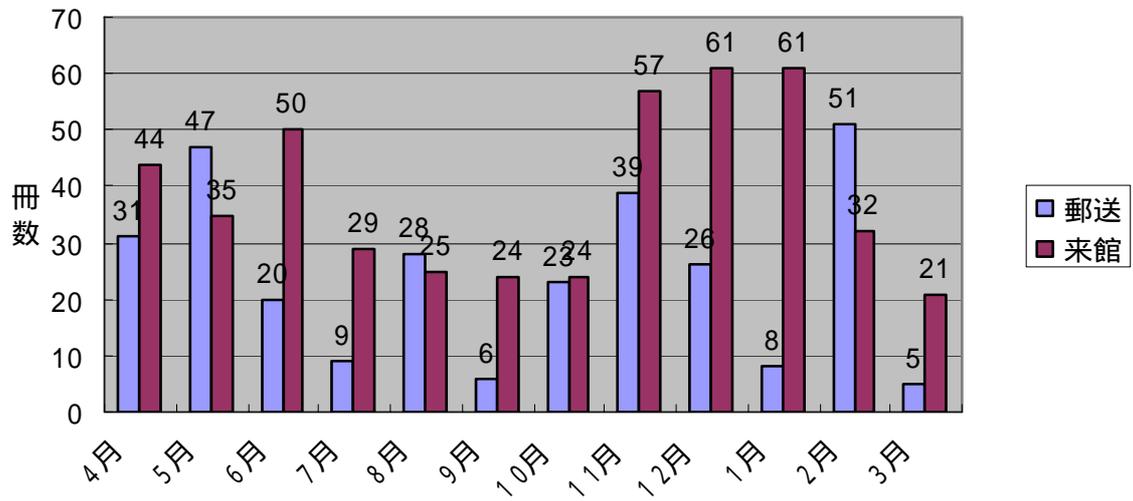
日付	来館者数			貸出冊数			貸出方法 (冊数)		返却冊数	備考
	2004年度	2005年度		2004年度	2005年度		2005年度			
	全体	全体	うち 教職員	全体	全体	うち 教職員	郵送	来館		
4月	-	98	32	-	75	17	31	44	48	
5月	25	116	41	36	82	11	47	35	67	
6月	54	85	26	85	70	20	20	50	78	
7月	55	130	34	76	38	6	9	29	67	
8月	36	82	17	52	54	12	28	25	43	
9月	39	46	16	36	30	14	6	24	45	
10月	27	61	24	27	47	5	23	24	8	
11月	64	130	48	117	96	4	39	57	75	
12月	64	127	38	71	87	18	26	61	71	
1月	70	102	30	70	69	14	8	61	97	
2月	42	108	26	56	83	6	51	32	57	
3月	43	62	28	31	26	9	5	21	76	
合計	519	1,147	360	657	757	136	293	463	732	

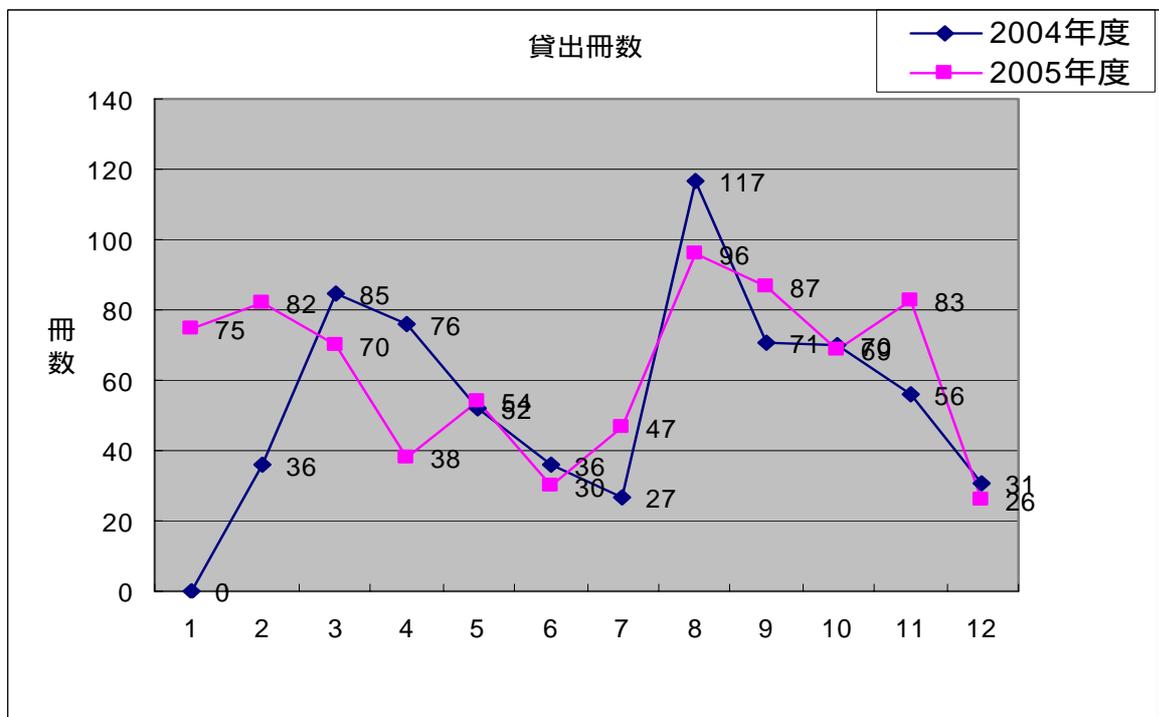
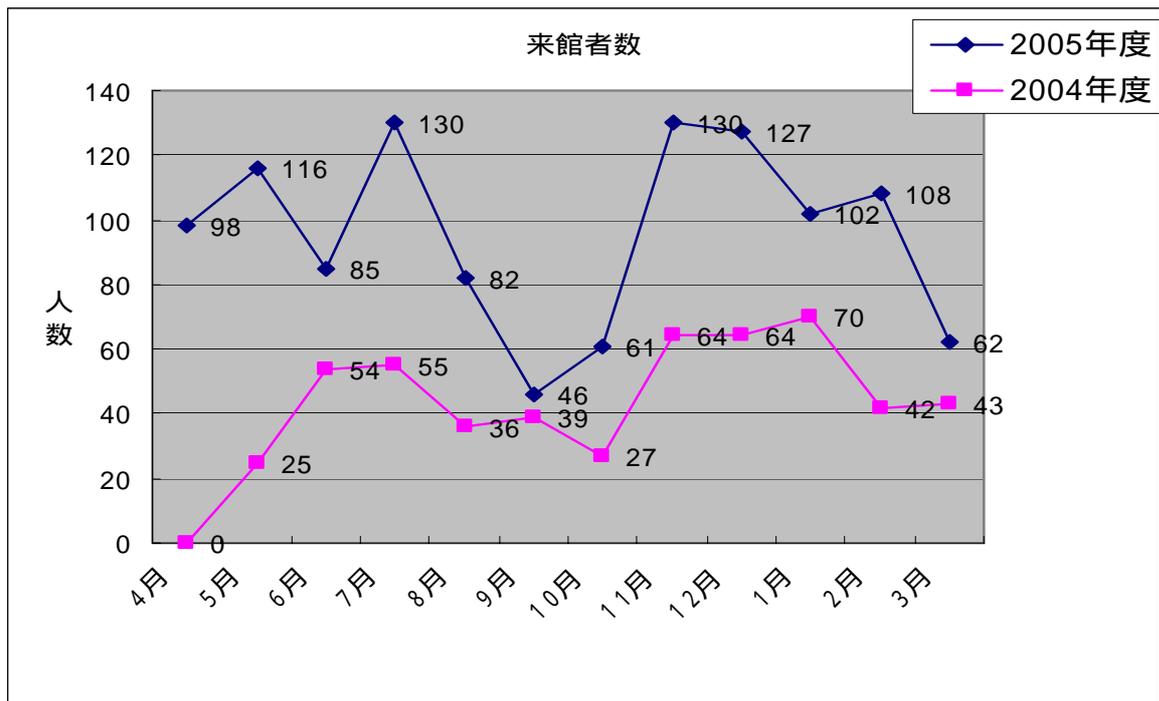


貸出冊数



貸出方法





9. 教育の質の向上及び改善のためのシステム

1) 教育活動の実態を示すデータや資料の収集と蓄積

【現況】

本学ではコンピュータ管理を行っているので、教育関係のデータもすべてコンピュータに蓄積されており、必要に応じて過去のデータも活用できるようになっている

【分析結果とその根拠理由】

巻末添付の規程を見てもわかるように、本学のすべての資料は事務局で保管となっていることから、それをもとに平成16年11月の文科省の指導に対応するために集約された資料もあり、これらは紙対応資料としてファイル化されてよく保管されている。情報開示保護ともにきちんと整理されている。

2) 学生の意見の聴取と教育の自己点検・評価への反映

【現況】

学生の意見聴取に当たっては、まず学生支援センターに学校教務全般にわたって意見が入ってくるシステムとなっている。学生支援センターで学生からの意見(例えば、教科書の内容、授業に対する感想、テキスト履修の方法、学生と教員とのトラブル、学生同士のトラブルやサークル創設に伴う要望等あらゆる分野)を聴取して、それぞれの内容は、学生委員長、教務委員長、学部長、課程長、などに伝えられる。そうした学生からのメール意見については懇切丁寧に対応している。その中から学長に判断を仰ぐ場合もある。教育の状況、資格取得に関する相談、学会入会に関する相談などは課程長が所掌する。学習の悩み、授業内容などについては教務委員長、学生委員長、授業料、学習環境等については学部長対応という形で聴取している。それがおのずと自己点検や評価の指標になってもいる。適切な形で十分に反映されている。

【分析結果とその根拠理由】

インターネットによる通信制課程であることから、学生からの意見寄稿は大変な数にのぼる。それは学生個人のことから、大学の経営や大学のあり方そのものに関するものもある。これらの中から主たる意見を整理して運営委員会や学長決済によって学生に直接意見を聴取する場合もあり、自己点検機能の目安として有効に働いているものと考えられる。

3) 学外関係者の意見の自己点検評価への反映

【現況】

本学に5名から構成される「顧問委員会」が設置されているが、16年度は開学年度でもあり、平成16年12月13日に、顧問会議を開催して、本学の現状、管理運営、学生募集、教育への取り組み等について説明したうえで、質疑応答を行なった。その結果、各顧問委員から、学生募集に積極的に取り組むこと、教学の実を上げること等貴重な意見が寄せられた。17年度は、顧問会議は開催しなかったが、前年度の会議の結論をふまえて科目認証制の導入など教学上の検討を行うとともに、17年6月刊

行の「16年度自己点検・評価書」を顧問委員に検証していただいた。

また、16年度は1回しか開催できなかったFD研修会を、17年度は7月と3月の2回開催し、非常勤講師を含めて全学教員合同で、e-ラーニングの教授法の開発など教育の充実について話し合った。

【分析結果とその根拠理由】

17年度は顧問委員の意見を聞く会合は開催しなかったが、今後は、委員からの提言をその都度、大学の運営と教育に生かすべく定例で開催する方向が望ましいと考えている。19年度以降は、卒業生、修了生が出るので、これら学外者の意見をつねに自己点検評価に反映できるように、これを組織化するとともに、定期的な「ホームカミングデー」といった懇談の機会を設置していきたいと思っている。

4) 評価結果を教育の向上、改善に結び付けるシステムの整備

【現況】

教務委員会、FD委員会、自己点検・評価委員会が連携を密にするとともに、これら教学側の委員会と、事務局、センター（学生支援センター、メディアセンター）の三者が相互に連携して、システムの構築に努めてきたが、その一環として、「課程長連絡会議」を11月に立ち上げ、月1回定例で開催している。これは学部長および両課程長と、事務局、メディアセンター、学生支援センターの代表からなり、その都度の教育に関する具体的懸案事項を三者連携のもとで解決してきた。これは次年度もさらに充実していきたいと思っている。

【分析結果とその根拠理由】

FD研修会で寄せられた多様な意見、ネットを通じて個々の授業に寄せられる学生からの多数の意見や評価、また顧問委員会など学外者の意見等は、主なものはすべて運営委員会にはかられ、そこでの判断にしたがって、教授会を通じて各教員に周知するようにしている。また、具体的実行は、教学側の教務委員会、事務局において、またメディアおよび学生支援センターにおいて検討され、上述の課程長連絡会議等を通じて具体化されるようにしている。

これらがいっそう効果的に運営されるためにはなお整備が必要であり、今後の検討課題である。

5) 評価結果に基づく授業内容、教材、教授技術等の継続的改善

【現況】

家庭教育課程、人間開発教育課程の両課程では毎月インフォーマルの課程会議を開催している。この会議ではあらゆることがテーマとなっている。授業研究、カリキュラムの検討、教授技術などについても提案がある。特に人間開発教育課程で行っている共同研究では、授業の教授技術について発表もなされ、研究が進められている。

【資料編 <人間開発教育課程共同研究・課程会議のお知らせ> <人間開発教育課程会議の開催について（通知）>
<人間開発教育課程会議・資料> <人間開発教育課程共同研究公開研究会配付資料>
<「遠隔大学教育の安定的展開に関する実践と研究1」>】

教材についてはすべての授業がオリジナル教科書となっているところから、教科書は図書館において、教員、学生ともにすべてが閲覧可能となっており、このことから自ら継続的改善を行う結果となっている。

【分析結果とその根拠理由】

両課程とも少人数の教員集団であるところから、おのずと学生への対応、授業内容、教授法、教科書教材などに話題が及ぶことが多く、それが相互点検、自己点検の起爆剤ともなっている。およそ開学初年度は何事も慎重に実行せざるを得ないが、この課程会議の機能が今後自ずと効果を発揮してくるといえるであろう。

6) ファカルティ・デベロップメントの実施の適切性

【現況】

ファカルティ・デベロップメントの実施については学長を中心としたFD委員会を組織し検討している。委員は学長、学部長、両課程長以下全部で8名の委員で構成されている。ファカルティ・デベロップメントは毎月一回の教授会の会合時を使って会合を行う予定である。どのように行い、どのような内容とするかは「FD研修実施委員会規程」に基づいて案を作り、その実施案を検討し、計画立案を教授会に諮り、了承を得た後に定例的に実施することとしている。非常勤講師に対しては別に意見を聞いて必要に応じて実施している。学長、学部長の責任の下に、計画的体系的に実施することを心がけ、その成果を『高等教育研究』を年一回は必ず発行し、専任教員、非常勤教員の高等教育実践にかかる発表の場としていく計画である。

本年度は開学2年目であるが、春学期に1回、秋学期に1回、計2回の実施になってしまった。第一回目は「大学運営とその組織のあり方」について、第二回は「メディアを介した授業研究」というテーマで非常勤講師も交えて実施し、その効果と成果とは大なるものがあつたと自覚している。

【分析結果とその根拠理由】

本年度2回行ったファカルティ・デベロップメントについては、教職員の帰属意識を高め、それぞれの所掌範囲や責任の所在を確認することに意義があつたと考えている。

また第2回目の「メディアを介した授業研修」には、メディアスクリーニング、メディアテキスト履修とも、パソコンに精通すること、および授業や教授方法について相当な研究工夫を要することなどが確認でき、来年度の授業展開に向けて、メディアを使用した授業のあり方を研究せねばならないことを意識させられた。実施に当たっては相当な効果を得ることが出来たと理解している。

7) ファカルティ・デベロップメントと教育の質及び授業の改善

【現況】

大学の評価等について、自己点検の検証について外部者(当該大学の職員以外の者で、本学では顧問と

している)に加わってもらったことで内部の自己讃美のみに終わらず、外部から見た目で指摘をいただいたことは、今後の大学の検証体制を整備するうえからも、組織体制や活動内容、状況等についての具体的改善点が指摘された点で大きな効果であったと思う。

外部検証報告書などを今後提出していただき更なる研修の成果を挙げたいと考えている。「教育課程の編成の趣旨に沿った授業内容とするための取り組み」をFD研修の中核に据えて、今後もより正確に、より効率を増すよう計画したい。

【分析結果とその根拠理由】

教育の質の向上および改善の取り組みに結びつくシステム体制が作られたかどうか、今後具体的かつ継続的な方策を講じてゆきたいと考えている。2回ではとても評価できる状態でもなく、効果も継続しなくては意味がないものと考えられる。

8) 教育支援者、教育補助者への研修等

【現況】

八洲学園大学における教育支援、教育補助については学生支援センターとメディアセンターとの2センターが担当している。教育支援に関しては学生生活から学習に関する支援相談を担当している。パソコンを使ったメディア学習であるところからパソコンの使用に関し教員についてはメディアセンター、学生については学生支援センターが担当している。両センターの教育活動やその資質の向上に関しては教務委員長と学生委員長が指導担当を受け持っているところである。研修は特別に講じてはいないが、この部署の責任者4者において毎週連絡委員会を持って、学生に対応支援をする方法について検討を重ねてきた。これらの組織をメディアセンターと教務担当者会議として定着し、円滑な学校運営が図られるように対応をしている。よってその質の向上を図るための取り組みと見てよいと考える。

【分析結果とその根拠理由】

学生支援については通信制課程という点で学生と直接接触する機会がない。学生支援センターが学生の教育支援、教育補助を担当しているところから教学側との連絡の行き違いや、指導の齟齬が生じる場合があり、そうした行き違いを是正し、教育活動が円滑に実施できるように、「メディアセンターと教務の実務担当者会議」を設けて連絡調整を行う機関としている。

優れた点および改善を要する点

【優れた点】

学生支援センター及びメディアセンター等から得た情報に加えて、教員各々が学生に発信する問いかけの両面から個々の学生指導と教育活動支援が可能となり、学生が戸惑うことなく学習に取り組める状況を作っている。メディアのみの通信教育課程であるところから学生はともすると孤立しがちであるが、生活面、メディア使用面、学習面からの支援を受けることが出来ると同時に、それが教務委員会と学生委員会に直接情報が集約される組織となっていることから、教員にも情報を伝えることが必要であり、

科目担当の教員も自己のみでは知り得ない学生の状況等も理解できる組織となっている点は優れた点として自負できる。

【改善を要する点】

ともすると学生支援センターの部署で学生の生活状況、学習状況の連絡がとまってしまう場合がある。それぞれの部署の責任意識はわかるが、学生の情報は遅漏なく教学側にも伝えるべきであり組織的に改善したいところである。

10. 財 務

(1) 観点ごとの自己評価

1) 資産

【観点に係る状況】

校地、校舎については横浜市西区桜木町という交通至便な所に 937 m²の敷地、鉄筋コンクリート造り 9 階建て 5,544.09 m²の校舎を有している他、東京都新宿区新宿に敷地 134 m²鉄筋コンクリート造り 8 階建地下 2 階 925.38 m²の校舎を有した上、内容的にもインターネットで学ぶ在宅通信教育を主にしているにもかかわらず、通学の学生の利用にも耐えうる水準を満たし、蔵書も一万冊を大きく越え 17 年度だけでも 330 万円分の図書を増冊した。当然電子機器については最新の設備を備えるとともに、ソフト面でのかなり充実した環境下にある。

【分析結果とその根拠理由】

学園として有形固定資産は年々増加しており、今後も必要に応じて、教育研究に係る資産を増やす方向である。大学に関して土地・建物を増やす予定はないが、完成年度以降は検討課題と考えている。また本学園はまったく借入金をもたないため、債務に係る不都合はない。

2) 経常的収入

【観点に係る状況】

開学 2 年目で補助金の対象となっていないので、経常的収入は学生納付金収入に頼らざるを得ない。17 年度の消費収支レベルでの収入は 1 億 3 千万円強で、支出の 4 億 8 千万円を大きく上回った。

【分析結果とその根拠理由】

教育研究活動を安定して遂行するために経常的収入が継続的に確保できるかどうかは、今後の学生数が予測の範囲で推移し、完成年度以降定員が確保できるかどうかであると考えている。当初の予測では完成年度の学生数で、収支のバランスが取れるのではないかと考えていたが、現状では難しく、開学 6 年を経たころがその時期ではないかと資料請求数の推移などから予測している。

3) 収支に係る計画性の適正性

【観点に係る状況】

完成年度を向かえていない現段階では、設置認可申請書の通り遂行しており適正性に欠く事例はないと考えている。

【分析結果とその根拠理由】

観点に係る状況に記載の通りである。

4) 過大な支出超過について

【観点に係る状況】

収支に係る計画性の適正性と同じく、完成年度を向かえていないので収支の状況においても概ね計画通りに遂行している。ただ、当初の予測より学生数の増加率が低率に推移しているため、設置の際の文部科学省による教員審査の合格者を平成18年度まで随時採用の必要があるため、学生数からすると適正な人件費比率ということはできない。

【分析結果とその根拠理由】

経常的収入でも触れたように、開学6年でほぼ適正な収支になると考えているので、過大な支出超過とは見ていない。

5) 教育研究活動に対する資源配分の適正性

【観点に係る状況】

教育研究活動に必要な施設・設備は十分に整備されていると考えている。特に開学3年目であるので、研究機器備品の多くもフレッシュな状態である。教員の研究費も昨年同様年額、一人あたり300,000円計上し、他に共同研究費として3,000,000円予算計上している。

【分析結果とその根拠理由】

さらに研究経費を増額していく方針であるが、支出の超過が続いている現段階では困難である。ただ、研究実績の顕著な教員には増額するよう配分の方法については考え直していく所存である。

6) 法人の財務諸表等の公表

【観点に係る状況】

過去からホームページにて法人連結資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表を公開してきたが、平成17年4月1日私立学校法改正に伴い、連結の計算書以外に、各校ごと（八洲学園大学・八洲学園高等学校・八洲学園国際高等学校・西日本柔道整復専門学校・八洲学園高等専修学校）の計算書類を公開している。計算書類については大科目のみならず、小科目までもすべての公開としている。さらに財産目録、監査報告書の公開も行っている。

【分析結果とその根拠理由】

ホームページでの公開であるので、これ以上の公開方法は考えられないが、ホームページにての公開を知らない、または事実の認識はあるが、ホームページ閲覧の環境にない方々には、「書類閲覧規程」を設け、窓口対応も実施している。

7) 財務に関する会計監査等の実施

【観点に係る状況】

現在、アイ・ピー・オー監査法人（大阪市北区）により、年間中期監査3回、決算に関する監査と合わせて、4回の監査を行っている。その他学園監事（1名税理士、1名他学校法人理事長の2名）に監事監査として監査報告書が示すように決算監査を実施している。

【分析結果とその根拠理由】

財務担当者は、監査法人及び学園監事の指導の下業務を遂行している。現状では資料の提供についてもスピーディーに対応できているので、監査法人の評価も高い。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学は、インターネットで入学手続きから、日々の学習、卒業まで行うことのできる大学であるため、近年の情報公開の流れをいち早く受け止め、財務についても広く情報を公開してきた。入学をお考えの方々にセレクトしていただくためにも健全な財務状況を堅持するよう学園全体で、校地・校舎はもとより、情報関連教育機器等の教育関連備品購入、学内ネットワークシステム事業に至るまで外部借入金に頼らず、計画的に自己資金で賄い運営している。

【改善を要する点】

学園では現在の財務状況に特段の問題はないと考えているが、少子高齢化に伴い過去のような右肩上がりの成長は望みがたい。大学が完成年度を向かえた後は中長期的な財務計画を立てる必要がある。特に支出の大きなウェイトを締める人件費については新給与制度を導入、総額抑制の必要は不可欠である。また収入面では学生数の増加にかかっている。そのためには広報活動はもちろんであるが、通信教育を実施する大学が急増する中では、教育内容の充実、新しいシステム開発が今後のおきな研究課題である。

(3) 自己評価の概要

開学3年目を向かえ、当初の予測より学生数が伸び悩み大学単体での財務状況は支出が超過ぎみであるが、学園全体としてみれば概ね良好な財務状況である。監査法人からも問題点の指摘はなかった。今後も外部借入金に頼らない堅実な運営をしていくことで、財政基盤を磐石なものとし、教育研究経費に割り当てる経費を増額していく方向である。

計算書類

資金収支計算書

収入の部

科目	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
学生生徒納付金収入	2,170,783,000	1,940,637,479	1,668,120,000	1,603,910,375	1,414,980,000
手数料収入	110,007,536	84,648,061	71,124,630	59,017,920	50,007,540
寄付金収入	1,057,798	299,607	2,748,612	232,071	0
補助金収入	161,882,977	101,412,790	90,753,112	116,854,272	132,535,520
資産運用収入	5,475,698	3,936,864	560,931	225,308	708,417
資産売却収入	0	0	0	0	0
事業収入	20,096,085	5,205,516	810,250	1,830,985	2,240,710
雑収入	5,127,336	2,755,841	2,197,214	2,563,967	2,401,857
前受金収入	228,145,000	236,944,000	339,301,000	320,105,000	306,196,000
その他の収入	1,860,522,272	4,680,521,056	911,396,662	540,846,246	366,622,916
資金収入調整勘定	-246,126,977	-236,202,790	-324,434,367	-425,407,272	-423,277,520
前年度繰越支払資金	1,959,596,523	2,808,242,916	1,868,871,575	1,942,397,305	1,692,442,847
収入の部合計	6,276,567,248	9,628,401,340	4,631,449,619	4,162,576,177	7,171,125,509

支出の部

科目	13年度	14年度	15年度	16年度
人件費支出	840,917,810	959,740,166	854,412,088	1,070,766,779
教育研究経費支出	386,282,993	332,629,744	315,368,272	373,964,448
管理経費支出	281,788,848	279,563,880	362,848,725	390,149,817
借入金利息支出	655,590	0	0	0
借入金返済支出	103,000,000	0	0	0
施設関係支出	41,176,749	1,366,796,005	173,129,925	57,596,500
設備関係支出	35,766,609	5,711,679	182,218,369	7,911,075
資産運用支出	10,000,000	42,200,000	7,000,000	271,000,000
その他の支出	1,807,601,819	4,784,221,904	874,542,532	325,318,944
資金支出調整勘定	-38,866,086	-11,333,613	-80,467,597	-26,574,233
次年度繰越支払資金	2,808,242,916	1,868,871,575	1,942,397,305	1,692,442,847
支出の部合計	6,276,567,248	9,628,401,340	4,631,449,619	4,162,576,177

消費収支計算書

収入の部

科目	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
学生生徒納付金	2,170,783,000	1,940,637,479	1,668,120,000	1,603,910,375	1,414,980,000
手数料	110,007,536	84,648,061	71,124,630	59,017,920	50,007,540
寄付金	3,521,098	299,607	2,748,612	232,071	0
補助金	161,882,977	101,412,790	90,753,112	116,854,272	132,535,520
資産運用収入	5,475,698	3,936,864	560,931	225,308	708,417
事業収入	20,096,085	5,205,516	810,250	1,830,985	2,240,710
雑収入	5,127,336	2,755,841	2,197,214	2,563,967	2,401,857
帰属収入合計	2,476,893,730	2,138,896,158	1,836,314,749	1,784,634,898	1,602,874,044
基本金組入額合計	-150,560,870	-1,366,796,005	-233,395,486	-300,449,085	-131,000,000
消費収入の部合計	2,326,332,860	772,100,153	1,602,919,263	1,484,185,813	1,471,874,044

支出の部

科目	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
人件費	856,807,510	935,099,739	841,185,988	923,743,779	1,011,723,824
教育研究経費	407,322,130	347,126,217	331,149,650	405,718,137	387,601,716
管理経費	342,171,109	351,876,169	444,440,253	471,082,335	361,083,653
借入金利息	655,590	0	0	0	0
資産処分差額	5,386,921	4,450,079	1,003,800	3,674,199	2,444,287
消費支出部の合計	1,612,343,260	1,638,552,204	1,617,779,691	1,804,218,450	1,763,153,480
当年度消費収入超過額	713,989,600	-866,452,051	-14,860,428	-320,032,637	-291,279,436
前年度繰越消費収入超過額	1,306,242,275	2,020,231,875	1,153,779,824	1,138,919,396	818,886,759
翌年度繰越消費収入超過額	2,020,231,875	1,153,779,824	1,138,919,396	818,886,759	535,407,353

財 産 目 録

(平成18年3月31日現在)

資 産 総 額 金 5,122,996,064 円
 内 1 基 本 財 産 金 3,511,542,906 円
 2 運 用 財 産 金 1,611,453,158 円
 [3 収 益 事 業 財 産 金 20,335,339 円]

負 債 総 額 金 354,211,523 円

正 味 財 産 金 4,768,784,541 円

(1) 資 産

1 基本財産

(1) 土 地

37946.15 平方メートル 2,517,248,869 円

種別	所在地	専用面積	共用面積	計	価額	備考
校舎敷地	奈良県天理市川原城町651番、652番	811.31 m ²	0 m ²	811.31 m ²	69,300,000 円	法人本部
原野・畑	沖縄県国頭郡本部町字石川知場塚原1006番3、4 1007番1008番 1010番 1013番 1264番1	7275.00 m ²	0 m ²	7275.00 m ²	28,366,250 円	法人本部
校舎敷地	神奈川県横浜市西区桜木町七丁目42番、42番7、42番29	937.58 m ²	0 m ²	937.58 m ²	734,696,827 円	八洲学園大学
校舎敷地	東京都新宿区新宿二丁目12番26	134.36 m ²	0 m ²	134.36 m ²	300,000,000 円	八洲学園大学
校舎敷地	大阪府堺市鳳中町七丁目225番3	992.00 m ²	0 m ²	992.00 m ²	105,000,000 円	八洲学園高等学校
校舎敷地	大阪府堺市鳳中町七丁目228番2	327.27 m ²	0 m ²	327.27 m ²	72,000,000 円	八洲学園高等学校
校舎敷地	大阪府堺市鳳中町七丁目228番3	330.57 m ²	0 m ²	330.57 m ²	72,000,000 円	八洲学園高等学校
校舎敷地	大阪府堺市鳳中町八丁目3番4、227番	985.10 m ²	0 m ²	985.10 m ²	96,753,940 円	八洲学園高等学校
校舎敷地	大阪府大阪市北区堂島二丁目14番	289.50 m ²	0 m ²	289.50 m ²	356,202,900 円	八洲学園高等学校
種別	所在地	専用面積	共用面積	計	価額	備考
校舎敷地	東京都新宿区新宿二丁目12番8、9	163.02 m ²	0 m ²	163.02 m ²	300,552,432 円	八洲学園大学
校舎敷地	沖縄県国頭郡本部町字備瀬礎摩原1249番 字石川知場塚原1011	21950.10 m ²	0 m ²	21950.10 m ²	172,505,650 円	八洲学園国際高等学校
原野	沖縄県国頭郡本部町字備瀬礎摩原1286番	1408.00 m ²	0 m ²	1408.00 m ²	8,540,000 円	八洲学園国際高等学校
畑	沖縄県国頭郡本部町字備瀬礎摩原1287番	724.00 m ²	0 m ²	724.00 m ²	4,380,000 円	八洲学園国際高等学校
校舎敷地	大阪府堺市鳳中町四丁目131番1	276.82 m ²	0 m ²	276.82 m ²	58,500,000 円	八洲学園高等専修学校
校舎敷地	大阪府堺市鳳中町四丁目132番	836.36 m ²	0 m ²	836.36 m ²	50,400,000 円	八洲学園高等専修学校
校舎敷地	大阪府大阪市中央区玉造一丁目212番8	242.34 m ²	0 m ²	242.34 m ²	40,713,120 円	西日本柔道整復専門学校
校舎敷地	大阪府大阪市天王寺区玉造元町1番6、55番14	262.82 m ²	0 m ²	262.82 m ²	47,337,750 円	西日本柔道整復専門学校
計		37946.15 m ²	0 m ²	37946.15 m ²	2,517,248,869 円	

(2) 建物

17497.05 平方メートル

1,990,670,687 円

種別	所在地	構造	専用面積	共用面積	計	価額	備考
校舎	奈良県天理市川原城町651番地	鉄筋コンクリート3F	807.07 m ²	0 m ²	807.07 m ²	37,374,235 円	法人本部
多目的	神奈川県横浜市西区桜木町七丁目42番地	鉄筋コンクリート1F部分	444.43 m ²	0 m ²	444.43 m ²	57,545,464 円	法人本部
校舎	神奈川県横浜市西区桜木町七丁目42番地、42番地28	鉄筋コンクリート2F～9F	5099.66 m ²	0 m ²	5099.66 m ²	620,506,080 円	八洲学園大学
校舎	大阪府堺市鳳中町七丁目225番地の3	鉄筋コンクリート3F	683.93 m ²	0 m ²	683.93 m ²	33,686,853 円	八洲学園高等学校
校舎	大阪府堺市鳳中町七丁目228番地2	鉄筋コンクリート2F	304.98 m ²	0 m ²	304.98 m ²	41,705,443 円	八洲学園高等学校
校舎・体育館	大阪府堺市鳳中町八丁目3番地の4、277番地の2	鉄筋コンクリート2F	1156.97 m ²	0 m ²	1156.97 m ²	77,419,288 円	八洲学園高等学校1F校舎・2F体育館
校舎	大阪府大阪市北区堂島二丁目14番地	鉄筋コンクリート6F	1023.06 m ²	0 m ²	1023.06 m ²	205,571,334 円	八洲学園高等学校
校舎	東京都新宿区新宿二丁目12番地26	鉄筋コンクリート8F	926.68 m ²	0 m ²	926.68 m ²	124,117,138 円	八洲学園大学
種別	所在地	構造	専用面積	共用面積	計	価額	備考
校舎	東京都新宿区新宿二丁目12番地8	鉄筋コンクリート8F	1112.15 m ²	0 m ²	1112.15 m ²	70,357,572 円	八洲学園高等学校
校舎	沖縄県国頭郡本部町字備瀬1249番地	鉄筋コンクリート5F	2993.62 m ²	0 m ²	2993.62 m ²	448,822,016 円	八洲学園国際高等学校
校舎	大阪府堺市鳳中町四丁目132番地	鉄筋コンクリート4F	1010.94 m ²	0 m ²	1010.94 m ²	16,530,381 円	八洲学園高等専修学校
校舎	大阪府大阪市中央区玉造一丁目	鉄筋コンクリート6F	1025.97 m ²	0 m ²	1025.97 m ²	182,755,601 円	西日本柔道整復専門学校
校舎	大阪府大阪市天王寺区玉造元町	鉄筋コンクリート5F	907.59 m ²	0 m ²	907.59 m ²	74,279,282 円	西日本柔道整復専門学校
計			17497.05 m ²	0.00 m ²	17497.05 m ²	1,990,670,687 円	

(3) 構築物

12 点

5,882,850 円

種別	数量	価額	備考
看板	1 点	2,677,500 円	八洲学園大学
書庫	2 点	200 円	八洲学園高等学校
倉庫	1 点	210,000 円	八洲学園高等学校
体育館植木	1 点	100 円	八洲学園高等学校
屋上囲塀	1 点	589,000 円	八洲学園高等専修学校
女子トイレ	1 点	100 円	八洲学園高等専修学校
焼却炉	1 点	156,440 円	八洲学園高等専修学校
ブロック塀	2 点	2,249,310 円	八洲学園高等専修学校
浄化槽	1 点	100 円	八洲学園高等専修学校
校庭運動場	1 点	100 円	八洲学園高等専修学校
計	12 点	5,882,850 円	

(4) 教育研究用機器備品

6,407 点 79,907,861 円

名称又は種類	数量	価額	備考
机、椅子、実習用具	1,424 点	13,361,564 円	八洲学園大学
実習用パソコン、プリンタ	91 点	21,265,696 円	八洲学園大学
黒板、ホワイトボード	17 点	274,907 円	八洲学園大学
ロッカー、棚	763 点	9,792,541 円	八洲学園大学
A V機器	245 点	23,702,990 円	八洲学園大学
その他	34 点	1,317,699 円	八洲学園大学
机、椅子、実習用具	1,427 点	2,100 円	八洲学園高等学校
実習用パソコン、プリンタ	85 点	1,595,007 円	八洲学園高等学校
黒板、ホワイトボード	19 点	1,000 円	八洲学園高等学校
ロッカー、棚	251 点	2,600 円	八洲学園高等学校
A V機器	20 点	2,000 円	八洲学園高等学校
その他	29 点	243,760 円	八洲学園高等学校
机、椅子、実習用具	603 点	1,920 円	八洲学園国際高等学校
実習用パソコン、プリンタ	8 点	700 円	八洲学園国際高等学校
黒板、ホワイトボード	14 点	285,060 円	八洲学園国際高等学校
ロッカー、棚	84 点	1,400 円	八洲学園国際高等学校
その他	6 点	248,500 円	八洲学園国際高等学校
机、椅子、実習用具	497 点	1,500 円	八洲学園高等専修学校
実習用パソコン、プリンタ	51 点	1,200 円	八洲学園高等専修学校
名称又は種類	数量	価額	備考
ロッカー、棚	8 点	32,734 円	八洲学園高等専修学校
A V機器	6 点	600 円	八洲学園高等専修学校
その他	6 点	3,652,257 円	八洲学園高等専修学校
机、椅子、実習用具	610 点	2,009,208 円	西日本柔道整復専門学校
実習用パソコン、プリンタ	10 点	721,135 円	西日本柔道整復専門学校
ロッカー、棚	58 点	269,734 円	西日本柔道整復専門学校
A V機器	25 点	860,166 円	西日本柔道整復専門学校
その他	16 点	259,883 円	西日本柔道整復専門学校
計	6,407 点	79,907,861 円	

(5) その他の機器備品

1,387 点 32,503,670 円

名称又は種類	数量	価額	備考
管理用パソコン、プリンタ等	12 点	202,568 円	法人本部
事務用机、椅子等	247 点	2,473,119 円	八洲学園大学
管理用パソコン、プリンタ等	9 点	734,829 円	八洲学園大学
整理棚、ロッカー	209 点	1,356,430 円	八洲学園大学
A V機器	267 点	5,361,909 円	八洲学園大学
その他	15 点	656,881 円	八洲学園大学
名称又は種類	数量	価額	備考
事務用机、椅子等	124 点	3,400 円	八洲学園高等学校
管理用パソコン、プリンタ等	198 点	16,002,543 円	八洲学園高等学校
複写機、印刷機	23 点	1,038,189 円	八洲学園高等学校
整理棚、ロッカー	102 点	244,616 円	八洲学園高等学校
A V機器	20 点	295,840 円	八洲学園高等学校
その他	19 点	3,358,083 円	八洲学園高等学校
事務用机、椅子等	8 点	300 円	八洲学園国際高等学校
管理用パソコン、プリンタ等	18 点	900 円	八洲学園国際高等学校
整理棚、ロッカー	5 点	400 円	八洲学園国際高等学校
事務用机、椅子等	40 点	1,400 円	八洲学園高等専修学校
管理用パソコン、プリンタ等	14 点	800 円	八洲学園高等専修学校
整理棚、ロッカー	32 点	1,700 円	八洲学園高等専修学校
事務用机、椅子等	6 点	77,700 円	西日本柔道整復専門学校
管理用パソコン、プリンタ等	5 点	270,544 円	西日本柔道整復専門学校
複写機、印刷機	1 点	283,941 円	西日本柔道整復専門学校
整理棚、ロッカー	10 点	51,002 円	西日本柔道整復専門学校
その他	3 点	86,576 円	西日本柔道整復専門学校
計	1,387 点	32,503,670 円	

(6) 図書

12,325 冊

59,887,796 円

種別	冊数	価額	備考
専門書	10,848 冊	52,167,257 円	八洲学園大学
コンピュータソフト	2 冊	105,242 円	八洲学園大学
専門書	385 冊	1,462,426 円	八洲学園高等専修学校
専門書	1,090 冊	6,152,871 円	西日本柔道整復専門学校
計	12,325 冊	59,887,796 円	

(7) 敷金

106,257,068 円

種類	所在地	金額	備考
渋谷スクーリング会場	東京都渋谷区渋谷1-17-1野村美竹ビル2F	34,050,000 円	八洲学園高等学校
上野スクーリング会場	東京都台東区下谷1-6-5KISAKAビル1F	12,212,208 円	八洲学園高等学校
池袋スクーリング会場	東京都豊島区南池袋3-11-10第2商栄ビル4F	17,334,540 円	八洲学園高等学校
横浜スクーリング会場	神奈川県横浜市西区南幸2-20-11NSビル4F	11,380,320 円	八洲学園高等学校
三宮スクーリング会場	兵庫県神戸市中央区磯上通8-1-33幸和ビル2F	13,920,000 円	八洲学園高等学校
京都スクーリング会場	京都府京都市中京区町新町通三条上ル町頭町112菊	9,360,000 円	八洲学園高等学校
西日本柔道整復専門学校	大阪府大阪市中央区玉造一丁目212-8	8,000,000 円	借用財産 西日本柔道整復専門学校
計		106,257,068 円	

(8) 特定預金

715,737,642 円

名称	預入先	金額	備考
減価償却引当特定預金	りそな銀行玉造支店	200,000,000 円	法人本部
2号基本引当特定預金	りそな銀行玉造支店・三井住友銀行	402,000,000 円	法人本部
設備維持特定預金	りそな銀行玉造支店	113,737,642 円	法人本部
計		715,737,642 円	

2 運用財産

(1) 預金・現金

1,417,103,070 円

ア 預金

1,417,103,070 円

預金種別	預入先	金額	備考
当座預金	三井住友銀行鳳支店	239,966 円	八洲学園高等専修学校
普通預金	りそな銀行玉造支店	365,547,421 円	法人本部
普通預金	りそな銀行玉造支店	270,150 円	法人本部
普通預金	りそな銀行玉造支店	56,870,385 円	法人本部
普通預金	りそな銀行玉造支店	145,001 円	法人本部
普通預金	三井住友銀行鳳支店	202,144,582 円	法人本部
普通預金	三井住友銀行鳳支店	18,012,383 円	法人本部
普通預金	りそな銀行玉造支店	305,000 円	八洲学園大学
普通預金	りそな銀行玉造支店	87,378 円	八洲学園大学
普通預金	三井住友銀行玉造支店	1,428,685 円	八洲学園大学
普通預金	三井住友銀行鳳支店	16,078,545 円	法人本部(八洲学園高等学校)
預金種別	預入先	金額	備考
普通預金	三井住友銀行鳳支店	141,623,122 円	法人本部(八洲学園高等学校)
普通預金	三井住友銀行新宿支店	92,798,565 円	法人本部(八洲学園高等学校)
普通預金	三井住友銀行鳳支店	30,020,000 円	法人本部(八洲学園高等学校)
普通預金	三井住友銀行鳳支店	243,000 円	法人本部(八洲学園高等学校)
普通預金	三井住友銀行堂島支店	601,105 円	法人本部(八洲学園高等学校)
普通預金	三井住友銀行京都支店	199,530 円	法人本部(八洲学園高等学校)
普通預金	りそな銀行金岡支店	896 円	法人本部(八洲学園高等学校)
普通預金	りそな銀行新宿支店	687,987 円	法人本部(八洲学園高等学校)
普通預金	三菱東京UFJ銀行三宮支店	87,049 円	法人本部(八洲学園高等学校)
普通預金	南都銀行天理支店	89,178 円	法人本部(八洲学園高等学校)
普通預金	郵便局	2,779,645 円	八洲学園国際高等学校
普通預金	琉球銀行本部支店	871,739 円	八洲学園国際高等学校
普通預金	三井住友銀行玉造支店	571,639 円	八洲学園国際高等学校
普通預金	三井住友銀行鳳支店	35,305,737 円	八洲学園高等専修学校
普通預金	三井住友銀行鳳支店	2,211,748 円	八洲学園高等専修学校
普通預金	三井住友銀行鳳支店	4,422,673 円	八洲学園高等専修学校
普通預金	りそな銀行玉造支店	443,060,962 円	西日本柔道整復専門学校
普通預金	りそな銀行玉造支店	398,999 円	西日本柔道整復専門学校
計		1,417,103,070 円	

イ. 現金

0 円

(2) 未収入金

5 口 103,172,520 円

種類	数量(口数)	金額	備考
平成17年度経常費補助金	1	89,129,000 円	八洲学園高等学校
平成17年度通信教育振興 奨励補助金	1	2,614,000 円	八洲学園高等学校
平成17年度経常費補助金	1	10,996,000 円	八洲学園国際高等学校
平成17年度通信教育振興 奨励補助金	1	426,000 円	八洲学園国際高等学校
平成17年度結核予防対策 補助金	1	7,520 円	八洲学園高等専修学校
計	5	103,172,520 円	

(3) 有価証券

37,184 株 64,327,503 円

銘柄	券面金額	数量	利回り又	取得年月日	取得価格	備考
エーアール株式	50,000 円	200	%	平成15年12月22日	10,000,000 円	法人本部
ドードス株式	50,000 円	200	%	平成13年10月5日	10,000,000 円	法人本部
デジタル・ナレッジ・	50,000 円	784	%	平成14年12月5日	39,200,000 円	法人本部
神戸製鋼株式	50 円	5,000	%	昭和57年3月1日	277,043 円	法人本部
南海電鉄株式	50 円	25,000	%	昭和60年12月2日	2,150,460 円	法人本部
南海電鉄株式	50 円	6,000	%	平成2年12月3日	2,700,000 円	法人本部
計		37,184			64,327,503 円	

(4) 前払金

4 口 892,080 円

種類	数量(口数)	金額	備考
遠距離赴任者家賃補助	4	892,080 円	八洲学園大学
計	4	892,080 円	

(5) 車輜

6 台 600 円

名称又は種類	数量	価額	備考
トヨタ ノア	1 台	100 円	八洲学園高等学校
トヨタ カムリ	1 台	100 円	八洲学園高等学校
トヨタ カローラセダン	1 台	100 円	八洲学園高等学校
ダイハツ ハイゼット	1 台	100 円	八洲学園国際高等学校
トヨタ マリノ	1 台	100 円	八洲学園国際高等学校
日産 UD	1 台	100 円	八洲学園国際高等学校
計	6 台	600 円	

(6) 電話加入権

41 口

2,822,046 円

所在地	数量	金額	備考
大阪府大阪市中央区玉造1-3-15 他	2 口	144,000 円	法人本部
大阪府堺市鳳中町7-225-3 他	26 口	1,725,318 円	八洲学園高等学校
沖縄県国頭郡本部町備瀬1249 他	1 口	76,440 円	八洲学園国際高等学校
大阪府堺市鳳中町4-132 他	2 口	140,716 円	八洲学園高等専修学校
大阪府大阪市中央区玉造1-3-15 他	6 口	422,984 円	西日本柔道整復専門学校
大阪府大阪市天王寺区玉造元町2-6 他	4 口	312,588 円	西日本柔道整復専門学校
計	41 口	2,822,046 円	

(7) 収益事業元入金

20,335,339 円

種別	所在地	金額	備考
不動産賃貸業	大阪府大阪市天王寺区 玉造元町1番6	112,339 円	法人本部
駐車場業	神奈川県横浜市西区 桜木町7丁目42番	20,223,000 円	法人本部 102.46㎡ 立体駐車場
計		20,335,339 円	

(8) 施設利用権

1 口

2,800,000 円

銘柄	数量	取得価格	取得年月日	備考
紀州鉄道	1 口	2,800,000 円	昭和62年8月19日	法人本部
計	1 口	2,800,000 円		

3 収益事業用財産

(イ) 事業用敷地	0	平方メートル	0	円
(ロ) 事業用建物	102.46	平方メートル	20,335,339	円
(ハ) 事業用動産	0	平方メートル	0	円
(ニ) 現金			0	円
(ホ) 事業用積立金			0	円

(2) 負債

1 固定負債

(イ) 退職給与引当金	5,268,500 円
計	5,268,500 円

種類	数量	金額	用途	償還期限	利率	その他の主要事項
退職給与引当金	3	5,268,500 円				八洲学園高等専修学校
計	3	5,268,500 円				

2 流動負債

(イ) 未払金	11,252,317 円
(ロ) 前受金	306,196,000 円
(ハ) 預り金	31,494,706 円
計	348,943,023 円

種類	数量	金額	用途	利率	利率
未払金		11,252,317 円			
1 平成17年度経費未払	13	668,422 円			法人本部
2 平成17年度経費未払	45	8,105,589 円			八洲学園大学
3 平成17年度経費未払	22	396,970 円			八洲学園高等学校
4 平成17年度経費未払	41	2,081,336 円			八洲学園国際高等学校
前受金		306,196,000 円			
授業料前受金		226,448,000 円			
1 平成18年度授業料	711	120,092,000 円			八洲学園高等学校
2 平成18年度授業料	8	1,372,000 円			八洲学園国際高等学校
3 平成18年度授業料	72	17,984,000 円			八洲学園高等専修学校
4 平成18年度授業料	165	87,000,000 円			西日本柔道整復専門学校
聴講料前受金		310,000 円			
1 平成18年度聴講料	5	310,000 円			八洲学園高等学校
入学金前受金		42,770,000 円			
1 平成18年度入学金	71	1,420,000 円			八洲学園大学
2 平成18年度入学金	20	3,000,000 円			八洲学園高等専修学校
3 平成18年度入学金	59	38,350,000 円			西日本柔道整復専門学校
学籍管理料前受金		2,678,000 円			
1 平成18年度学籍管理	263	2,630,000 円			八洲学園高等学校
2 平成18年度学籍管理	2	48,000 円			八洲学園国際高等学校
施設設備資金前受金		6,410,000 円			
1 平成18年度施設費	8	160,000 円			八洲学園国際高等学校
2 平成18年度施設設備金	20	1,000,000 円			八洲学園高等専修学校
3 平成18年度施設設備金	60	5,250,000 円			西日本柔道整復専門学校
実験実習料前受金		17,500,000 円			
1 平成18年度実験実習料	165	17,500,000 円			西日本柔道整復専門学校
特別活動料等前受金		10,080,000 円			
1 平成18年度特別活動料等	706	10,010,000 円			八洲学園高等学校
2 平成18年度特別活動料等	7	70,000 円			八洲学園国際高等学校
預り金		31,494,706 円			
預り金		30,880,006 円			
1 学費デポジット制度	567	10,581,430 円			八洲学園大学
2 平成18年度教科書代等	716	7,582,596 円			八洲学園高等学校
3 平成18年度教科書代等	56	624,808 円			八洲学園国際高等学校
4 平成18年度学納費等預り	72	12,039,172 円			八洲学園高等専修学校
5 平成18年度学費預り分	1	50,000 円			西日本柔道整復専門学校
6 平成17年度	1	2,000 円			八洲学園高等学校
給与等預り金		614,700 円			
1 平成18年3月住民税	40	585,700 円			八洲学園高等学校
2 平成18年3月住民税	6	29,000 円			八洲学園高等高等学校
計		348,943,023 円			

(3) 借用財産

(1) 土地

48.70 平方メートル

種別	所在地	新設校 専用	既設校 と共用	既設校 専用	計	備考
校舎敷地	大阪府大阪市中央区 玉造一丁目212番8	0 m ²	0 m ²	48.70 m ²	48.70 m ²	西日本柔道整復 専門学校 借用相手方:和 田和子 長期賃貸借契約
計		0 m ²	0 m ²	48.70 m ²	48.70 m ²	

(2) 建物

83.88 平方メートル

種別	所在地	構造	新設校 専用	既設校 と共用	既設校 専用	計	備考
校舎	大阪府大阪市中央区 玉造一丁目212番8の1	鉄筋コンクリート 2F部分	0 m ²	0 m ²	83.88 m ²	83.88 m ²	西日本柔道整復 専門学校 借用相手方:和 田和子 長期賃貸借契約
計			0 m ²	0 m ²	83.88 m ²	83.88 m ²	

11. 管理運営

1) 事務組織の規模と機能

【現況】

管理運営体制について

本学における管理運営体制は、管理機関として、学長、生涯学習学部長、家庭教育課程長、人間開発教育課程長、図書館長が置かれているほか、審議決定機関等として、教授会、運営委員会、人事委員会、教務委員会、入学試験委員会、実習委員会、学生委員会、自己点検・評価委員会、ファカルティ・デベロップメント委員会、紀要委員会等が置かれている。

事務組織について

大学の事務組織は、八洲学園大学の事務組織及び事務分掌を定める規程の定めるところにより、大学事務局に総務課、教務課及び図書館事務部を置くものとされ、その定数は、理事長が学長の意見を聞いて定めるものとされているが、現在学年進行中ということもあって、外注部分を除く大学固有の職員は6名と規模も小さく、課を置くに至っていない。

【分析結果とその根拠理由】

管理運営に関わるこれらの委員会は、現在専任の教員、学長以下18名と専任予定の教員9名計27名で構成しているが、事実上専任教員のみで運営しているため、専任教員の負担が大となっている。

また、安全管理関係、セクハラ関係、個人情報保護関係の大学固有の規程の整備が遅れており、早急にこれらの整備が望まれる。

委員会の設置根拠となる本学の規程は、巻末資料を参照。

平成17年度八洲学園大学専任教員数

	教授	助教授	講師	計
家庭教育課程	7	3	2	12
人間開発教育課程	3		3	6
合計	10	3	5	18

事務組織については、本学はeラーニングを使用して大学教育を行う通信制大学のため、また、授業は、日～土までの8時30分～21時40分となっていることもあり、通学制大学と比べほぼ倍の職員数が必要であるが、開学2年度ということもあって、下記の表に見られるような職員の配置である。なお、eラーニング使用のため、学生支援（プロモーション機能及び学生対応機能）及び教員に対するシステム活用支援業務並びに図書館事務部の司書業務は外注により、実施している。

	大学	DKUL	紀伊国屋	計
専任	5	2	2	9
非常勤	1	7	1	9
合計	6	9	3	18

- 1 表中DKUL及び紀伊国屋欄の数字は、外注先である両社から本学に派遣されている人数である。なお、DKULはデジタルナレッジ・ユニバーシティ・ラーニングをさす。
- 2 完成時における事務系職員の総数は、現在数の約倍の38人（22P下段参照—P数変わる恐れあり）を予定している。

2) 効果的な意志決定を行える組織形態

【現況】

端的にいうと、効果的な意思決定とは、教授会を中心として、大学の構成員の意思が自由に表現でき、決定事項は、教授会の意向として理事長に提示することができるようになっていることである。また、より慎重に対応すべき事項については、教授会の意向をまず学長が伝えるために、理事長と面談し、微にいり、細にいった報告ないし意見をかわすこととしている。これは、学長がこの方式を作成したのではなく、交渉ないし折衝の段階で先例的にできあがったものである。理事長の専決事項でない限り、現状では比較的意思疎通がうまくできている。事例としては、非常勤教員の給与決定時には、ほぼ一ヶ月を要して、理事長と学長が交渉し、結果的に満足できる状態になったことがある。

【分析結果とその根拠理由】

大学の管理運営をスムーズに運ぶためには、教員、事務局、法人本部の間の緊密な意思疎通が必要である。教員については教授会を中心に構成員の自由な意志の表現と、執行部（運営委員会）からのその都度必要な報告とによって有機的に機能している。また教授会と事務局との関係、教授会と法人本部との関係も、事務局側及び理事長も教授会に出席するので、教授会を中心に相互に意思疎通が行われている。特に重要な事項については、学長と理事長との直接の交渉にゆだねられることもあるが、その場合にも決定事項は教授会に報告され承認を得ることにしている。

3) 学生、教員、事務職員等のニーズの把握と管理運営への反映

【現況】

教員については、教授会が機能しているので問題はない。事務職員については、やや上位下達的な面がみられるが、開学当初大学事務経験者が少ない関係もあり、整備されるまでは仕方のない面もある。事務職員でも本学が別置している通信教育にかかる職員は、日常から精勤し、学生の個別相談にも親切に対応し、実によくやっている。本学の重要な側面である通信教育にかかる重要な機構が十分機能しているのは、支援センターの職員のおかげである。これについては、学生も感謝し、教員も感謝しているところである。

【分析結果とその根拠理由】

教員及び事務職員の様々な意見は、教授会及び運営委員会を中心に十分に把握するよう努めている。また日常的業務の諸点等は、事務局と教員の打合せ等において検討され、大学運営に反映されている。なお学生のニーズについては、上記の通信教育に係る学生支援センターの職員が常時対応しており、そ

の情報は、教務委員会、学生委員会等に報告されて十分に審議されて、カリキュラム編成や年間日程等々大学運営に反映されている。

4) 監事について

【現況】

学校法人八洲学園の監事は定員2名で、上田 実、木村哲夫(平成18年6月13日任期満了退職)、前鼻英蔵(平成18年6月14日就任)が在職している。理事会には最低1名の監事が出席しており、理事の業務執行の状況を監査しているほか、例年5月に開催される学校法人八洲学園の決算を行う理事会においては監査報告書により、報告を行っているところである。

理事会における監事の出席状況は、次のとおりである。

平成17年 5月24日理事会 木村哲男

平成17年11月29日理事会 上田 実

平成18年 3月24日理事会 前鼻英蔵

このほか、平成17年5月3、4、5日には、公認会計士との連携のもとに前年度の資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録等の監査を行っている

【分析結果とその根拠理由】

監事の職務は、学校法人八洲学園寄附行為第7条第2項に定めるとおりであり、本学園監事は忠実に職務を執行した(理事会議事録、監査報告書参照 学校法人八洲学園ホームページ <http://notes.yashima.ac.jp/rijikai.nsf/headline>)。

学校法人八洲学園寄附行為第7条第2項を抜粋すれば、次のとおり。

2 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 この法人の財産の状況を監査すること。
- 二 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 三 この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- 四 この法人の財産状況又は理事の業務執行状況について監査の結果、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した時、これを所轄庁又は理事会及び評議員会に報告すること。
- 五 前号の報告をするために必要があるとき、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- 六 学校法人の財産の状況、又は理事の業務執行状況について理事に意見を述べること

5) 管理運営に関わる職員の資質向上のための取り組み

【現況】

大学事務職員の研修に関しては、学内研修と学外研修を実施している。

学内研修は、大学事務局長を講師する研修であり、若い事務系職員を対象とするもので、2回開催された。

研修の内容は、第1回目が「大学職員となって」と「学校とは」であり、第2回目が「大学とは」である。

学外研修は、本法人が会員となっている社団法人私学経営研究会主催のセミナーへ参加することであるが、平成17年度は事務局次長が2回参加している。

【分析結果とその根拠理由】

大学事務職員の研修の必要性は十分承知しているが、発足後2年目という事情から、事務職員数も少なく日常業務に追われ、組織的・定期的研修まで手が回らないというのが実情である。

6) 管理運営方針に基づく学内諸規定の整備と構成員の責務及び権限の明示

【現況】

教員の人事に関しては、学長選考規則、学部長選考規程、課程長設置要項、教員選考規程が定められている。

大学の管理運営に関しては、教授会規程、運営委員会規程、人事委員会規程、教務委員会規程、入学試験委員会規程、実習委員会規程、学生委員会規程、自己点検・評価委員会規程、ファカルティ・デベロップメント委員会規程、紀要委員会規程等が定められているほか、図書館規程、事務組織及び事務分掌を定める規程、起案等の基本に関する規程、文書処理規程、公印規程なども定められている。

【分析結果とその根拠理由】

本学は開学2年目ということもあって、管理運営について万全な体制かという点については、大学固有の安全管理、個人情報の保護、セクハラ関係の規程整備などこれから行わなければならない事項が多い。

なお、本学の主な規程類については、巻末参照。

7) 大学のデータおよび情報の整備とその活用システム

【現況】

本学の学内LANは、大学教育用のシステムとしてeLY（e-Learning of Yashima。成績管理システムを含む。）、管理運営上のシステムとしてノート（Lotus Notes。e-mail、学内支出決裁及び学則等規則類の共有に使用。）及びサイボウズ（職員の予定表作成、出退勤等登録用）を導入している。

これらのシステムの利用は、現時点では次のようになっている。

区 分	教 員	事務職員(外注先からの派遣職員を含む)
ely(e-learning of yashima。(学生の教育に使用)	全教員。 成績管理については、階層別に異なる。	一部職員を除き、操作可。 成績管理については、階層等により異なる。
ノーツ(事務職員間の連絡、支出事務、休暇申請等に使用)	ノーツの機能は使用できないが、マイクロソフトのアウトルック・エキスプレスにより事務職員とメールのやり取りは出来るので、特に問題はない。	八洲学園大学の正職員に限る。
サイボウズ(事務職員のスケジュール管理、出退管理等に使用)	使用できず。	八洲学園大学の正職員に限る。

【分析結果とその根拠理由】

教員も事務職員も同じシステムで運用することが望ましいが、これまでの本法人の生い立ちの関係から上表に挙げる形となっている。このことにより特に支障があるわけではないが、将来は、教員、事務職員とも同じシステムとすることが望まれる。

8) 自己点検・評価の実施体制の整備

【現況】

16年度末に自己点検・評価委員会を立ち上げた。16年度は開学初年度のためにさまざまな課題が山積したが、この委員会のもとで、この1年間の教授会および各種委員会の活動の実績、学生支援センターとメディアセンターが蓄積した資料、学内懇談会の「システム安定化のためのワーキンググループ」が積み重ねてきた討議資料等を基にして、養育研究の実績と課題を総合的に反省・点検して、17年6月に「16年度自己点検・評価書」を刊行した。自己点検・評価の体制はまだ緒についたばかりであるが、今後は、自己点検・評価の実施体制のさらなる整備と効果的な活用をめざして充実化をはかっていく。 **【資料：「16年度自己点検・評価書」】**

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価のための基礎資料については、紙媒体文書よりもネット上に遙かに多くの資料が蓄積されている。これらの資料を体系的に整備する必要がある。

9) 自己点検・評価結果の公開

【現況】

「16年度自己点検・評価書」は6月刊行の後、文科省への提出、顧問会議委員への配布、専任教員全員へ配布したほか、本学非常勤教員、本学学生、また学外者にたいしてはホームページなどで公開した。ホームページは次のとおりである。

<http://blog.study.jp./ygujimu> (「八洲学園大学事務局からのお知らせ」)を参照のこと。

【分析結果とその根拠理由】

16年度評価書は開学初年度の評価書であるが、12項目にわたる自己評価項目は適切なものであったと思っている。この自己評価に、専任教員の教育研究活動状況、教授会議事録を含む大学諸規則等も加えたほか、紙媒体の資料も別紙で保存されており、全体として、比較的充実した評価書ができたと思っている。ただし、紙媒体文書よりも遙かに大量に蓄積されているネット上の文書をどのように評価書に関連づけていくかが今後の課題である。

10) 自己点検・評価結果の検証体制の整備

【現況】

既刊の16年度評価書および17年度評価書をあわせて、18年度には前述の顧問会議において評価と検証を受け、そこでの意見をもとに大学の管理運営、教育・研究の充実を図っていくとともに、配布やネットで公開した結果寄せられる意見や提言をどう生かしていくかも自己点検・評価委員会で検討していかなければならない。また、20年度以降には、学外認証機関による外部評価を受ける予定である。

【分析結果とその根拠理由】

16年度の自己点検・評価書は、顧問会議委員に検証をお願いし、また広く学内外に公開して意見をもとめてきた。評価書自体については最初のことでもあり留意すべき意見や提言はとくになかったが、今後、配布・公開する際に、意見や提言を求める依頼文書を付け加える必要がある。また学内においても、評価書をもとに大学全体の教育研究体制について反省し総括する機会をもつ必要がある。その意味で評価結果の検証体制の整備は早急に取り組まなければならない課題である。完成年度後の20年度以降には、大学評価学位授与機構などの学外認証機関において外部評価を求めることが、自己点検・評価委員会において決まっている。今年度は評価を実施しつつ体制の整備を模索している段階である。

11) 評価結果のフィードバック体制の整備

【現況】

17年度は評価の実施が中心課題になって、評価結果の検証体制の整備までには至らなかった。18年度以降はどうしても整備しなければならない課題であり、教学、事務、センターが一体となって密接な連携のもとに体制を整備していきたいと思っている。

【分析結果とその根拠理由】

評価結果をいかに教育・研究および運営に生かすか、そのシステムの整備は、自己点検・評価委員会においてもつねに課題としてあげられるが、今後完成年度までに、運営委員会、自己点検・評価委員会を中心に議論し整備していく予定である。

12. 正規課程の学生以外の学生に対する教育サービスの状況（公開講座）

1) 教育サービスの計画と具体的方針及びその周知

【現況】

本学が掲げるのは生涯学習学部である。実際に地域社会で生活している人に学ぶ場を提供し、学びの体験してもらうことで生涯にわたって学び続けることの意義を広めていくことができる。

そこで、本学学則第11章・第46条に、一般市民に対して公開講座が開催できることを規定していることをもとに、「韓国語講座」を開催し、地域の人々に学習の機会を供与した。

区 分	公開講座開始年月日	予定開催回数	実際開催回数	延べ参加人員
誰でも好きになる韓国語講座(初級) (毎週水曜日、午前10時30分～午前12時) 2005年5月18日～7月20日 10回実施	17. 5. 18	10	9	67
誰でも好きになる韓国語講座(初級) (毎週水曜日、午前10時30分～午前12時) 2005年5月19日～7月21日 10回実施	17. 10. 19	10	15	116
誰でも好きになる韓国語講座(中級) (毎週木曜日、午前10時30分～午前12時) 2005年10月20日～2006年1月26日 10回実施	17. 5. 20	10	9	65
誰でも好きになる韓国語講座(中級) (毎週木曜日、午前10時30分～午前12時) 2005年10月19日～2006年1月25日 10回実施	17. 10. 20	10	13	80
誰でも好きになる韓国語講座(中級) (毎週金曜日、午前10時30分～午前12時) 2005年10月21日～2006年1月27日 10回実施	17. 10. 21	10	11	44

◆場所；本学キャンパス

◆講師；嚴錫仁 本学助教授 韓国高麗大学哲学学科卒、筑波大学大学院修了 博士（文学）

【分析結果とその根拠理由】

受講者に昨年度から続けて参加している人も多く、この講座がきっかけで受講者同士の親しきは増してきた。これは、学習コースを工夫して、次年度も発展学習ができるようにしていることに因る。このことから、大学が地域の文化センターとして位置づくことができ、また、地域の人々が本講座を通して教養を高め、学ぶ楽しさを知ることができているといえる。

資料「八洲学園大学学則第11章・第46条」
(出典；八洲学園大学学則)
資料「誰でも好きになる韓国語講座(初・中級)」
(出典；韓国語講座(初・中級)の案内広告)

2) 計画に基づいた活動の実施

【現況】

韓国語が確実に受講者に理解できるように文法の理解を基本に据えた講座にした。また、テレビドラマなどの大衆文化を始め、歴史・食文化・礼儀作法・人情などの韓国事情を広く紹介するようにした。さらに、

理解度に合わせて、初級・中級Ⅰ・中級Ⅱのコースを設け、受講者が自分に合った学習コースを選択できるようにした。各コースの概要は以下の通り。初級コースでは韓国語の文字・発音の仕組みや基本文法を学び、ハングル文字を読み、日常の挨拶・自己紹介ができるようにする。中級Ⅰコースでは韓国語の実力をレベルアップして、簡単な自己表現・会話ができるようにする。中級Ⅱコースではドラマの台本を読み、歌詞の意味が分かるようにする。

【分析結果とその根拠理由】

学習コースを設定し、理解度に合わせた学習内容を提供していることにより、受講者の意欲も増してきている。また、受講者が韓国語での会話ができるようになったことや、韓国の文化を知ることができたことに喜ぶ姿からも、この計画が受講者の理解段階を考慮したものであり、適切なものであったことがうかがえた。

3) 活動の参加者の確保と活動の成果

【現況】

事前に市販のテキストを購入して準備をすることや、全回数を受講できる人に受講者を限定することを、本講座の内容とともに、本学のホームページや地域への案内広告で広く周知した。

【分析結果とその根拠理由】

各コースとも、毎回十名前後の受講者があり、韓国語の文法を中心に、韓国語の会話、さらには韓国の日常生活、そして韓国の文化についての授業が行われた。講師と受講者とのかかわりは非常によく、授業は和やかに行われた。また、各コースの最終日には、講師を囲んでの昼食会も参加者の発案で行われた。このことから、本講座開講の成果があったといえる。

4) 改善のためのシステム

【現況】

本講座の開設や維持には、講師を担当している本学の敝助教授はもとより、本学の教務課、家庭教育課程の教員があたっている。広告の作成、看板の設置、教室の整備、教材の準備等を共にしながら、逐次、それぞれについての改善を行った。

【分析結果とその根拠理由】

講座がよく運営され、受講者から、来年度も引き続いて開講して欲しいとの要望も強かった。これを受け、18年度は、本年度の受講者が更に発展的に学べるように各コースを整備するとともに、新しい受講者のための初級コースを開設することにした。

(1) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学はインターネットを活用して学ぶ通信制の大学で、遠隔地からでも本学の開講科目が学習できる体制がとられている。それに加えて、地域の人たちにも学習ができる場を設けた。本大学は日本で発の生涯学習

学部を提起している。社会に生きる人たちが生涯にわたって学ぶ意義を確立するための学ぶ場を提供していくのが使命である。本講座の開講により、地域の人たちが生涯を豊かに生きていくための支援ができることは、本大学の設立の趣旨からしても大きな意義のあることである。

【改善を要する点】

公開講座への参加者を、今まで以上に増やしたい。そうすることが、本学の果たす使命の一つである。本学が、地域の人たちの生涯学習の場としても地域の衆目を集め、期待される教育機関となれるように、受講者を増やしていく手立てを尽くしていきたい。

(2) 教育サービスに関する自己評価の概要

春学期(前期)開講の受講者はのべ 115 名、秋学期(前期)開講の受講者はのべ人数は 174 名であった。受講者は、熱心に、しかも、和やかな雰囲気を受講していた。30代、40代の家庭の主婦が多かった。学校を卒業し、長らく教室で学ぶという体験から遠ざかっていた人たちが、クラスメートとなり、協力し合って熱心に学習している様子は、とてもよい光景であった。

公開講座を開催して地域に開かれた大学にするという視点は、生涯学習学部を掲げる本学にとっては重要な意味をもつ。地域社会の人に、生涯にわたって学ぶ意欲をもつことの素晴らしさを実際の体験をともなって明示し続けることができるからである。

今回の公開講座の成果を振り返る時、その基盤づくりに寄与できたといえる。

(3) 目的の達成状況の判断

目的の達成状況が良好である。

資料：韓国語講座(初級)の案内

参加費無料!
先着50名限定



八洲学園大学 公開講座

誰でも好きになる
韓国語講座(初級)

韓国、日本を熱心している韓国とはどんなにか、音楽、映画、ドラマ、さらに歴史・礼儀作法・人情を知り、異文化や住宅、性別とファッション、教育、政治、経済など韓国社会を多面的に理解する講座やハングル文字を通して広く紹介します。韓国語で挨拶や自己紹介ができ、韓国をさらに楽しむことができます。また、会話表現を中心に、基本的な文法や応用表現を学びますので出来るだけ続けて参加していただければ幸いです。韓国語で挨拶やちょっとした会話を話したいという方はぜひご参加ください。

●講師:

藤 詔仁(オム ソギン)

八洲学園大学 教諭
成信館大学 国際関係
韓国語訳書 韓国語訳書 韓国語訳書
韓国語訳書 韓国語訳書 韓国語訳書
韓国語訳書 韓国語訳書 韓国語訳書

**しっかり学んで、
楽しく体験しよう!**
韓国語と韓国文化

●日程 (全10回)

第1回 11月20日(火)

第2回 12月 7日(火)

第3回 12月14日(火)

第4回 12月21日(火)

第5回 1月11日(火)

第6回 1月18日(火)

第7回 1月25日(火)

第8回 2月 1日(火)

第9回 2月22日(火)

第10回 3月 1日(火)

※年末の休日も順次4回繰り上げ
この後も延長の可能性がございます。

●時間

開校/午前10時
終了/午前11時30分

●教材

李 真 善 ナツメ社
『文法から学べる韓国語』

※教材は各自購入していただきます。
2学期後、教材提供された方は
教材費をお返しのうえご参加いただけます。

●受講料

参加費実質

●内容

韓国語の基礎と日常会話を身につけます。

●参加費

無料

※ただしテキストは各自お持ちください。

●参加資格

一応高1卒業生

※できる限り10回受講して卒業したい方には向いています。

●場所

八洲学園大学 池学キャンパス内
-池学館100号
-横浜町会地下鉄 高島町駅徒歩1分
-本町5丁目1-1 高島町駅前

参加のご予約は
今すぐ!

●お問い合わせ先

学校法人 八洲学園大学 アドミッション・オフィス
神奈川県横浜市西区程本町7丁目42番地 〒220-0021
E-mail: u-info@yashima.ac.jp TEL: 045-313-5454

八洲学園大学 <http://www.yashima.ac.jp/idaigaku/>

専任教員の教育研究活動状況

凡例

1. 掲載順序は、生涯学習学部専任教員18名について、学長、学部長に次いで、家庭教育課程、人間開発教育課程の順で、課程長以下、教授、助教授、講師の五十音順とした。
2. 各教員の教育研究活動は、自己点検評価委員会において、「個別報告」として書式を統一して提出を求め、すべて本人から提出されたものを掲載したものである。
3. 「研究成果」については、原則として過去1年間（平成17年度就任された者は過去2年間）のものを記載してある。

個 別 報 告 八洲学園大学生涯学習学部

課 程	家庭教育課程	職 名	学 長 教 授	氏 名	高 橋 進
1. 教育活動					
<p>1) 今年度の担当授業科目 17年度は授業科目の担当はなし。</p> <p>2) 授業の創意・工夫</p> <p>3) 教科書の執筆 18年度担当の「家庭教育基本方針(家訓)の確立」(演習)の教科書の執筆を進めた。</p>					
2. 研究活動					
<p>1) 従事した研究内容 家庭教育学に関して、家庭教育の本質、家庭教育における倫理教育、児童生徒の発達にともなう家庭教育の重点等について研究。</p> <p>2) 研究成果(著書・論文、発表機関、雑誌の場合は巻・号、発表年月日) 論文「家庭教育における新旧世代間の共生 家庭教育の方法を求めて」、八洲学園大学紀要(第1号)、17年3月 論文「『論語』にみる「孝」の倫理 日本人の精神基盤を築いたもの」、「倫理」608号、倫理研究所、15年9月 論文「日本人と日本の家庭・家族 古代人のこころ(4)」、「すこーれ」第229号、スコーレ家庭教育振興協会、12年4月</p> <p>3) 学会活動 日本家庭教育学会会長 身体運動文化学会会長 比較思想学会理事</p>					
3. 学内活動					
<p>1) 委員会活動</p> <p>2) その他 学長として学内の管理運営、教育・研究業務及び対外的業務のすべてにわたって職務を遂行するとともに、学園理事として大学と理事会との連携業務に携わった。</p>					
4. 社会活動					
<p>1) 日本教育科学研究所所長・常任理事</p> <p>2) 警察大学非常勤講師(「職業倫理」担当)</p>					

個 別 報 告 八洲学園大学生涯学習学部

課 程	家庭教育課程	職 名	学部長 教 授	氏 名	水野 建雄
1 . 教育活動					
<p>1) 17年度の担当授業科目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「倫理学概論」(テキスト履修) ・「ものの見方・考え方演習3(西欧資料)」(スクーリング履修) <p>2) 授業の創意・工夫</p> <p>テキスト履修は、質問・添削採点にはできるだけ具体的に丁寧に応えることを心がけた。演習授業は学生が参加意識をもって自主的に学習できるよう工夫した。</p> <p>3) 教科書の執筆</p> <p>『ものの見方・考え方演習3(西欧資料)』。なお18年度用『家庭教育学新構想』および『家庭教育研究法概論』の原稿を執筆し終えた。</p>					
2 . 研究活動					
<p>1) 従事した研究内容</p> <p>ディルタイ全集刊行の最終編集作業に従事した。</p> <p>家庭教育学に関する研究に従事した。とくに母子関係論を中心とする精神分析学的研究をすすめた。</p> <p>ヘーゲルの『法哲学』および家族の概念史研究をすすめた。</p> <p>2) 研究成果[著書・論文名(頁数記載)、発表機関、雑誌の場合は巻・号、発表年月日]</p> <p>著書(分担執筆)『他者性の時代』(分担論文「身体と生命世界」15頁)、世界思想社、2005年4月20日</p> <p>著書『ものの見方・考え方 演習3(西欧資料)』(100頁)、角川学芸出版、2005年4月1日</p> <p>3) 学会活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 「日本倫理学会」第28期評議員(17年度～18年度) 「日本ディルタイ協会」理事およびディルタイ全集編集委員 「日本家庭教育学会」副会長 「筑波大学哲学・思想学会」評議員 「日本ヘーゲル学会」会員 「日本哲学会」会員 					
3 . 学内活動					
<p>1) 委員会活動</p> <p>学部長として、学長の指導のもとに教授会の運営およびその他の学内運営に携わった。</p> <p>2) その他</p> <p>学園評議員としての職務に携わった。</p>					
4 . 社会活動					
<p>日本教育科学研究所評議員としての職務に携わった。</p>					

個 別 報 告 八洲学園大学生涯学習学部

課 程	家庭教育課程	職 名	課程長 教 授	氏 名	中田 雅敏
1 . 教育活動					
1、教育活動					
1) 今年度の担当授業科目 文学に表れた家庭・家族(演習)(日本) 文学に表れた家庭・家族(演習)(西欧) 伝統文雅の継承・俳諧文学(演習)					
2) 授業の創意・工夫 インターネットによるスクーリング授業をいかに効果的に行うかについて創意工夫を行った。質問機能を活用し、学生に対して、「本時の目標」を示し、途中3回の選択式質問をして理解度を高め、最後に「本日の授業の整理」を行いより理解力を深める授業とした。ディスカッションルームを活用し学生の相互意見を発表させ、創意作品を発表するようにした。					
3) 教科書の執筆 『伝統文化の承継・和歌文学』(演習)18年度開講テキスト 『日本文学概論』					
2 . 研究活動					
1) 八洲学園大学生涯学習学部家庭教育課程の教育課程について研究整備し、開講二年目の授業を円滑に運営することに努めた。 文学の視点から家庭教育の課題提起と基礎理論の研究					
2) 研究成果(著書・論文・発表機関、雑誌の場合は巻・号・発表年月) ・著書 『太宰治大辞典』(共著)平成17年1月10日勉誠出版 『現代俳句大辞典』(共著)平成17年11月20日三省堂					
・論文 「四十八歳の抵抗」作品論 国文学解釈と鑑賞(第70巻、4号)平成17年4月1日発行『特集、石川達三の世界、生誕百周年』 「湖底の森」作品論『現代女性作家読本シリーズ』 『高樹のぶ子』鼎書房、平成18年、3月1日 「戦後文学と家庭教育」家庭教育学会・八洲学園大学家庭教育課程共同研究中間報告書、平成18年3月31日					
・学会活動 日本家庭教育学会研究誌『家庭教育研究』第11号の編集委員長として論文査読、並びに編集発行に携わった。 平成17年9月10日、於秋田県秋田市、日韓家庭教育フォーラム(成均館大学、2005、12)に参加した。 日本近代文学界、昭和文学界、俳人文学界、芸術至上主義文芸学会、横光利一文学会					
3 . 学内活動					
1) 委員会活動 □家庭教育課程長として、家庭教育課程の運営と充実に従事した。 □教務委員会委員長として八洲学園大学の教育活動の運営に従事した。					
2) その他					
4 . 社会活動					

- 埼玉県教育委員会・埼玉県歯科医師会「歯の健康に関する標語」選考委員長
- 蓮田市都市計画審議会委員
- 平成17年6月10日 神奈川県横浜市、横浜メルパックにおいて「横浜市高P連定期総会研修会」にて家庭教育について講演
- 平成17年、7月10日 横浜市立土合小学校家庭教育学級にて家庭教育について講演

課 程	家庭教育課程	職 名	教 授	氏 名	赤沼 幸子
1 . 教育活動					
<p>1)今年度の担当授業科目 ケーススタディ1(演習) 幼児の体罰と虐待 ケーススタディ5(演習) 中学生<きれる>の要因分析 非行・犯罪の原因(演習)</p> <p>2)授業の創意・工夫 インターネット授業なので、重要な箇所は板書して注意を促したり、生徒のチャットは全て授業で紹介し、質問にはその都度回答するなど工夫している。</p> <p>3)教科書の執筆 ケーススタディ4(演習)中学生の不登校と生活環境 ケーススタディ6(演習)中学生非行の前兆と対応 ケーススタディ8(演習)高校生非行の実態と要因分析</p>					
2 . 研究活動					
<p>1)従事した研究内容 (1)児童虐待問題 (2)非行を生む家庭教育の歪み</p> <p>2)研究成果 論文「児童虐待と非行の関係 神戸連続児童殺傷事件のケースから」平成17年度八洲学園大学 ・日本家庭教育学会共同研究報告「家庭教育学の構想」平成18年3月発行29頁</p> <p>3)学会活動 日本家庭教育学会 常任理事</p>					
3 . 学内活動					
<p>1)委員会活動 入試委員会 副委員長</p> <p>2)その他 特になし</p>					
4 . 社会活動					
<p>法務省委嘱の保護司として自宅面接 及び 家庭訪問を実施して非行少年・犯罪者の更生活動に従事</p>					

課 程	家庭教育課程	職 名	教 授	氏 名	生越 詔二
1. 教育活動					
1) 17年度の担当授業科目 発達特性と習慣形成(演習)、カウンセリング2(演習)「小学生と親」 ケーススタディー2(演習)「小学生の問題行動との実態と対応」 2) 授業の創意・工夫 演習問題として、小学生の具体的な問題行動の事例を中心に提示した。 冒頭に前回の演習問題のまとめを行い、本時の内容とのつながりを考慮した。 3) 教科書の執筆 カウンセリング2(演習)「小学生と親」、ケーススタディー2(演習)「小学生の問題行動の実態と対応」、ケーススタディー3(演習)「小学生の不登校」					
2. 研究活動					
1) 従事した研究内容 ・子どもの心の発達と習慣形成 都内の小学校の家庭教育学級や道徳地区公開講座で資料を収集するとともに、学校生活に対する忌避感情についての聴き取り調査を行った。 2) 研究成果[著書・論文名(頁数記載)、発表機関、雑誌の場合は巻・号、発表年月日] {著書} 「子どもの発達段階を考慮した取り組みの基礎・基本」(共編著)(4頁)教職研修総合特集 平成17年7月号 「困った親への対処法」(共編著)(4頁)教育開発研究所 平成17年4月 {論文} 「道徳の指導力をどう高めるか(4頁)教職研修 教育開発研究所 平成17年8月号 3) 学会活動 日本家庭教育学会、日本道徳教育学会					
3. 学内活動					
1) 委員会活動 予算委員会 2) その他					
4. 社会活動					
文部科学省生涯学習局 教育映画等の審査に係る協力者会議委員 東京都教育委員会 道徳教育改善協議会主査 平成 17、7、2 東京都中央区立宇佐美学園で、家庭教育について講演 平成 17、7、26 全国小学校道徳教育研究会中央研修講座で指導助言 平成 17、8、30 都立多摩教育研究所で人権教育について講演 平成 17、11、27 全校小学校道徳教育研究会大分大会で指導助言 平成 17、12、1 神奈川県二宮町立山西小学校の文部科学省指定道徳研究発表会で助言					

平成 17, 12, 2 東京都東久留米市立第一小学校の人権教育研究発表会で講演

個 別 報 告 八洲学園大学生涯学習学部

課 程	家庭教育課程	職 名	教 授	氏 名	福田 博子
1 . 教育活動					
<p>1) 17年度の担当授業科目 乳幼児のしつけ(演習) 保育園・幼稚園教育と家庭教育概論</p> <p>2) 授業の創意・工夫 乳幼児のしつけでは、掲示板を利用し、毎回課題を出した。受講生は、友人の保育観を理解したり、自分の保育観を是正できて、有益であったと感想を寄せてくれた。 保育園・幼稚園教育と家庭教育概論では、教材を追加した。 両科目とも、質問には迅速に解答した。</p> <p>3) 教科書の執筆 幼児教育学概論 幼児教育思想史 育児国際比較論</p>					
2 . 研究活動					
<p>1) 従事した研究内容 倉橋惣三の幼児教育についての研究 子育て支援についての調査 親が知っているべき子どもの発達過程についての研究</p> <p>2) 研究成果[著書・論文名(頁数記載)、発表機関、雑誌の場合は巻・号、発表年月日] ・論文 親学のすすめ P29 - 37 日本家庭教育学会 家庭フォーラム第14号 平成17年3月30日 ・論文 倉橋惣三の幼児教育思想 - 教師論を中心として - P65 - 76 八洲学園大学紀要 第2号 平成18年3月31日</p> <p>3) 学会活動 ・所属学会: 日本家庭教育学会(常任理事)、日本教育学会(会員)、教育哲学会(会員)、 教育史学会(会員)、IDE 大学協会(会員)、関東教育学会(会員) 日本家庭教育学会第20回大会に参加(平成17年8月20日 倫理文化センター) 第1回日韓家庭教育学会参加(平成17年12月10日 於成均館大学) 日本家庭教育学会発行『家庭教育研究』第11号応募論文の査読(平成18年1月)</p>					
3 . 学内活動					
<p>1) 委員会活動 図書館運営委員会副委員長 紀要委員会副委員長 FD委員会委員 人事委員会委員 実習委員会委員長 授業科目の種類と授業料問題委員会委員 FD研修で「私の授業から」と題して話題提供した(平成18年3月25日) 実習委員会で保育実習日誌を作成した。</p> <p>2) その他 特になし</p>					
4 . 社会活動					
秋草学園短期大学客員教授 平成17年4月～平成18年3月(教育学特論、教育心理学、教師論)					

課 程	家庭教育課程	職 名	教 授	氏 名	渡邊 達生
1 . 教育活動					
<p>1) 今年度の担当授業科目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校道徳教育と家庭教育 春学期...テキスト履修 秋学期...スクーリング履修 ・初等教育概論と家庭教育 春学期・秋学期ともにテキスト履修 <p>2) 授業の創意・工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テキスト履修ではWebサイトを活用して、毎週、テキストの補足説明を配信した。学生は、毎週、科目内容の資料が配信されるので、学習への意欲を継続できた。 ・Webサイト掲示板の活用して、科目ごとに掲示板を設置し、学生同士で学んだことをもとにしての交流が深められるようにした。 					
2 . 研究活動					
<p>1) 従事した研究内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育とかかわりをもつ小学校道徳教育を推進するため、各地の小学校で実際に授業をしたり、指導したりしながら、道徳教育を広めた。 ・「家族生き生きエッセー」の全国公募を行い、優秀作品と分析結果を載せた冊子を全国の県立図書館と神奈川県内の公立図書館約150ヶ所に送付し、社会の閲覧に供した。 ・夏休み中、子どもが家庭で自由研究に意欲を出せるように、児童向けのパンフレットを作って小学校に配布した。(青森県2校、栃木県1校、神奈川県1校) ・道徳教育を家庭に普及するため、家庭で親や子どもが楽しみながら道徳に関する言葉を使えるカードを作成した。学校や、家庭にモニターを委嘱して、成果を集約中。 <p>2) 研究成果(著書・論文名、発表機関、雑誌の場合は巻・号、発表年月日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論文 <p>『道徳の時間の意味を知ろう』(単著)子どもの道徳 83号 光文書院 平成17年5月2頁 / 『道徳の意味を知ろう』(単著)子どもの道徳 84号 光文書院 平成17年9月2頁 / 『心の形容の原点に返って生きる価値を見出す』(単著)教育研究 11月号 初等教育研究会 平成17年11月4頁 / 『子どもの心を豊かにする道徳教育の視点』(単著)韓国家庭教育学会研究紀要第1集 平成17年12月8頁 / 『道徳的価値を見出す視点を家庭にも伝えよう』(単著)子どもの道徳 83号 光文書院 平成18年1月2頁 / 『家庭に広める道徳的なものの見方』(単著)八洲学園大学研究紀要第2集平成18年3月9頁 / 以下は、CD-ROM版小学校道徳教育資料 実践事例集 株式会社ニチブン 平成18年3月 『道徳教育の全体計画』(単著6頁)、『道徳の時間の年間指導計画』(単著5頁)、『学級における指導計画』(単著2頁)、『身近な自然に親しみ動植物に優しい心で接する』(単著1頁)、『自然のすばらしさや不思議さに感動し自然や動植物を大切にする』(単著1頁)、『自然の偉大さを知り自然環境を大切にする』(単著1頁)、『美しいものに触れすがすがしい心をもつ』(単著1頁)、『美しいものや気高いものに感動する心をもつ』(単著1頁)、『美しいものに感動する心や人間の力を超えたものに対する畏敬の念をもつ』(単著1頁)</p> <p>3) 学会活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本家庭教育学会 常任理事 ・日本道徳基礎教育学会 常任理事・副会長 					
3 . 学内活動					

1) 委員会活動

- ・運営委員会...学生委員会に関する事項を中心に、教授会への提案をまとめた。
- ・学生委員会の学生委員長として、課題提出の無い学生に履修意欲を喚起するためのメッセージを送った。また、退学を申し出た学生に電話をして学生の相談に当たった。
- ・入試委員会...家庭教育課程の志願者の審査に当たった。
- ・自己点検評価委員会...学生委員会にかかわることを中心に、評価を行った。

4 . 社会活動

- 平成17, 6, 7 長野県丸子町立塩川小学校道徳教育研究会で、道徳授業について指導助言
- 平成17, 6, 9 筑波大学附属小学校全国公開研究会で、道徳の授業について指導助言
- 平成17, 6, 10 筑波大学附属小学校全国公開研究会で、道徳の授業について指導助言
- 平成17, 6, 16 富山県小矢部市立東部小学校で、道徳の授業について指導助言
- 平成17, 6, 28 愛知県小牧市立村中小学校で、道徳の師範授業と講演
- 平成17, 7, 13 栃木県足利市道徳教育研究会(足利市立桜小学校)で、道徳の師範授業と講演
- 平成17, 7, 21 文部科学省、「心のノート」の改善協力者会議出席
- 平成16, 7, 27 青森県三沢市道徳教育研究会(三本木小学校)で、道徳の師範授業と講演
- 平成17, 7, 30 日本道徳基礎教育学会研究大会(筑波大学附属小学校)で、研究発表
- 平成17, 8, 1 文部科学省、「心のノート」の改善協力者会議出席
- 平成17, 8, 16 文部科学省、「心のノート」の改善協力者会議出席
- 平成17, 8, 19 千葉県君津市道徳教育研究会で、道徳教育について講演
- 平成17, 8, 20 日本家庭教育学会研究大会参加
- 平成17, 8, 26 上廣倫理財団主宰道徳教育研究大会で、研究発表
- 平成17, 8, 30 文部科学省「心のノート」の改善協力者会議出席
- 平成17, 9, 13 文部科学省、「心のノート」の改善協力者会議出席
- 平成17, 9, 28 文部科学省、「心のノート」の改善協力者会議出席
- 平成17, 10, 21 富山県小矢部市立東部小学校で、道徳教育について講演
- 平成17, 11, 11 山梨県南アルプス市白根東小学校で、道徳教育について講演
- 平成17, 11, 24 愛知県小牧市立村中小学校で、道徳の師範授業と講演
- 平成17, 12, 2 長野県丸子町立塩川小学校道徳教育研究大会で、道徳授業について指導助言
- 平成17, 12, 10 韓国で開催された、韓国家庭教育学会第一回研究大会で研究発表
- 平成17, 12, 26 青森県八戸市小学校道徳教育研究会で、道徳教育について講演
- 平成18, 1, 19 愛知県小牧市立村中小学校で、道徳の師範授業と講演
- 平成18, 1, 27 千葉県袖ヶ浦市立根形中学校で、道徳の授業についての指導助言
- 平成18, 2, 9 神奈川県秦野市立渋沢小学校で、道徳の師範授業と道徳教育への指導助言

個 別 報 告 八洲学園大学生涯学習学部

課 程	家庭教育課程	職 名	助教授	氏 名	石井 雅之
1 . 教育活動					
<p>1) 17年度の担当授業科目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「正義感の育成(演習)」(春学期・秋学期) ・「公共精神の育成(演習)」(春学期・秋学期) <p>2) 授業の創意・工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「公共精神の育成(演習)」においては、授業時のディスカッションで浮かび上がった問題点に関して調査・考察課題を与え、その課題についての受講者の報告を質問機能などを用いて集め整理して、それを起点として次の授業を展開するようにした。 ・「正義感の育成(演習)」においては、授業の予習もしくは復習となるような課題を受講者に与え、その課題についての学習報告を通常レポートとして1週おき程度の頻度で提出させ、講評をつけて返却するとともに、その内容を授業に反映させた。 ・最終試験に代わるレポート提出に至る過程で、通常レポートとしてのレポート執筆・提出、その内容についての教員講評及び受講者どうしの意見交換、それらを考慮に入れた修正・展開、という段階を踏ませた。 <p>3) 教科書の執筆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「正義感の育成(演習)・改訂版・pdf版」平成17年10月12日～12月6日配布 ・『正義感の育成(演習)・改訂版』角川学芸出版、平成18年4月1日発行 ・「公共精神の育成(演習)pdf版」平成17年4月21日～6月15日配布 ・「公共精神の育成(演習)pdf版(補訂版)」平成17年10月20日～12月8日配布 ・『公共精神の育成(演習)』角川学芸出版、平成18年4月1日発行 					
2 . 研究活動					
<p>1) 従事した研究内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八洲学園大学・日本家庭教育学会共同研究「家庭教育学の構想」における分担研究課題「西洋倫理的視点からの家庭教育学構築」に応ずる研究の一部として <ul style="list-style-type: none"> ・政治と親愛、公・公共と私の関係に関する倫理思想史的研究 ・ことばの用法にもとづく家庭観研究 ・アリストテレス倫理学における親愛・友愛と政治の関係に関する研究 					

2) 研究成果

論文

- ・「道徳性形成における家庭の位置」平成 17 年度八洲学園大学・日本家庭教育学会共同研究報告『「家庭教育学の構想」中間報告書』平成 18 年 3 月 23 日 41-47 頁。
- ・「親愛の発展における家庭の位置 西洋倫理思想史を顧みての考察」『八洲学園大学紀要』第 2 号、平成 18 年 3 月 31 日

その他

- ・「家庭と道徳性形成」日本家庭教育学会編『家庭フォーラム』第 14 号、平成 17 年 3 月 30 日、12-20 頁。

3) 学会活動

- ・所属学会：日本家庭教育学会(幹事)、日本西洋古典学会(会員)、日本倫理学会(会員)、筑波大学哲学・思想学会(会員)、中世哲学会(会員)、日本哲学会(会員)
- ・日本西洋古典学会第56回大会出席(於：東北大学、平成17年6月4日)
- ・日本家庭教育学会第20回大会出席(於：倫理文化センター、平成17年8月20日)
- ・中世哲学会第54回大会出席(於：ノートルダム清心女子大学、平成17年10月29日)
- ・日本家庭教育学会編『家庭教育研究』第 11 号応募論文査読(平成 18 年 1 月)

3 . 学内活動

1) 委員会活動

- ・学生委員会 副委員長
- ・授業科目の種類と授業料問題委員会 委員

2) その他

- ・家庭教育課程ウェブサイト作成担当

4 . 社会活動

- ・平成17年4月～平成18年3月 東京国際大学人間社会学部非常勤講師(「社会と規範(a)」 「社会と規範(b)」 「哲学と思考(a)」 「哲学と思考(b)」 「倫理学(A)」 「倫理学(B)」 担当)
- ・平成17年10月～平成18年3月 横浜国立大学教育人間科学部非常勤講師(「人間と地球社会 / 比較思想概論」担当)

4 . 社会活動

・2005年4月～2006年3月 亜細亞大学非常勤講師(「論理学」「倫理学」担当)

個 別 報 告 八洲学園大学生涯学習学部

課 程	家庭教育課程	職 名	助教授	氏 名	小宮 郁子
1. 教育活動					
<p>1) 16年度及び17年度の担当授業科目 中学校教育と家庭教育概論、外国語の運用能力と家庭教育</p> <p>2) 授業の創意・工夫 春学期は二講座共にテキスト履修であった。eラーニングによる学生との交流を工夫し、顔が見ない中で心の交流を図った。Eラーニングによるレポート添削をマスターした。秋学期は外国語の運用能力がスクーリングとなり、eラーニングによる授業配信をマスターした。週末集中スクーリングとしてチャット欄やアンケート・ボタン、掲示板を活用して双方向のシステムを活用し、学生と交流を図った。</p> <p>3) 教科書の執筆 カウンセリング3 中学生と親への教育相談、並びに、親子関係論の2冊を執筆。 2年を経過するので、中学校教育と家庭教育概論、外国語の運用能力と家庭教育の改訂版を出した。</p>					
2. 研究活動					
<p>1) 従事した研究内容 16年度は、家庭教育学の構築のための研究・研修会に参加した。並びに、17年度に執筆予定であった2冊のテキストの資料収集ならびに研究・研修を行なった。 17年度は、家庭教育学の構築のための研究に従事し、家庭教育学会の研究誌、家庭教育研究の論文の査読などに関わった。八洲学園大学・日本家庭教育学会共同研究報告「家庭教育学の構想」に中間報告をする為研究を行なった。次年度より開始される講座、親子関係論、並びに、カウンセリング3 中学生と親を対象とした教育相談の2冊のテキストに関して研究を深め、執筆した。</p> <p>2) 研究成果[著書・論文名(頁数記載)、発表機関、雑誌の場合は巻・号、発表年月日] 「親子で元気に共に育つ家庭教育 今しか味わえない子どもの成長を楽しむ」 おけいこキッズ、2004年夏号(特集) 日本かいく社 「不登校を防ぐシステム作りのポイント」特集 どんなシステムが危機管理に強いか 学校マネジメント 2005年9月号 No.577 明治図書 「子どもの成長に伴う、親と子の関係のあり方を考察する」P82~86 平成17年度 八洲学園大学・日本家庭教育学会共同研究報告 「家庭教育学の構想」中間報告書 平成18年3月</p> <p>3) 学会活動 家庭教育学会第20回大会に参加、常任理事会に出席 家庭教育学の構築のための研究・研修会に参加</p>					
3. 学内活動					
<p>1) 委員会活動 16年度は、非常勤講師であったが、八洲学園大学を知るべく教授会に参加し、FD研修会で研修を積んだ。 17年度は、入試委員会、教務委員会、実習委員会、広報委員会活動に参加</p> <p>2) その他 家庭教育課程会に参加し研究・研修を行なった。</p>					
4. 社会活動					
<p>法務省の人権擁護委員として、人権に関わる啓発活動、並びに、人権相談を担当している。</p>					

個 別 報 告 八洲学園大学生涯学習学部

課 程	家庭教育課程	職 名	専任講師	氏 名	大石 純子
1 . 教育活動					
<p>1)17年度の担当授業科目 中高生の武道・スポーツと人間形成(演習) 日本武道の歴史概論</p> <p>2)授業の創意・工夫 中高生の武道・スポーツと人間形成(演習)では、ディスカッション機能を利用して授業中の意見交換が活発にできるように工夫した。また、現場見学レポートを課すことで、座学のみで終わるのではなく、現場から得た問題点についてディスカッションを深めることができた。 日本武道の歴史概論では、学生間の相互交流が希薄になりやすいという点に配慮し、掲示板を設定し、意見交換ができるように工夫した。しかしながら、実際には、掲示板の利用度はそれほど高かったとは言えず、活発に呼びかけをしたり、問題提起をするなど、更なる工夫が必要であることがわかった。</p> <p>3)教科書の執筆 平成 18 年度担当科目 身体運動文化概論 の執筆に取り組んだ。</p>					
2 . 研究活動					
<p>1)従事した研究内容 ・共同研究「家庭教育学の構築」のために、武道論の立場から研究を進めた。 ・国際武道大学 特定研究プロジェクト「東アジアにおける武術の交流と展開」における研究協力</p> <p>2)研究成果[著書・論文名(頁数記載)、発表機関、雑誌の場合は巻・号、発表年月日] ・大石純子、近世武芸伝書にみられる「家」関連用語に関する一考察 - 『五輪書』にみられる「家」及び「独行道」における「私宅」を中心に -、pp166 - 174、平成 17 年度八洲学園大学・日本家庭教育学会共同研究報告「家庭教育学の構想 中間報告書」、2006 年 3 月 23 日 ・大石純子、「独行道」にみられる「私宅」に関する一考察、pp25-30、八洲学園大学紀要 第 2 号、2006 年 (現在校正中)</p> <p>3)学会活動 日本家庭教育学会大会(平成 17 年 8 月日)への参加 身体運動文化学会大会(平成 17 年 11 月日)への参加 日本武道学会における会員としての活動 日本発育発達学会における会員としての活動</p>					
3 . 学内活動					

1)委員会活動

紀要委員会において、委員として活動した。
図書委員会において、委員として活動した。

2)その他

・特になし。

4 . 社会活動

・日本家庭教育学会 事務局次長として学会運営に関わって活動した。
・日本家庭教育学会認定「家庭教育師」細則を作成するにあたり、「資格認定準備委員会」の委員として、素案を作成するなどの活動を行った。
・身体運動文化学会では、幹事として常任理事・幹事会に出席するとともに、資格検討委員会の委員として、身体運動文化学会認定「地域スポーツインストラクター基礎資格」細則(案)の作成に関わっている。

個 別 報 告 八洲学園大学生涯学習学部

課 程	家庭教育課程	職 名	専任講師	氏 名	平 良 直
1 . 教育活動					
<p>1) 17年度の担当授業科目 「日本人の宗教・信仰心概論」「日本民衆宗教概論(演習)」</p> <p>2) 授業の創意・工夫 画像資料などを使用し、受講者が学習対象をイメージ・把握しやすいように努めるとともに、掲示板を活用することによって、個人の疑問などを受講者で共有し議論しあうように工夫した。</p> <p>3) 教科書の執筆 なし</p>					
2 . 研究活動					
<p>1) 従事した研究内容 学内共同研究「家庭教育学の構想」の共同研究者として従事。 科学研究費共同研究、筑波大学山中弘研究代表『「場所の聖性」の変容・再構築とツーリズムに関する総合的研究』(平成 15 年～17 年)の共同研究者として従事。 庭野平和財団 NPF プログラム研究「現代世界の危機と新しい民衆宗教」(研究代表・荒木美智雄)の共同研究に従事。 宗教と家庭教育に関する個人研究。</p> <p>2) 研究成果[著書・論文名(頁数記載)、発表機関、雑誌の場合は巻・号、発表年月日] 平良直「日本の公教育における宗教教育の現状と家庭教育」、『八洲学園大学紀要第 2 号』、2006 年 3 月、57 頁～64 頁。 平良直「沖縄の観光のイメージ形成と「聖なる場所」の再構築」、科研『「場所の聖性」の変容・再構築とツーリズムに関する総合的研究』(研究課題番号 15520057)2006 年 3 月、51 頁～60 頁。</p> <p>著書 共著、東洋哲学研究所編『友人葬の現在—変わりゆく葬送儀礼』、東洋哲学研究所、2006 年。「(座談会)友人葬はいかに定着したか」「対話的空間としての友人葬—沖縄の事例から」11 頁～60 頁を担当執筆。</p> <p>学会発表 「日本の公教育における宗教教育の現状と家庭教育」韓国家庭教育学会第 1 回学術大会(於:韓国成均館大学、平成 17 年 12 月 10 日開催)</p> <p>翻訳 バルラム・クマール・ウパディヤイ著「非暴力による紛争解決と警察活動」、『東洋学術研究』第四十四卷第二号、東洋哲学研究所、2005 年、89 頁～93 頁。 R・S・ハリクマール著「非暴力による社会変革を目指すガンジー主義の建設運動」、『東洋学術研究』第四十四卷第二号、東洋哲学研究所、2005 年、77 頁～80 頁。 V・S・ハリンドラナツ著「非暴力による転換にむけたガンジーとラマチャンドランの「師弟の精神」」、『東洋学術研究』第四十四卷第二号、東洋哲学研究所、2005 年、81 頁～88 頁。 カレル・ドベラーレ著「グローバル化した世界と創価学会」、『東洋学術研究』第四十五卷第一号、東洋哲学研究所、2006 年掲載予定。現在校正中。</p> <p>3) 学会活動 日本家庭教育学会、日本宗教学会、「宗教と社会」学会、筑波大学哲学・思想学会</p>					

3 . 学内活動

1) 委員会活動

・教務委員会 ・FD 委員会 ・入試委員会 ・紀要委員会 ・広報委員会

2) その他

特記事項なし

4 . 社会活動

特記事項なし

個 別 報 告 八洲学園大学生涯学習学部

課 程	人間開発教育課程	職 名	課程長 教 授	氏 名	山本 恒夫
1 . 教育活動					
1) 今年度の担当授業科目 「社会教育計画 1 (総論)」「社会教育計画 2 (各論)」 2) 授業の創意・工夫 「社会教育計画 2 (各論)」も開講した。社会教育主事基礎資格の必修科目なので、 レベルを保つため、最近の動向をも加え、それぞれの事項の理解を図るように努めた。 3) 教科書の執筆 『社会教育計画 2 (各論)』角川学芸出版、平成 17 年 4 月					
2 . 研究活動					
1) 従事した研究の内容 生涯学習関連施策、IT活用生涯学習支援等。 2) 研究成果 (著書・論文名、発表機関、雑誌の場合は巻・号、発表年月日) 【著書、報告書】平成 16 年度追加分 ・社会教育の評価, 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター『平成 16 年度 社会教育主事のための社会教育計画「理論編」』, 平成 17 年 3 月, 156-169 頁 ・評価項目・指標の設定の視点と方法, 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター『平成 16 年度 社会教育主事のための社会教育計画「実践・事例編」』, 平成 17 年 3 月, 112-115 頁 ・これからの生涯学習ネットワーク・システムについて, 日本視聴覚教育協会編『「情報化社会における学習資源提供の在り方に関する調査研究」報告書』同協会, 2005・3, 44-47 頁 ・調査研究にあたって, 日本視聴覚教育協会編『「情報化社会における学習資源提供の在り方に関する調査研究」報告書』同協会, 2005・3, 6-10 頁 ・「IT活用型生涯学習事業のプランニング支援」について, 日本視聴覚教育協会編『「IT活用型生涯学習事業のプランニング支援」報告書』同協会, 2005・3, 5-6 頁 ・今後の生涯学習支援の在り方, 社会通信教育協会編『第 8 回 生涯学習インストラクター全国大会報告書』同協会, 平成 17 年 3 月, 16-33 頁 平成 17 年度 【論文】 ・「生涯学習及び生涯学習支援の構造転換」日本生涯教育学会年報第 26 号『変革期における生涯学習推進』, 2005・11, 31-38 頁 ・生涯学習支援現場の力量ー今必要な職員のセンスとスキルとはー, 高度映像情報センター編「ネットワーク社会における生涯学習」同センター, Vol.5, 2005・11, 6-10 頁 ・生涯学習の概念, 日本生涯教育学会編『生涯学習研究 e 事典』(http://ejiten.javea.or.jp/), 2005・9・14, 4500 字 ・生涯教育と生涯学習、同上、2006・1・27、4500 字 ・社会教育と生涯学習、同上、2006・1・27、4500 字 ・ヒューマン e ラーニングの提唱と構想ーヒューマン e ラーニングの新たな次元を拓くためにー、『遠隔大学教育の安定的展開に関する実践と研究 1』報告書』八洲学園大学生涯学習学部人間開発教育課程, 平成 18 年 3 月, 47-50 頁 ・ヒューマン e ラーニングの実験計画、『遠隔大学教育の安定的展開に関する実践と研究 1』報告書』八洲学園大学生涯学習学部人間開発教育課程, 平成 18 年 3 月, 51-52 頁 【口頭発表】 ・これからの生涯学習と新しい生涯学習支援のパラダイム、日本生涯教育学会第 26 回大会シンポジ					

ウム「変革期における生涯学習推進」の提案、平成 17 年 10 月 30 日

3) 学会活動

日本生涯教育学会常任顧問（元会長）

3 . 学内活動

1) 委員会活動

入試委員会委員長、運営委員会委員、人事委員会委員、FD委員会委員

2) その他 特になし

4 . 社会活動

- ・金融担当大臣「金融経済教育懇談会」委員
- ・文部科学省中央教育審議会、生涯学習分科会臨時委員・国民の学習活動の促進に関する特別委員会委員長、義務教育特別部会臨時委員
- ・文部科学省独立行政法人評価委員会委員、社会教育分科会長・社会教育分科会独立行政法人国立科学博物館部会長
 - ・文部科学省・学校施設整備指針策定の関する調査研究協力者会議委員
- ・独立行政法人メディア教育開発センター・教育に関する著作権協議会委員
- ・文部科学省・教育・学習情報の発信・提供の在り方に関する検討委員会委員・座長
- ・文部科学省・地域における教育情報発信・活用促進事業検討委員会委員長
- ・文部科学省・新教育システム開発プログラム・ステアリング・コミッティー副座長
 - ・国立教育政策研究所評議員
- ・栃木県ふれあい学習推進委員会委員長
- ・財団法人日本視聴覚教育協会「インターネット活用教育実践コンクール」審査委員会副委員長
- ・井内慶次郎主宰「文化懇談会」会員
- ・財団法人文教協会理事、財団法人全日本社会教育連合会理事、財団法人学校教育研究所理事、財団法人日本視聴覚教育協会理事
 - ・財団法人理想教育財団評議員、財団法人生涯学習開発財団評議員

個 別 報 告 八洲学園大学生涯学習学部

課 程	人間開発教育課程	職 名	教 授	氏 名	浅井 経子
1. 教育活動					
1) 17年度の担当授業科目 ・生涯学習論1 ・生涯学習論2 ・社会教育調査法 ・社会教育研究法演習 2) 授業の創意・工夫 テキスト履修の科目では、学生を励ますように努めた。メディアスクーリング科目の演習では対面による演習に近づけるよう演習法の開発を行った。 3) 教科書の執筆 ・『生涯学習論2』角川学芸出版、平成17年4月 ・『社会教育調査法1』角川学芸出版、平成17年4月					
2. 研究活動					
1) 従事した研究内容 生涯学習領域における地域診断法の開発 日本生涯教育学会『生涯学習研究e事典』の構築開発 2) 研究成果[著書・論文名(頁数記載)、発表機関、雑誌の場合は巻・号、発表年月日] 【論文】 ・「これからの生涯学習支援者に求められる能力とスキル」(2頁)『道標』567号、平成17年6月1日 ・「生涯学習支援技術開発の課題」(10頁)日本生涯教育学会論集26、平成17年7月 ・「三郷における学社融合の取り組み」(2頁)『季刊 三郷文化』93号、平成17年8月 ・「教育における行政評価」(2頁)『社教情報』53号、平成17年10月1日 ・「ともに歩む地域と学校」(18頁)『信濃教育』1427号、平成17年10月15日 ・「地域におけるeラーニング支援の課題と可能性」(7頁)『ネットワーク社会における生涯学習』5号、平成17年11月15日 ・「学習相談」(平成17年9月14日)、「生涯学習支援技術の開発」(平成18年1月27日)日本生涯教育学会『生涯学習研究e事典』 http://ejiten.javea.or.jp/ ・「ともに歩む地域と学校」(8頁)『平成17年度生涯学習講座の記録』信濃教育会生涯学習センター、平成18年3月1日 ・「eラーニング・システムにおける演習の開発 - メディアスクーリングにおける演習」(6頁)「今後の課題」(2頁)等、『「遠隔大学教育の安定的展開に関する実践と研究1」報告書』八洲学園大学生涯学習学部人間開発教育課程、平成18年3月20日 ・「生涯学習推進のための地域診断法開発に向けて - 社会教育費と地域指標の関係 - 」(9頁)八洲学園大学紀要第2号、平成18年3月 3) 学会活動 ・日本生涯教育学会副会長、常任理事 ・同学会『生涯学習研究e事典』構築・編集委員会委員長 ・同学会年報編集委員会委員長					

3. 学内活動

1) 委員会活動

- ・入試委員会(副委員長)
- ・FD委員会
- ・キャリアアップ委員会(副委員長)
- ・授業科目の種類と授業料問題委員会

2) その他

- ・人間開発教育課程共同研究代表者

4. 社会活動

- ・ 文部科学省 eラーニングによる人材育成支援モデル事業選定・評価委員会委員
- ・ 文部科学省 政策評価に関する有識者会議委員
- ・ 文部科学省生涯学習政策局 教育映画等の審査に係る協力者会議委員
- ・ 独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター 評価委員
- ・ (社)日本建築学会 文科省委託 既存学校施設の再生に関する調査研究委員会委員
- ・ 全国視聴覚教育連盟 文科省委託 子どものメディアフォーラム運営協議会委員
- ・ みずほ情報総研株式会社 経産省委託 草の根eラーニングサービスの品質を保证するための要件検討ワーキンググループ委員
- ・ (財)松下教育研究財団 松下教育助成「実践研究助成」審査委員
- ・ (財)社会通信教育協会 生涯学習インストラクター制度審査委員会委員
- ・ (財)民間放送教育協会評議員
- ・ (財)文教協会評議員
- ・ (財)理想教育財団評議員
- ・ 井内慶次郎主宰「文化懇談会」会員
- ・ 兵庫県生涯学習審議会委員
- ・ 神奈川県教育委員会 かながわ生涯学習ネットワーク推進協議会委員・小委員会委員長
- ・ 栃木県教育委員会 とちぎ地域・家庭教育活性化協議会委員・副委員長
- ・ 板橋区教育委員会 板橋区生涯学習懇談会委員・委員長
- ・ 板橋区 板橋区出資法人情報公開及び個人情報保護審査会委員

個 別 報 告 八洲学園大学生涯学習学部

課 程	人間開発教育	職 名	教 授	氏 名	高鷲 忠美
1. 教育活動					
1) 17年度の担当授業科目 「図書館概論」 「学校経営と学校図書館」 「資料組織概説」 「学校図書館メディアの構成」 「資料組織演習」 「学習指導と学校図書館」 「図書及び図書館史」 2) 授業の創意・工夫 演習をスクーリング履修で行うに当たり、チャットを学生とのコミュニケーションの手段にするなどの工夫を凝らし、受講生の授業への参加を促した。 3) 教科書の執筆 『図書館概論』角川学芸出版、平成 16 年 4 月 『図書館サービス論』角川学芸出版、平成 16 年 4 月					
2. 研究活動					
1) 従事した研究内容 学校教育における学校図書館の活用、遠隔教育における大学図書館の役割など。 2) 研究成果[著書・論文名(頁数記載)、発表機関、雑誌の場合は巻・号、発表年月日] 【著書】 『新・子供の本と読書の事典』(分担執筆)ポプラ社、平成 16 年 4 月(p160～163) 『最新教育キーワード 137』第 11 版(分担執筆)時事通信社、平成 17 年 6 月(p36～37) 『学習指導と学校図書館』改訂版(分担執筆)放送大学教育振興会、平成 17 年 6 月(p11～45) 『学校図書館メディアの構成』改訂版(共著)放送大学教育振興会、平成 17 年 6 月(p11～21,133～182,265～277) 『ポイント解説中教審「義務教育改革」答申』(分担執筆)教育開発研究所、平成 18 年 1 月(p55～57) 『カナダ・アメリカに見る学校図書館を中核とする教育』(分担執筆)全国学校図書館協議会、平成 18 年 3 月(p24～27) 【論文】 「読書空間作りを学校図書館から」『ジャイロス #7』勉誠出版、平成 16 年 12 月(p32～40) 「遠隔教育における図書館の役割 その 1」『社会人を対象とする遠隔教育の安定的展開に関する研究』八洲学園大学生涯学習学部人間開発教育課程、平成 17 年 3 月(p22～43) 「教員養成課程に「図書館科」「読書科」の設置を」『学校図書館』665(平成 18 年 3 月) 全国学校図書館協議会 (p39～40) 「メディアスクーリングの演習についてー「資料組織演習」を事例にー」『沿革大学教育の安定的展開に関する実践と研究 1』八洲学園大学生涯学習学部人間開発教育課程、平成 18 年 3 月(p28～40)					
3) 学会活動 日本図書館情報学会会員、アメリカ図書館協会会員、国際図書館協会個人準会員など。					

3. 学内活動

1) 委員会活動

図書館運営委員会委員長、紀要委員会委員長、運営委員会委員、人事委員会委員、予算委員会委員、自己点検・評価委員会委員

2) その他

特になし

4. 社会活動

- ・ 社団法人全国学校図書館協議会理事
- ・ 特定非営利法人「図書館の学校」理事
- ・ 社団法人全国学校図書館協議会「学校図書館賞」選考委員
- ・ 特定非営利法人「図書館の学校」「図書館を使った「調べる学習」賞コンクール 審査委員
- ・ 財団法人日本人事試験研究センター 試験専門委員(図書館学)
- ・ 東村山市立図書館 図書館協議会委員
- ・ 東村山市子ども読書活動推進計画査定協議会会長(平成 16 年 6 月から 10 月)

【講演】

- ・ 司書教諭の役割 平成 16 年 6 月 22 日(北九州市教育委員会学校図書館講習会)
- ・ すてきな読書空間づくり(パネル:石田衣良、米原万里、永井伸和)平成 16 年 7 月 3 日(第 7 回活字文化推進フォーラム:京都)
- ・ 読書活動の推進と司書教諭の役割 平成 16 年 7 月 13 日(福島県郡山市教育委員会司書教諭研修会)
- ・ 学校図書館を学校経営の中核に据える 平成 16 年 7 月 24 日(茗溪会図書館情報橋会総会)
- ・ わかりやすい図書の分類について、図書検索の基本目録について 平成 16 年 7 月 29 日(鶴岡田方地区小・中学校図書館職員夏期研修会)
- ・ 図書館司書の役割などについて 平成 16 年 8 月 9 日 (町田市学校図書館担当者研修会)
- ・ 学校図書館を教育改革の鍵に 平成 16 年 10 月 31 日 (第 9 回学校図書館のつどい:日本子どもの本研究会)
- ・ 図書館を生かす学校は変わる 平成 16 年 11 月 16 日 (鳥取県学校図書館協議会:米子)
- ・ 学習の場としての学校図書館 平成 16 年 11 月 17 日 (学校図書館連絡会研修会:鳥根県安来市広瀬小学校)
- ・ 子どもの読書推進と公共・学校図書館 平成 17 年 2 月 24 日 (富山県図書館協会職員研修会)
- ・ スキルアップ講座 1-3 平成 17 年 1 月 29, 2 月 26, 3 月 26 日 (全国学校図書館協議会)
- ・ 学校図書館を授業に生かす 平成 17 年 5 月 11 日 (狛江市小学校学校教育研究会)
- ・ こうすれば子どもが育つ、学校が変わる 平成 17 年 6 月 29 日 (小平市学校図書館ボランティア活動支援講座)
- ・ 確かな学力 読書力をつける学校図書館 平成 17 年 8 月 2 日 (四国中央市講演会)
- ・ 図書館を生かす学校は変わる 平成 17 年 8 月 3 日 (丸亀市学校図書館ボランティアの会)
- ・ 学校図書館を授業に生かす 平成 17 年 8 月 4 日 (福岡県小郡市夏期教職員研修)
- ・ こうすれば子どもが育つ、学校が変わる 平成 17 年 8 月 4 日 (小郡市周辺研修会)
- ・ 学校図書館を考える 平成 17 年 8 月 21 日 (第 21 回栃木子どもの本サマースクール)
- ・ 学校図書館と学習指導 平成 17 年 8 月 26 日 (第 7 回司書教諭全国研究集会)
- ・ 学校図書館と各教科との連携 平成 17 年 10 月 6 日 (新潟県立教育センター)
- ・ 子どもが育つ学校が変わる 平成 17 年 10 月 31 日 (鳥取県智頭町読書ボランティアなど研修講座)
- ・ 山形県鶴岡市朝陽第一小学校の実践から 平成 17 年 11 月 13 日 (学校図書館を考え、学ぶつどい part5:あきる野市)
- ・ 学校図書館を考える 平成 18 年 1 月 14 日 (平成 17 年度教育フォーラム:国分寺)
- ・ 学校図書館と教科教育 平成 18 年 2 月 1 日 (青梅市立第六小学校)

【非常勤講師】

- ・ 横浜市立大学国際文化学部 非常勤講師
- ・ 慶應義塾大学文学部 非常勤講師
- ・ 明治大学文学部 非常勤講師
- ・ 放送大学 客員教授
- ・ 東京学芸大学司書教諭講習 講師
- ・ 富山大学司書教諭講習 講師
- ・ 明治大学司書講習 講師

課 程	人間開発教育課程	職 名	専任講師	氏 名	秋吉 正博
1. 教育活動					
<p>1) 17年度の担当授業科目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「博物館学(概論・経営論・情報論)」(テキスト・スクーリング併用履修)4単位 春・秋学期 ・「伝統文化の継承3(演習)(祭事・行事)」(スクーリング履修)2単位 春・秋学期 ・「企業人物論演習(日本)」(スクーリング履修)2単位 春・秋学期 ・「博物館実習事前指導室」 授業科目ではないが、平成 18 年度開講の「博物館実習」に先立ち、平成 17 年 12 月に実習履修希望調査を実施して、平成 18 年 2 月に実習履修希望者を対象に「博物館実習事前指導室」を開き、事前指導を行ない、実習希望先への申込等を開始した。 <p>2) 授業の創意・工夫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テキスト履修の課題レポート等における質問機能を利用した事前・事後の指導と助言。 ・スクーリング履修の授業における図表等の効果的利用と授業終了後の補足解説等。 ・平成 18 年度開講の「博物館実習」を円滑に開講するため、平成 17 年度中に「博物館実習事前指導室」を開いて実習希望者への指導等を開始した。 <p>3) 教科書の執筆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『博物館学(概論・経営論・情報論)』、八洲学園大学、2005 年 4 月(加筆訂正) ・『伝統文化の継承3(演習)(祭事・行事)』、八洲学園大学、2005 年 4 月(加筆訂正) 					
2. 研究活動					
<p>1) 従事した研究の内容</p> <p>(1) 個人研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博士論文「日本古代養鷹の研究」において詳しい検討を保留した『新修鷹経』の文献研究を平成 16 年度に開始した。平成 17 年度は引き続き『新修鷹経』の構成とその内容の特徴の一端を明らかにして、平安時代初期における『新修鷹経』編纂の背景を究明したが、それを論文にまとめるに至らなかった。平成 18 年度は『新修鷹経』に関する検討を進めるとともに、研究成果を発表する予定である。 <p>(2) 共同研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「家庭教育学の構想」ワーキンググループ(家庭教育課程・日本家庭教育学会共同研究)において、従来の日本古代家族史研究を振り返って家庭教育学の構想を築くための問題点を明らかにした口頭発表を踏まえて、中間報告をまとめることができた。 ・「社会人を対象とする遠隔教育の安定的展開に関する研究」(人間開発教育課程共同研究)において、インターネットを利用した遠隔教育におけるデータベースの諸問題について検討し、あわせて担当授業科目「博物館学(概論・経営論・情報論)」で試みた見学レポートに関する事例報告をまとめた。 ・「社会人を対象とする遠隔教育の安定的展開に関する研究」(人間開発教育課程共同研究)においてヒューマン e ラーニングの実験的試行を開始することとなったため、ヒューマン e ラーニング・プロジェクト・チームのメンバーとしてその準備・実施等で活動した。担当授業科目「博物館学(概論・経営論・情報論)」では、履修者に対してヒューマン e ラーニングの実験的試行への参加を呼びかけて協力を求めた。 <p>2) 研究成果</p> <p>(1) 著書</p> <p>(2) 論文等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「遠隔教育のテキスト履修と見学レポート 自宅学習と自宅外見学の組み合わせ」、『平成 17 年度八洲学園大学共同研究報告「遠隔大学教育の安定的展開に関する実践と研究 1」報告書』、八洲学園大学生涯学習学部人間開発教育課程、2006 年 3 月 ・「日本古代家族史研究と家庭教育」、『平成 17 年度八洲学園大学・日本家庭教育学会共同研究報告「家庭教育学の構想」報告書』、八洲学園大学生涯学習学部家庭教育課程、2006 年 3 月 <p>(3) 研究発表等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「レポート・スクーリング履修方式について」、「社会人を対象とする遠隔教育の安定的展開に関する研究」 					

(人間開発教育課程共同研究)第6回公開研究会、於八洲学園大学、2005年11月2日

3)学会活動

- ・歴史人類学会 会員
- ・社会文化史学会 会員
- ・延喜式研究会 会員
- ・続日本紀研究会 会員
- ・説話文学会 会員
- ・日本家庭教育学会 会員、幹事(2003年～)
- ・アート・ドキュメンテーション学会 会員

3. 学内活動

1)委員会活動

- ・実習委員会 副委員長
- ・紀要委員会 委員
- ・キャリアアップ編集委員会 委員
- ・オンデマンド特別委員会 委員

2)その他

- ・入試実施委員
- ・「社会人を対象とする遠隔教育の安定的展開に関する研究」(人間開発教育課程共同研究) 主査
- ・ヒューマンeラーニング・プロジェクト・チーム メンバー
- ・「家庭教育学の構想」ワーキンググループ(家庭教育課程・日本家庭教育学会共同研究) メンバー
- ・教育システム安定化検討ワーキンググループ 幹事
- ・八洲学園大学システム開発勉強会 メンバー

4. 社会活動

課 程	人間開発教育課程	職 名	専任講師	氏 名	石田 尊
1. 教育活動					
1) 17年度の担当授業科目 日本語学概論(テキスト履修) 文章論演習1(主題・構想・叙述)(スクーリング履修) 論述力開発スキル演習1(自己課題)(スクーリング履修)					
2) 授業の創意・工夫 掲示板を利用した受講生との情報交換、HTML 文書による教科書解説教材の提供、課題レポート添削内容の充実(以上テキスト履修科目) 授業時間の組み立て(復習・内容解説・作業時間)の工夫、ほぼ毎回の小レポート出題・添削、授業時配布教材の充実(以上スクーリング科目)					
3) 教科書の執筆 なし					
2. 研究活動					
1) 従事した研究内容 A. 個人研究 学位論文以降継続して行っている、日本語受動文および日本語の格のシステムに関する研究を推し進め、個人での口頭発表等を行うとともに、他大学のプロジェクトに参加し、口頭発表、報告書への執筆などを行うことができた(下記研究成果参照)。また3月には、学位論文以降の成果となる論文を公刊することができた。ただし、学位論文自体の公刊が遅れており、反省すべき点となっている。					
B. 共同研究 「社会人を対象とする遠隔教育の安定的展開に関する研究」というメイン・テーマのもと、特に本学メディアスクーリングを、演習科目対応型システムへと改良するための問題点等について考察を行った。					
2) 研究成果[著書・論文名(頁数記載)、発表機関、雑誌の場合は巻・号、発表年月日]					
A. 論文等					
<ul style="list-style-type: none"> ・(単著)「受動文における動詞外項の降格について:日本語の受動化の多様性」『現代日本語文法 現象と理論のインタラクション』pp.71-98. 矢澤真人・橋本修(編)、ひつじ書房. 2006年3月. ・(単著)「テイル構文の統語構造に関する一考察:項構造の変化に関する記述を中心に」平成17-18年度科学研究費補助金基盤研究(C)「文法理論の適切な適用範囲の検証と、体系的な教育文法理論の構築」(研究代表者:矢澤真人)平成17年度研究成果報告書「文法理論の諸言語現象への適切な適用にむけて」pp.1-16, 筑波大学人文社会科学研究科. 2006年3月. ・(単著)「演習科目対応型授業配信システムの構築に向けて:スキルアップ系演習科目の実践に基づく検討」平成17年度八洲学園大学共同研究報告「遠隔大学教育の安定的展開に関する実践と研究1」報告書, pp.20-27, 2006年3月. ・(共著)「実験言語学の展望:日本語文法脳機能研究会の発足に向けて」(福盛貴弘・阿部二郎・石田尊・井本亮・川野靖子・富樫純一・福嶋健伸・茂木俊伸)、平成17-18年度科学研究費補助金基盤研究(C)「文法理論の適切な適用範囲の検証と、体系的な教育文法理論の構築」(研究代表者:矢澤真人)平成17年度研究成果報告書「文法理論の諸言語現象への適切な適用にむけて」pp.59-75, 筑波大学人文社会科学研究科. 2006年3月. 					
B. 口頭発表等					
<ul style="list-style-type: none"> ・(単独)「メディアスクーリングにおける演習の実践について」人間開発教育課程共同研究発表. 2005年6月22日. ・(単独)「日本語の受動文における対格の認可と吸収について」第81回関東日本語談話会(於八洲学園大学). 2005年7月2日. ・(単独)「テイル構文の統語構造」第3回現代日本語文法研究会(於筑波大学). 2005年10月9日 					

<p>3) 学会活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本語文法学会 (会員) 日本語学会 (会員) 日本語学会 (会員) 関東日本語談話会 (運営委員)
<p>3 . 学内活動</p>
<p>1) 委員会活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 入試委員会 委員 紀要委員会 委員 FD委員会 委員 オンデマンド特別委員会 委員 <p>2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成17年度人間開発教育課程共同研究 副主査 教育システム安定化検討ワーキング・グループ 幹事 八洲学園大学システム開発勉強会 メンバー ヒューマンeラーニング・プロジェクト・チーム メンバー 人間開発教育課程ウェブサイト 作成・管理 八洲学園大学紀要ウェブサイト 作成・管理
<p>4 . 社会活動</p>
<ul style="list-style-type: none"> 鶴見大学文学部非常勤講師(国語学講読) 鶴見大学短期大学部非常勤講師(日本語概説、日本語文法)

課 程	人間開発教育課程	職 名	専任講師	氏 名	篠崎 明子
1. 教育活動					
<p>1) 17年度の担当授業科目</p> <p>「生涯学習社会と学習成果の評価」テキスト履修、2単位、春学期・秋学期</p> <p>「生涯学習学研究方法演習」スクーリング履修、2単位、春学期・秋学期</p> <p>「社会教育調査法2」テキスト履修、2単位、秋学期</p> <p>「社会教育課題研究2」テキスト履修、2単位、秋学期</p> <p>2) 授業の創意・工夫</p> <p>スクーリング履修については、毎週あるいは隔週で小課題を課すことにより学生の理解状況を把握し、授業で解説を加えるなどのフィードバックを行った。また、課題のコメントやお知らせ、メッセージ機能等を活用して学生を励ますとともに、質問機能の利用を奨励して学生とのコミュニケーションを図った。テキスト履修については、「生涯学習社会と学習成果の評価」のテキストで会話を取り入れ、学生の問題意識を喚起することを行った。課題の返却にあたっては学生を励ますとともに、基本的事項の確認等を行った。</p> <p>3) 教科書の執筆</p> <p>『生涯学習社会と学習成果の評価』角川学芸出版、2005年4月</p> <p>『社会教育調査法2』角川学芸出版、2005年4月</p>					
2. 研究活動					
<p>1) 従事した研究内容</p> <p>【個人研究】生涯学習成果の評価・認証に関する研究。</p> <p>【共同研究】eラーニングにおける学習成果の評価に関する研究、eLYのシステムを活用した統計調査法についての検討。</p> <p>2) 研究成果[著書・論文名(頁数記載)、発表機関、雑誌の場合は巻・号、発表年月日]</p> <p>【論文等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生涯学習成果の評価の構造化」(『日本生涯教育学会論集』第25号 日本生涯教育学会 2004年7月 pp.21-28) ・「eラーニングにおける学習成果の評価の課題 - 学習成果の評価の活用の観点から - 」(『平成16年度八洲学園大学共同研究報告「社会人を対象とする遠隔教育の安定的展開に関する研究」報告書』八洲学園大学生涯学習学部人間開発教育課程 2005年3月 pp.50-57) ・「エル・ネット「オープンカレッジ」活用講座についての受講者の意識と中間リーダーへのヒアリング結果」(『平成16年度(財)文教協会研究助成「遠隔大学公開講座活用の学習を支援するリーダーの役割に関する実験的研究 エル・ネット「オープンカレッジ」活用の場合」報告書』エル・ネット「オープンカレッジ」を活用した遠隔学習の支援方法に関する研究会 2005年3月 pp.24-39) ・「就職・人事の場面から見た各種学習歴を特徴づける要因」(『八洲学園大学紀要』創刊号八洲学園大学生涯学習学部 2005年3月 pp.51-66) ・「学習歴の互換・累積加算等に関する基礎的検討 - 基準となりうる要因の析出 - 」(『日本生涯教育学会論集』第26号 日本生涯教育学会 2005年7月 pp.31-40) ・「学習成果の評価と認証」(『生涯学習研究e事典』日本生涯教育学会 2005年9月14日 http://ejiten.javea.or.jp/) ・「ヒューマンeラーニング実験参加学生に対する調査の結果」(『平成17年度八洲学園大学共同研究報告「遠隔大学教育の安定的展開に関する実践と研究 1」報告書』八洲学園大学生涯学習学部人間開発教育課程 2006年3月 pp.56-65) ・「学習成果の評価・認証システムにおける互換・転換の位置づけ」(『八洲学園大学紀要』第2号 八洲学園大学生涯学習学部 2006年3月 pp.97-104) <p>【口頭発表]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生涯学習成果の評価と学習歴の関係」(日本生涯教育学会第25回大会 於:独立行政法人国立オリンピック 					

記念青少年総合センター 2004年11月28日)

・「遠隔教育における学習成果の評価の課題」(「社会人を対象とする遠隔教育の安定的展開に関する研究」(人
育課程共同研究)平成16年度第2回公開研究会 於:八洲学園大学 2004年8月11日)

・「eラーニングと対面教育における学習成果の評価の互換に関する検討」(「社会人を対象とする遠隔教育の
安定的展開に関する研究」(人間開発教育課程共同研究)平成17年度第2回公開研究会 於:八洲学園大学
2005年6月22日)

・「eLYのアンケート機能の現状と課題」(「社会人を対象とする遠隔教育の安定的展開に関する研究」(人間開
発教育課程共同研究)平成17年度第7回公開研究会 於:八洲学園大学 2005年12月7日)

3) 学会活動

・日本生涯教育学会 幹事、同学会『生涯学習研究』事典』構築・編集委員会 幹事

・日本教育制度学会 会員

3. 学内活動

1) 委員会活動

・学生委員会 委員

2) その他

・人間開発教育課程共同研究「社会人を対象とする遠隔教育の安定的展開に関する研究」メンバー

・教育システム安定化検討ワーキンググループ メンバー

・ヒューマンeラーニング・プロジェクト・チーム メンバー

・入試委員会 入試実施委員(2005年12月より)

4. 社会活動

. 大学の諸規則等

凡例

1. 本文で参照を指示してある諸規則及び16年度教授会議事録を以下に掲載する。
2. なお、本文に参照を指示してある規則及び教授会議事録以外の大学の基礎資料は、本文中に「資料篇」と記し、大学事務局に保管されている。

諸規則及び教授会議事録 目 次

(規程)

八洲学園大学学則	125
八洲学園大学教授会規程	133
八洲学園大学人事委員会規程	134
八洲学園大学教員選考規程	135
大学教員の採用および昇任に係る選考手順	136
八洲学園大学教務委員会規程	140
八洲学園大学履修規程	141
八洲学園大学学生委員会規程	158
八洲学園大学学生規程	159
八洲学園大学における試験・レポート等の不正行為に関する規程	175
八洲学園大学における学生の課外活動に関する要項	174
八洲学園大学ファカルティ・デベロップメント委員会規程	178
八洲学園大学自己点検・評価委員会規程	179
八洲学園大学自己点検・評価に関する要項	180
八洲学園大学附属図書館利用規程	181
八洲学園大学の事務組織及び事務分掌を定める規程	183

(17年度教授会議事録)

第1回教授会議事録	185
第2回教授会議事録	188
第3回教授会議事録	190
第4回教授会議事録	193
第5回教授会議事録	195
第6回教授会議事録	197
第7回教授会議事録	200
第8回教授会議事録	202
第9回教授会議事録	204
第10回教授会議事録	205
第11回教授会議事録	208
第12回教授会議事録	211

八洲学園大学学則

第1章 総則

(本学の目的)

第1条 八洲学園大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に則り、主として通信の方法により有用な人材の開発を企図し、もって社会に貢献するとともに、併せて生涯学習の要望に積極的に応えることを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、前条の目的を達成するため、教育研究の活動状況について自ら点検及び評価を行い、教育研究水準の維持向上を図る。

2 前項の自己点検及び評価に関する事項は、別に定める。

(学部・課程)

第3条 本学に生涯学習学部を置く。

2 生涯学習学部には家庭教育課程、人間開発教育課程を置く。

(入学定員、収容定員)

第4条

本学の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

課程名	入学定員	3年次編入定員	収容定員
家庭教育課程	600	300	3000
人間開発教育課程	600	300	3000
計	1200	600	6000

(附属図書館)

第5条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規程は別に定める。

(事務局)

第6条 本学に事務局を置く。

2 事務局に関する規程は別に定める。

(教職員)

第7条 本学に学長、教授、助教授、講師、助手、添削指導員、事務職員、技術職員及びその他の必要な職員を置く。

(教授会)

第8条 本学に、本学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会に関する規程は別に定める。

(学年及び学期)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 前項の学年を次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日（3月に限る。）

- 二 土曜日（3月に限る。）
- 三 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日（3月に限る。）
- 四 年末年始 12月30日から翌年の1月5日まで
- 2 必要がある場合学長は、前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第2章 学生等の種類

（学生等の種類）

第11条 本学が開設する授業科目の単位を修得することができる者は、正科生、科目等履修生、特修生及び特別聴講学生とする。

- 2 正科生とは、本学を卒業することを目的として入学する者をいう。
- 3 科目等履修生とは、大学入学資格を有するものの正科生にはならないで、授業科目を履修する者をいう。
- 4 特修生とは大学入学資格はないが、本学の正科生としての入学資格を取得することを目的とし、又は取得することを目的にしないで、授業科目を履修する者をいう。
- 5 特別聴講学生とは、他の大学又は短期大学の学生で、本学の授業科目を履修することを希望し、かつ、当該大学又は短期大学との協議に基づき、本学が受け入れる者をいう。
- 6 前項に規定する特別聴講学生の受け入れ手続き及び学費の取扱い等については、別に定める。

第3章 修業年限及び在学年限等

（修業年限及び最長在学年限等）

第12条 正科生の修業年限は4年とする。

- 2 正科生は、12年を超えて在学することはできない。ただし、編入学、転入学及び再入学した正科生並びに本学の科目等履修生であった者が正科生として入学した場合は、その者の在学すべき年数の3倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

第13条 科目等履修生の修業期間は、授業の開講時期及び受講単位数により1学期間又は1年間とし、修業期間を1学期間とされた者は1.5年を、1年とされた者は3年を超えて在学することはできない。

第14条 特修生の修業期間は、授業の開講時期及び受講単位数により1学期間又は1年間とし、修業期間を1学期間とされた者は1.5年を、1年とされた者は3年を超えて在学することはできない。

第4章 入学

（入学の時期）

第15条 入学の時期は、学期の始めとする。

（入学資格）

第16条 正科生又は科目等履修生として本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 文部科学大臣の指定した者
- 六 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- 七 その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第17条 特修生として本学に入学できる者は、大学入学資格のない者で、本学が開設する授業科目を履修し得る能力があると認められる者とする。

(入学の出願)

第18条 入学志願者は、次の各号の書類を指定の期日までに本学に提出しなければならない。

- 一 入学願書
- 二 出身学校長記載の調査書（卒業証明書及び成績証明書をもってこれに代えることができる。）又は、検定合格証書等大学入学資格を証する証明書

(入学者の選考)

第19条 入学志願者の可否の判定は、前条の書類により、教授会において行う。

(入学手続き)

第20条 前条により合格とされた者は、正・副保証人連署の誓約書に所定の入学金を添え、所定の期日までに本学に提出しなければならない。

- 2 前項の正保証人は保護者、副保証人は独立の生計を営む者若しくは本学が適当と認めた者に限るものとする。
- 3 正、副保証人は、保証する学生について、在学中の一切の事柄について連帯して責任を負わなければならない。

(入学許可)

第21条 学長は、前条の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

- 2 入学を許可された正科生には学生証を、科目等履修生及び特修生には登録証を交付する。
- 3 前項の学生証又は登録証は常時携帯し、本学が求めたときは、直ちに提示しなければならない。

(再入学、編入学、転入学)

第22条 次の各号の一に該当する者で、正科生として本学への入学を志願する者があるときは、書類選考の上、別に定めるところにより、相当年次に入学を許可することができる。

- 一 本学を卒業し、退学し、又は除籍された者
 - 二 他の大学（外国の大学を含む。）を卒業し、退学し、又は除籍された者
 - 三 短期大学（外国の短期大学を含む。）、高等専門学校（外国の高等専門学校を含む。）、旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者
 - 四 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であること及び当該課程の修了に必要な総授業数が1700時間以上であること。）を修了した者
 - 五 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第92条の3に定める従前の規定による高等学校、専門学校、教員養成諸学校の課程を修了し、又は卒業した者
- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、別に定めるところによる。
 - 3 再入学者、編入学者及び転入学者の入学手続き等に関しては、第18条から第21条の例による。ただし、第18条第2号に定める書類は、卒業証明書又は在籍証明書及び成績証明書と読み替えるものとする。

第23条 新たに正科生として本学の第1年次に入学した学生が、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において既に修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）については、教育上有益と認められる場合は、別に定めるところにより卒業の要件となる単位として認定することができる。ただし、修業年限は短縮しない。

- 2 正科生として本学の第1年次に入学した学生が、本学の科目等履修生として既に修得した単位については、卒業の要件となる単位として認定することができる。

5章 教育課程

(授業科目)

第24条 本学の授業科目は、共通基礎教育科目、基幹科目、共通専門教育科目、専門科目及び資格科目に区分する。

2 開設する授業科目の名称及び単位数は、本学履修規程の定めるところによる。

(履修届)

第25条 学生は、その学期に開設される授業科目の中から必要な授業科目を選択し、所定の期日までに事務局教務課に履修届を提出しなければならない。

(単位の計算方法)

第26条 各授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

- 一 通信による授業（録画による授業を含む。以下、「テキスト授業」という。）については、45時間の学習を必要とするテキストの学習をもって1単位とする。
- 二 面接授業（メディアを利用して行う授業を含む。以下、「スクーリング授業」という。）については、1時間のスクーリング授業に対し2時間の準備のための学習を必要とするものとし、15時間の面接授業を1単位とする。
- 三 学外実地研修は、30時間の実習をもって1単位とする。

(授業及び履修の方法)

第27条 授業は、テキスト授業、スクーリング授業のいずれか、又はこれらの併用により行う。

- 2 テキスト授業は、所定のテキストを学習し、課せられた課題に対し添削指導を受けるか又は課せられた論文の指導を受けながら当該論文を完成させるものとする。
- 3 スクーリング授業は、本学が指定する会場において、所定の授業を受けるものとする。
- 4 学外実地研修は、本学が許可又は指定する施設において行うものとする。

(テキスト授業における質疑)

第28条 テキスト授業における質疑は、所定の質問票により行わなければならない。

(単位の授与)

第29条 単位の授与は、授業の方法別に次により実施する。

- 一 テキスト授業によるものについては、添削指導を受け合格した者に科目修得試験の受験資格を与え、当該試験の合格者に単位を授与するものとし、論文によるものについては、論文が完成し合格したときに単位を授与する。
 - 二 スクーリング授業によるものについては、出席が良好な者に最終試験の受験資格を与え、当該試験の合格者に単位を授与する。
 - 三 卒業論文（卒業研究演習を含む。以下同じ。）については、指導教員の指導を受け、審査に合格した者に単位を授与する。
 - 四 学外実地研修については、研修先の評価及び学生等が提出する実地研修報告書を審査し、合格したものに単位を授与する。
- 2 前項の科目修得試験は、本学が指定する会場で行い、科目修得試験の日時・会場は、その都度公表する。
 - 3 第1項の科目修得試験、卒業論文審査及び学外実地研修審査を受けるためには、当期の授業料が納入済みであることを要する。

(成績評価)

第30条 科目修得試験、最終試験、学外実地研修及び卒業論文の成績は、優、良、可、不可の4種の標語で表わし、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。

2 前項の標語の基準は、次のとおりとする。

優	100点～80点
良	79点～70点
可	69点～60点
不可	59点 以下

(再試験・追試験)

第31条 学長は、必要により、再試験及び追試験を行うことがある。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第32条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、正科生に当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位については、教授会の議に基づき、卒業の要件となる単位として認定することができる。
- 3 第1項に必要な諸手続き等に関しては、別に定める。

(入学前等の既修得単位の認定の限度)

第33条 第23条及び前条第2項及び第36条第3項により卒業の要件となる単位として認定する単位数は、編入学及び転入学の場合を除き、合わせて60単位を超えないものとする。

第6章 休学、留学及び退学等

(休学)

第34条 正科生、科目等履修生及び特修生は、学期を単位として、保証人連署の届出により、休学することができる。

- 2 休学期間は、正科生の場合通算して8学期間、科目等履修生及び特修生の場合通算して2学期間を超えることができない。
- 3 休学期間は、正科生の修業年限及び在学年限並びに科目等履修生及び特修生の修業期間に算入しない。

(復学)

第35条 休学期間中は、届出により、学期の始めに限り、復学することができる。

(留学)

第36条 外国の大学又は短期大学で学習することを志願する正科生は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、修業年限に算入することができる。
- 3 第1項により修得した単位は、教授会の議に基づき、卒業の要件になる単位として認定することができる。

(退学)

第37条 退学しようとする者は、保証人連署の上、届出なければならない。

(除籍)

第38条 次の各号の一に該当する者は、学長が教授会の議を経て除籍する。

- 一 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 二 第12条第2項、第13条又は第14条の在学年限を超えた者
- 三 第34条第2項の休学期間を超えて、なお復学できない者
- 四 履修登録を怠り、督促してもなお行わない者

第7章 卒業

(卒業)

第39条 正科生として本学に4年(第22条第1項の規定により入学した者については、同条第2項により定められた在学すべき年数)以上在学し、別に定めるところにより124単位以上の単位を修得した者は、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 学長は、卒業を認定した者に対して、学位記を授与する。
- 3 学位記の様式は、別紙のとおりとする。

(単位修得証明等)

第40条 学生等が、本学の授業科目を履修したときは、当該学生等の願い出により、単位修得証明書又は修了証明書を交付する。

(資格)

第41条 本学において取得できる資格は、次のとおりとする。

- 一 家庭教育アドバイザー
- 二 社会教育主事
- 三 司書
- 四 司書教諭
- 五 学芸員
- 六 地域スポーツインストラクター基礎資格

2 前項の資格取得に必要な事項は、別に定める。

第8章 賞罰

(表彰)

第42条 学生として特に表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰する。

(懲戒)

第43条 本学の学則若しくは規程等に反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する場合に行うことがある。
 - 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - 三 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

第9章 入学金、授業料その他の費用等

(入学金、授業料その他の費用)

第44条 入学金、授業料、その他の費用の額は、別表第1のとおりとする。

- 2 入学金、授業料、その他の費用は、所定の期日までに納めなければならない。ただし、経済的理由により納付が困難な場合には、願い出により、学長が延納を許可することがある。
- 3 入学金、授業料、その他の費用は、事由の如何に関わらず返却しない。ただし、授業料及びその他の費用については、履修登録受付開始前に入学を辞退した場合に限り、本人の請求により返却する。

(証明等手数料)

第45条 各種の証明等手数料については、別に定める。

第11章 公開講座

(公開講座)

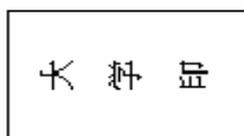
第46条 一般市民の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座を開設することができる。

附 則

- 1 この学則は、大学設置認可の日（平成 年 月 日）から施行する。
- 2 平成16年度から平成18年度までの正科生の収容定員は、第4条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

課程名	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備考
家庭教育課程	600	1200	2100	平成18年度は3年次編入300を含む
人間開発教育課程	600	1200	2100	同上
計	1200	2400	4200	

(様式)



学位記

氏名

年 月 日生

本学生涯学習学部 教育課程所定の課程を
修め 本学を卒業したので学士（学術）の学位を
授与する

平成 年 月 日

▲洲学園大学長

印

第 号

別表第1

入学金、授業料、その他の費用

区 分	金 額
入学金	20,000
登録料	20,000
授業料(1単位当たり)	5,000
課題添削料(1単位当たり)	
メディア使用	0
所定用紙使用	1,000
科目修得試験料(1単位当たり)	
教室試験(所定用紙使用)	1,000
論文試験	
メディア使用	1,000
所定用紙使用	2,000
スクーリング受講料(1単位当たり) (最終試験料を含む。)	
メディア使用	7,500
講義室使用	7,500
IT管理料(1年当たり)	24,000

- 1 入学金は、正科生から入学時に徴収する。
- 2 登録料は、正科生以外の者から入学時に徴収する。
- 3 授業料、課題添削料、科目修得試験料及びスクーリング受講料は、それぞれ1単位当たりの単価である。
- 4 課題添削料は、所定用紙使用を選択した者から定額を徴収し、メディア使用を選択した者からは徴収しない。
- 5 科目修得試験料は、試験を行う場所・方法により、定額を徴収する。
- 6 IT管理料は、課題添削、論文試験に関しメディア使用を選択した者から徴収する。

八洲学園大学教授会規程

第1条 八洲学園大学学則第8条第2項の規定により、この規程を定める。

第2条 教授会は、学長及び教授をもって組織する。ただし、教授会が必要と認めるときは、助教授その他の職員を加えることができる。

第3条 教授会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 学生の入学、退学、卒業に関する事。
- 二 教育課程に関する事。
- 三 学生の試験に関する事。
- 四 学生の団体及び学生生活に関する事。
- 五 学生の賞罰に関する事。
- 六 学則及び教育・研究に係わる規則類の制定改廃に関する事。
- 七 教員の人事に関する事。
- 八 教育・研究に係わる予算に関する事。
- 九 教育・研究に係わる施設・設備に関する事。
- 十 その他学長が必要と認める事項

第4条 教授会は、学長が招集し、その議長となる。

第5条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席で成立し、議決には過半数の賛成を必要とする。

第6条 教授会の庶務は、主として総務課が担当する。

第7条 この規程で定めるもののほか、教授会の運営に関する事項は、教授会が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

八洲学園大学人事委員会規程

第1条 八洲学園大学に人事委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 教員の採用、昇任、降任、休職、免職等教員の身分に関する基本的事項
- 二 教員の留学に関する事項
- 三 その他教員の人事に関する事項

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長
- 二 学部長
- 三 課程長 2名
- 四 学長が指名する教授 2名

2 前項第四号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総括する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議決は、出席委員の過半数の賛成を必要とする。

第6条 委員会において教員の選考が必要とされた場合、教員選考委員会を設置するものとする。

2 前項の教員選考委員会の構成、その他必要な事項は、委員会が定める。

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

八洲学園大学教員選考規程

第1条 八洲学園大学（以下「本学」という。）の教授、助教授、専任の講師及び助手（以下「本学の教員」という。）の選考は、この規程の定めるところによる。

第2条 本学の教授になることができる者は、次の各号の一に該当し、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力があると認められる者とする。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- 三 他の大学において教授、助教授、専任講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- 四 芸術、体育等については、特殊の技能に秀でていと認められる者
- 五 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

第3条 本学の助教授になることができる者は、次の各号の一に該当し、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力があると認められる者とする。

- 一 前条各号のいずれかに該当する者
- 二 他の大学において助手又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- 三 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- 四 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
- 五 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

第4条 本学の専任講師となることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 第2条又は前条に規定する教授又は助教授となることのできる者
- 二 その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力があると認められる者

第5条 本学の助手となることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- 二 前号の者に準ずる能力があると認められる者

第6条 本学教授会の構成員は、学長に対して、任用候補者を推薦することができる。

第7条 本学教員の選考は、別に定める教員選考委員会において行う。

第8条 学長は、教員選考委員会の選考結果に基づき、教授会の議を経て任用候補者を決定し、理事会に提案するものとする。ただし、教授会の議決は、教授の任用にかかるものは学長及び教授で、助教授の任用にかかるものは学長、教授及び助教授で、専任の講師及び助手の任用にかかるものは学長、教授、助教授及び講師で行うものとする。

第9条 この規程の改正は、本学教授会の議を経て行う。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 大学設置・学校法人審議会の審査を経て、平成16年4月1日、平成17年4月1日及び平成18年4月1日に本学教員となる者は、この規程により選考されたものとみなす。

大学教員の採用および昇任に係る選考手順

I. 発議について

- 1) 専任教員の採用および昇任の人事案件が生じた場合は、当該人事の所属する教員組織の課程長は、人事委員会に、担当科目、職階、専門領域を記入した配置要望書を提出する。配置要望書は、別紙の様式1とする。
- 2) 人事委員会において配置要望が承認された教員組織は、課程内に人事小委員会を設置して、教員の選考ないし審査を行ない、その結果にもとづき人事委員会に発議する。発議書は別紙の様式2とする。
- 3) 人事小委員会は、課程長を含む教授3名で構成する。ただし、講師人事の場合は、教授3名のうち1名は助教授を当てることできる。
- 4) 人事委員会において発議が承認された場合は、人事委員会は教員選考委員会に審査を委託する。

II. 教員選考委員会

- 1) 教員選考委員会は、両課程長および当該人事の専攻分野に関係する教授2名で構成し、委員長をおく。ただし、講師人事の場合は、教授2名のうち1名は助教授を当てることできる。教員選考委員会は3分の2以上の委員の出席がなければならない。
- 2) 教員選考委員会の委員長は、発議組織の課程長が務め、委員会を招集し、議長を務める。
- 3) 教員選考委員会は、候補者の履歴、教育・研究業績（5点以内）、実務経験等について審査し、候補者ないし昇任の適否を決定する。
- 4) 教員選考委員会は、1週間以上の間をあけて少なくとも2回開催することとする。第1回目は、選考経過の説明、人物、履歴、業績の説明ののち、審査論文等の査読を各委員に依頼する。第2回目には、査読結果の報告と審議をへて委員会として判定を行う。

III. 人事委員会

- 1) 人事委員会は、教員選考委員会による審査報告書および審査資料の提出と委員長の報告を受けて、選考手順を含めて候補者の適否を総合的に審査し、判定する。審査報告書は別紙の様式3とする。
- 2) 人事委員会における審査が終了した場合は、学部長は審査結果を運営委員会および教授会に諮り、承認を得るものとする。
- 3) 教授会議長は教授会の審査結果を法人本部に報告する。

IV. その他

- 1) 人事は発議の時期から3ヶ月以内に終了するものとする。
- 2) 人事の経過は、運営委員会および教授会に報告し、承認を得ることとする。
- 3) 教員選考委員会は、当該人事が完全に終了した時点で解散する。
- 4) 非常勤講師の採用、退任、解職については、運営委員会において審査のうえ決定し、教授会の承認を得るものとする。

この選考手順は、平成17年3月16日から施行する。

(様式1)

配置要望書

平成 年 月 日

人事委員会委員長 殿

課程長

氏名 _____

下記により人事配置を要望します。

記

1. 配置理由（採用・昇進の区別も）
2. 課程
3. 担当科目
4. 職階
5. 専門領域

(様式2)

人 事 発 議 書

平成 年 月 日

人事委員会委員長 殿

課程長

氏 名 _____

下記のように人事を発議します。

記

1. 課程
2. 担当科目
3. 職階
4. 候補者氏名・現職・年齢
5. 教員選考委員会の構成員

構 成 員	氏 名
家庭教育課程長	
人間開発教育課程長	
教 授	
教授(助教授)	

(様式3)

審査報告書

平成 年 月 日

人事委員会委員長 殿

教員選考委員会委員長

氏名 _____ 印

教員選考委員会の審査が終了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1. 候補者氏名 (ふりがな・現職)

2. 審査内容

- 1) 採用・昇進の区別
- 2) 選考経過 (発議にいたる経過)
- 3) 選考委員会の運営
- 4) 候補者についての評価と結論

3. 教員選考委員会開催日時

第1回教員選考委員会 平成 年 月 日
欠席者氏名

第2回教員選考委員会 平成 年 月 日
欠席者氏名

4. 教員選考委員会委員の署名(自筆サイン)

八洲学園大学教務委員会規程

第1条 八洲学園大学に教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 教科履修に関する事。
- 二 単位互換に関する事。
- 三 入学（編・転入学を含む）、卒業等に係わる単位認定に関する事。
- 四 学生の勉学に関する事。

第3条 委員会は、学長が指名した者で組織する。

2 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第4条 委員会に委員長を置き、学長が指名する。

2 委員長は、会務を総括する。

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議決は、出席委員の過半数の賛成を必要とする。

第6条 委員会の庶務は、教務課において処理する。

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年7月21日から施行する。

八洲学園大学履修規程

(授業科目)

第1条 八洲学園大学（以下、「本学」という。）において開設する授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

(履修登録)

- 第2条 学生（正科生、科目等履修生、特修生及び特別聴講学生をいう。以下、同じ。）は、所定の期間内にその学期に履修する授業科目を定め、事務局教務課に履修届を提出し、履修登録をしなければならない。
- 2 履修登録できる単位数は、年間 50 単位を上限とする。ただし、出産等特別な事情があると本学が認めるときは、この限りではない。
 - 3 本学学則第32条第2項（他の大学等との協議に基づく当該他の大学等での修得単位）及び第36条第3項（留学による外国の大学等での修得単位）の単位は、前項の単位に算入しない。

(試験等の実施時期)

第3条 印刷教材授業による科目修得試験、論文試験及び卒業論文審査並びに面接授業（オンライン履修による授業を含む。以下、同じ。）による最終試験は、学期末までに行うものとする。ただし、学外実地研修については、研修後に行われる研修先が行う評価の後とする。

(受験資格)

- 第4条 前条の科目修得試験、論文試験又は最終試験を受験できる者は、履修登録済みの授業科目について、授業料、その他の費用が納入されており、かつ、次の条件を満たした者とする。
- 一 印刷教材授業によるものについては、添削指導に合格した者
 - 二 面接授業によるものについては、出席が良好な者

(再試験及び追試験)

- 第5条 学長は、必要により、再試験及び追試験を行うことがある。
- 2 前条の再試験及び追試験については、その都度公示する。

(再履修)

第6条 不合格になった授業科目の単位を修得するためには、その科目を再登録して、履修しなければならない。

(卒業の要件)

第7条 正科生が本学を卒業するためには、4年以上在学し、共通基礎教育科目、基幹科目、共通専門教育科目及び専門科目を履修し、124単位以上を修得しなければならない。

一 家庭教育課程

区分	選択必修
共通基礎教育科目	20
基幹科目	8
共通専門教育科目	10
専門科目	46
関連科目(家庭教育課程の専門科目に関連する科目)(注イ)	28
自由選択科目(注ウ)	12
計	124

- 注 ア 専門科目の修得46単位中には、各群8単位計32単位が含まれていなければならない。
 イ 関連科目は、共通専門教育科目、家庭教育課程の基幹科目及び専門科目から28単位を選択履修するものとする。
 ウ 自由選択科目は、人間開発教育課程の開設科目を含め自由に選択できる科目(別表第1資格科目中、学校図書館司書教諭資格関係を除く。)であり、12単位の履修が必要である。
 エ 家庭教育アドバイザーの資格を取得して卒業する場合は、関連科目として共通専門教育科目及び家庭教育課程の基幹科目及び専門科目から修得する28単位中24単位は、人間開発教育課程の生涯学習基礎論・社会教育グループの社会教育主事資格関係科目24単位をもって替えることができる。
 オ 卒業所要単位124単位中30単位以上は、面接授業による科目の単位でなければならない。

二 人間開発教育課程

区分	選択必修
共通基礎教育科目	20
基幹科目	8
共通専門教育科目	10
専門科目	46
関連科目(人間開発教育課程の専門科目に関連する科目)(注イ)	28
自由選択科目(注ウ)	12
計	124

- 注 ア 専門科目について、生涯学習基礎論・社会教育グループを選択した正科生は、生涯学習基礎論・社会教育グループの授業科目中、社会教育主事資格科目24単位及び司書格科目22単位計46単位を、人材開発基礎論グループを選択した正科生は、人材開発基礎論グループの授業科目から38単位及び生涯学習基礎論・社会教育グループの授業科目中8単位計46単位を修得していなければならない。
 イ 関連科目は、共通専門教育科目、人間開発教育課程の基幹科目及び専門科目から28単位を選択履修するものとする。
 ウ 自由選択科目は、人間開発教育課程の開設科目を含め自由に選択できる科目(別表第1資格科目中、学校図書館司書教諭資格関係を除く。)であり、12単位の履修が必要である。この12単位の中には博物館学芸員の資格に必要な科目又は家庭教育アドバイザーの資格に必要な科目を含めることができる。
 エ 家庭教育アドバイザーの資格を取得して卒業を希望する正科生は、関連科目として、共通専門教育科目及び人間開発教育課程の基幹科目及び専門科目から修得する28単位は、家庭教育アドバイザーの資格取得に必要な家庭教育課程の専門科目の単位をもって替えることができる。
 オ 卒業所要単位124単位中、30単位以上は、面接授業による科目の単位でなければならない。
 2 再入学、編入学又は転入学により本学の正科生となった者は、本学の再入学、編入学及び転入学に関する規程第3条により、定められた期間以上在学し、卒業所要単位数124単位(面接授業30単位)から本学入学前に修得したものとみなす単位数を減じた単位数(うち、在学年数に応じ面接授業単位18単位から25単位以上)を修得しなければならない。

(資格取得)

第8条 本学学則第41条第2項に規定する資格を取得するために必要な授業科目及びその単位数は、別表第2から別表第7のとおりとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

別表第1 開設授業科目

生涯学習学部開設授業科目

授業科目	単位数	備考
家庭教育課程		
共通基礎教育科目（家庭教育課程・人間開発教育課程）		
1. 家庭教育と学校等の教育概論		
保育園・幼稚園教育と家庭教育概論	2	
初等教育と家庭教育概論	2	
中学校教育と家庭教育概論	2	
高等学校教育と家庭教育概論	2	
2. 学校教育と家庭教育（連携各論）		
小学校		
言葉の使い方と家庭教育（演習）	2	
社会生活の理解と家庭教育	2	
算数的活動と家庭教育	2	
科学的な見方考え方と家庭教育	2	
小学校道徳教育と家庭教育	2	
中学校		
国語の正しい表現理解と家庭教育	2	
公民的な資質の基礎と家庭教育	2	
数学的見方考え方の育成と家庭教育	2	
自然への関心、科学的な見方考え方と 家庭教育	2	
外国語の運用能力と家庭教育	2	
中学校道徳教育と家庭教育	2	
才能・創造性の育成と家庭教育	2	
高校教育の改革と中高一貫教育	2	
基幹科目（家庭教育課程）		
家庭と教育		
家庭教育学新構想	2	
家庭教育史概論	2	
比較家庭教育概論	2	
幼児教育学概論	2	

倫理と道徳		
倫理学概論	2	
日本倫理思想概論	2	
東洋倫理思想概論	2	
西欧倫理思想概論	2	
宗教学概論	2	
教育と心理		
教育学概論	2	
教育史概論	2	
教育思想史概論	2	
心理学概論	2	
教育心理学概論	2	
教育カウセリング(演習)	2	
社会と文化		
法学概論	2	
家族社会学概論	2	
日本文化史概論	2	
日本文学概論	2	
日本民衆宗教概論(演習)	2	
共通専門教育科目 (家庭教育課程・人間開発教育課程)		
法と生活		
日本国憲法	2	
日常生活と法 (民法を含む)	2	
教育と法 (教育基本法、社会教育関係法、地方教育行政組織運営法含む)	2	
福祉と法 (障害者基本法含む)	2	
地方分権と教育	2	
児童・少年の保護と法(演習) (少年法、児童福祉法を含む)	2	
教育の歴史と家庭教育		
日本家庭教育史 (近代以前)	2	
日本家庭教育史 (近代以後)	2	
東アジア家庭教育史概論 (韓国)	2	
東アジア家庭教育史概論 (中国)	2	

西欧家庭教育史概論	2	
家庭教育研究法概論	2	
比較家庭教育（演習）	2	
家庭教育基本方針（家訓）の確立（演習）	2	
親と道德教育教材論	2	
現代社会の諸問題		
非行少年・犯罪者の処遇と対策（自由と遵法、規律、社会秩序形成と家庭教育を含む）	2	
現代の社会病理概論	2	
現代の企業と家庭概論	2	
資源環境と人間	2	
学校週5日制と家庭・学校・地域	2	
非行・犯罪の原因（演習）	2	
健康と社会活動		
児童の発達と身体運動論	2	
日本武道の歴史概論	2	
身体運動文化概論	2	
キャンプ活動の指導論	2	
レクリエーション活動の指導論	2	
青年期の身体運動（演習）	2	
生涯スポーツと家庭（演習）	2	
伝統と文化		
芸能と人間形成論	2	
日本人の美意識概論	2	
日本人の宗教・信仰心概論	2	
文学に表れた家庭・家族1（演習）（日本）	2	
文学に表れた家庭・家族2（演習）（西欧）	2	
伝統文化の継承1（演習）（和歌文学）	2	
伝統文化の継承2（演習）（俳諧文学）	2	
伝統文化の継承3（演習）（祭事・行事）	2	
伝統文化の継承4（実習）（茶道・華道）	2	登校スクリーニングのみ
カウンセリング		
カウセリング1（演習）（乳幼児と母親）	2	

カウセリング2 (演習) (小学生と親)	2	
カウセリング3 (演習) (中学生と親)	2	
カウセリング4 (演習) (高校生と親)	2	
カウセリング5 (演習) (面接技法)	2	
専門科目 (家庭教育課程)		
乳幼児期の家庭教育 (第1群)		
乳幼児教育の内容と方法		
胎児と環境	2	
乳幼児の食生活	2	
乳幼児のしつけ (演習)	2	
乳幼児の身体運動と情操教育 (演習)	2	
幼児期教育の歴史と展望		
幼児教育思想史	2	
育児国際比較論	2	
実習		
保育実習1 (乳児)	2	
保育実習2 (幼児)	2	
児童期の家庭教育 (第2群)		
親と子		
親子の信頼関係	2	
発達特性と習慣形成 (演習)	2	
道徳性の育成		
生命尊重と家庭教育	2	
情操教育と家庭教育	2	
自律の精神と家庭教育	2	
礼儀と家庭教育	2	
宗教的心情の育成と家庭	2	
善悪意識の育成 (演習)	2	
社会性の育成		
共同体意識の育成	2	
地域社会との連繋	2	
郷土愛の育成 (演習)	2	

公德心の育成(演習)	2	
自然体験活動の指導(演習)	2	
発達と心理		
児童期の発達と心理	2	
児童期の発達と親の対応	2	
児童期の発達と医科生理学(演習)	2	
青年期の家庭教育(第3群)		
現代社会と家庭		
情報化社会と情報の選択	2	
テクノロジーの発達とヒューマニティ	2	
言語生活と社会	2	
親子関係論	2	
道徳性の育成		
善悪の判断形成と家庭教育(演習)	2	
人生と生きがい論	2	
規範意識の育成	2	
人格尊重論(演習)	2	
責任感と習慣形成(演習)	2	
正義感の育成(演習)	2	
社会性の育成		
個性尊重と創造性の育成	2	
公共精神の育成(演習)	2	
中学生のボランティア活動(演習)	2	
ボランティア・文化体験活動育成(演習)	2	
中高生の武道スポーツと人間形成(演習)	2	
発達と心理		
青年期の精神医学	2	
青年期の発達生理学	2	
青年期の発達と心理	2	
人生観と進路指導(演習)	2	
ケーススタディ(第4群)		
ケーススタディ1(演習)「幼児の体罰と虐待」	2	

ケーススタディ 2 (演習) 「小学生の問題行動の実態と対応」	2	
ケーススタディ 3 (演習) 「小学生の不登校」	2	
ケーススタディ 4 (演習) 「中学生の不登校と生活環境」	2	
ケーススタディ 5 (演習) 「中学生<きれ>の要因分析」	2	
ケーススタディ 6 (演習) 「中学生非行の前兆と対応」	2	
ケーススタディ 7 (演習) 「高校生問題行動の実態と対応」	2	
ケーススタディ 8 (演習) 「高校生非行の実態と要因分析」	2	
ケーススタディ 9 (演習) 「高校生<公>意識の現状と育成」	2	
研修		
学外実地研修	2	
卒業論文関係		
卒業研究演習	2	
卒業論文	4	
人間開発教育課程		
共通基礎教育科目 (家庭教育課程・人間開発教育課程)		
前掲		
基幹科目 (人間開発教育課程)		
生涯学習学新構想演習	2	
生涯学習学研究法演習	2	
社会教育学新構想演習	2	
社会教育学研究法演習	2	
教育の理論	2	
日本語学概論	2	
構想力開発論	2	
リーダーシップ論	2	
財政学概論演習	2	
現代日本企業概論演習	2	
地域開発・都市経営概論演習	2	
企業経営と企業統治 (コーポレート・ガバナンス) 演習	2	
現代マネジメント概論演習	2	
共通専門教育科目 (家庭教育課程・人間開発教育課程)		
前掲		

専門科目		
(1) 生涯学習基礎論・社会教育グループ		
生涯学習論		
生涯学習論 1 (生涯における学習設計)	2	
生涯学習論 2 (生涯学習の支援・推進)	2	
生涯学習論 B 1 (生涯各期の学習と設計)	2	
生涯学習論 B 2 (生涯学習支援の展開)	2	
生涯学習政策	2	
生涯学習支援システム・ネットワーク	2	
学習支援情報・学習相談	2	
学習支援情報・学習相談 B	2	
生涯学習の方法	2	
生涯学習社会と学習成果の評価	2	
生涯学習とキャリア形成	2	
現代社会と生涯学習	2	
社会教育学		
社会教育計画 1 (総論)	2	
社会教育計画 2 (各論)	2	
社会教育課題研究 1	2	
社会教育課題研究 2	2	
学社連携・融合論	2	
社会教育施設と事業	2	
社会教育調査法 1 (社会教育調査の技法)	2	
社会教育調査法 2 (社会教育調査の実際)	2	
図書館学		
図書館概論	2	
図書及び図書館史	1	
児童サービス論	1	
図書館サービス論	2	
図書館経営論	1	
情報サービス概説	2	
レファレンスサービス演習	1	

情報検索演習	1	
図書館資料論	2	
専門資料論	1	
資料組織概説	2	
資料組織演習	2	
情報化社会と情報の選択〔再掲〕	2	家庭教育課程 専門科目
博物館学		
博物館学（概論・経営論・情報論）	4	
博物館学（資料論）	2	
博物館実習	3	
視聴覚教育メディア論	1	
教育学概論〔再掲〕	2	家庭教育課程 専門科目
（２）人材開発教育論グループ		
人材教育基礎論		
人材教育基礎論・システム論	2	
ものの見方・考え方演習１（日本資料）	2	
ものの見方・考え方演習２（東洋資料）	2	
ものの見方・考え方演習３（西欧資料）	2	
企業人物論演習（日本）	2	
企業人物論演習（東洋）	2	
企業人物論演習（西欧）	2	
読書能力開発		
リーディングアビリティ開発スキル演習１（業務報告書要約・箇条書き）	2	
リーディングアビリティ開発スキル演習２（理論関係書の要約・箇条書き）	2	
ラピッドリーディング・スキル演習	2	
論述・発表能力開発		
論述力開発スキル演習１（自己課題）	2	
論述力開発スキル演習２（社是・人事論等）	2	
プレゼンテーション・スキル演習（組織論・経営論報告提案）	2	

セルフアセスメントと気づきによる 経営革新・改善論 (経営品質向上プログラム演習)	2	
論理と思考順序論演習	2	
文章能力開発		
文章論演習 1 (主題・構想・叙述)	2	
文章論演習 2 (起・承・転・結)	2	
文章図式化論演習 (図表含む)	2	
文章・数字・数学的思考論演習	2	
問題アイデア発見能力開発		
アイデア発見・連想能力開発スキル演習 1 (語句から)	2	
アイデア発見・連想能力開発スキル演習 2 (文章から)	2	
アイデア発見・連想能力開発スキル演習 3 (物・論理から)	2	
経営・生産業務改善能力開発		
生産業務効率化論演習 1 (現状→改革・改善論)	2	
実践マーケティング	2	
研修		
学外実地研修	2	
卒業論文関係		
卒業研究演習	2	
卒業論文	4	

資格科目 (学校図書館司書教諭資格関係)	単位数	備考
学校経営と学校図書館	2	
学校図書館メディアの構成	2	
学習指導と学校図書館	2	
読書と豊かな人間性	2	
情報化社会と情報の選択 [再掲]	2	家庭教育課程 専門科目

※資格科目は自由科目であり、卒業単位に含めない。

別表第2 家庭教育アドバイザー

開設授業科目等	履修方法等
共通基礎教育科目	20単位選択履修
家庭教育課程基幹科目	8単位選択履修
共通専門教育科目	10単位（カウンセリング演習5科目中2科目4単位を含む。）選択履修
家庭教育課程専門科目	① 第1群から第3群にわたり、各群8単位以上計40単位選択履修
	② 第4群から3科目6単位選択履修
別表第3の社会教育主事資格取得に必要な科目	24単位

備考 この表は、家庭教育アドバイザー資格を取得するために本学正科生として入学し、卒業するまでの間に修得すべき授業科目及び単位数を掲げたものである。

別表第3 社会教育主事

開設授業科目	単位数	履修方法等	社会教育主事講習等規程で定める科目及び単位数
生涯学習論1 (生涯における学習設計)	2	生涯学習論1, 2計4単位又は、生涯学習論B1, B2計4単位必修	生涯学習概論4単位
生涯学習論2 (生涯学習の支援・推進)	2		
生涯学習論B1 (生涯各期の学習と設計)	2		
生涯学習論B2 (生涯学習支援の展開)	2		
社会教育計画1 (総論)	2	2科目	社会教育計画4単位
社会教育計画2 (各論)	2	4単位必修	
社会教育学新構想演習	2	左欄の科目から4単位選択	社会教育演習、社会教育実習又は社会教育課題研究の1以上の科目4単位
社会教育学研究法演習	2		
社会教育課題研究1	2		
社会教育課題研究2	2		
生涯学習学新構想演習	2		
生涯学習研究法演習	2		
I群		左欄のI群からIII群のうち、2以上の群にわたり6科目12単位以上選択(ただし、II群の「学習支援情報・学習相談」、「学習支援情報・学習相談B」については、両科目を選択しても2科目とはせず1科目と計算する。)	社会教育特講1(現代社会と社会教育)
現代社会と生涯学習	2		
生涯学習政策	2		
生涯学習とキャリア形成	2		
II群		左欄のI群からIII群のうち、2以上の群にわたり6科目12単位以上選択(ただし、II群の「学習支援情報・学習相談」、「学習支援情報・学習相談B」については、両科目を選択しても2科目とはせず1科目と計算する。)	社会教育特講3(その他必要な科目)
社会教育施設と事業	2		
社連携・融合論	2		
生涯学習の方法	2		
生涯学習支援システム・ネットワーク	2		
学習支援情報・学習相談	2		
学習支援情報・学習相談B	2		
III群		左欄のI群からIII群のうち、2以上の群にわたり6科目12単位以上選択(ただし、II群の「学習支援情報・学習相談」、「学習支援情報・学習相談B」については、両科目を選択しても2科目とはせず1科目と計算する。)	社会教育特講3(その他必要な科目)
社会教育調査法1(社会教育調査の技法)	2		
社会教育調査法2(社会教育調査の実際)	2		
教育の理論	2		
生涯学習社会と学習成果の評価	2		

備考 この表は、社会教育主事資格を取得するために本学正科生として入学し、卒業するまでの間に修得すべき授業科目及び単位数を掲げたものである。

別表第4 司書

開設授業科目	単位数	履修方法等	図書館法施行規則で定める科目及び単位数
生涯学習論1（生涯における学習設計）	2	2科中一科目 選択	生涯学習概論
生涯学習論B1（生涯各期の学習と設計）	2		
図書館概論	2	必修	図書館概論
図書館経営論	1	必修	図書館経営論
図書館サービス論	2	必修	図書館サービス論
情報サービス概説	2	必修	情報サービス概説
レファレンスサービス（演習）	1	必修	レファレンスサービス演習
情報検索演習	1	必修	情報検索演習
図書館資料論	2	必修	図書館資料論
専門資料論	1	必修	専門資料論
資料組織概説	2	必修	資料組織概説
資料組織演習	2	必修	資料組織演習
児童サービス論	1	必修	児童サービス論
図書及び図書館史	1	2科目3単位 必修	図書及び図書館史
			資料特論
情報化社会と情報の選択	2		コミュニケーション論
			情報機器論
			図書館特論

備考 この表は、司書資格を取得するために本学正科生として入学し、卒業するまでの間に修得すべき授業科目及び単位数を掲げたものである。

別表第5 司書教諭

開設授業科目	単位数	履修方法等	学校図書館司書教諭講習規程で定める科目及び単位数
学校経営と学校図書館	2	必修	学校経営と学校図書館
学校図書館メディアの構成	2	必修	学校図書館メディアの構成
学習指導と学校図書館	2	必修	学習指導と学校図書館
読書と豊かな人間性	2	必修	読書と豊かな人間性
情報化社会と情報の選択	2	必修	情報メディアの活用

備考 司書教諭の資格を取得するためには、基礎資格として教諭（小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校）の免許状を有していることが必要である。

別表第6 学芸員

開設授業科目	単位数	履修方法等	博物館法施行規則で定める科目及び単位数
生涯学習論1（生涯における学習設計）	2	2科中一科目 選択	生涯学習概論
生涯学習論B1（生涯各期の学習と設計）	2		
博物館学（概論・経営論・情報論）	4	必修	博物館概論
			博物館経営論
			博物館情報論
博物館学（資料論）	2	必修	博物館資料論
博物館実習	3	必修	博物館実習
視聴覚教育メディア論	1	必修	視聴覚教育メディア論
教育学概論	2	必修	教育学概論

備考 この表は、学芸員資格を取得するために本学正科生として入学し、卒業するまでの間に修得すべき授業科目及び単位数を掲げたものである。

別表第7 地域スポーツインストラクター基礎資格

開設授業科目	単位数	履修方法
児童の発達と身体運動論	2	必修
青年期の身体運動（演習）	2	必修
身体運動文化論	2	必修
中高生の武道スポーツと人間形成（演習）	2	必修
中学生のボランティア活動（演習）	2	左欄の2科目のうち1科目2単位を履修のこと。
ボランティア・文化体験活動の育成（演習）	2	
自然体験活動の指導（演習）	2	必修
キャンプ活動の指導論	2	必修
レクリエーション活動の指導論	2	必修
別表第3の社会教育主事資格取得に必要な科目	24	必修

備考 何らかの武道、スポーツ関係の指導者になれる「段位」、「記録」等を保持していることが望ましい。

八洲学園大学学生委員会規程

第1条 八洲学園大学に学生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 学生の課外活動に関する事。
- 二 学生の就職に関する事。
- 三 学生の問題行動に関する事。
- 四 その他学生の厚生補導に関する事。

第3条 委員会は、学長が指名する教員で組織する。

2 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第4条 委員会に委員長を置き、学長が指名する。

2 委員長は、会務を総括する。

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議決は、出席委員の過半数の賛成を必要とする。

第6条 委員会の庶務は、教務課において処理する。

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

八洲学園大学学生規程

第1条 八洲学園大学（以下「本学」という。）の学生（正科生、科目等履修生及び特修生をいう。以下同じ。）の身分等の取扱い及び学生の団体に関しては、この規程の定めるところによる。

第2条 学生は、学生証又は登録証を常に所持するとともに、本学関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 学生証又は登録証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 学生証又は登録証を所持しない者は、附属図書館等本学施設の使用及び期末試験等の受験を認めない。
- 4 学生証及び登録証の有効期限は、正科生は4年間、科目等履修生及び特修生は1年間とし、有効期限を経過したものは、更新する。
- 5 学生証又は登録証を紛失したときは、すみやかに学生証（登録証）再発行願（別紙様式1）を教務課教務係に提出し、再交付を受けなければならない。
- 6 卒業、修了、退学等により学生の身分を失ったときは、直ちに学生証又は登録証を教務課教務係に返還しなければならない。

第3条 正科生が所属課程の変更を希望するときは、所属課程変更願（別紙様式2）を教務課教務係に提出し、その許可を受けなければならない。

第4条 学生又は正・副保証人の住所、電話番号、国籍、本籍、氏名等に変更があったときは、すみやかに住所等変更届（別紙様式3）を教務課教務係に提出するものとする。

第5条 学生が休学、復学又は退学しようとするときは、正保証人と連署の上、休学届、復学届又は退学届（別紙様式4から6まで）を教務課教務係に提出するものとする。

第6条 学生が留学しようとするときは、正保証人と連署の上、留学願（別紙様式7）を教務課教務係に提出し、その許可を受けなければならない。

第7条 学生が学内において学生団体を設立しようとするときは、学生団体設立願（別紙様式8）を教務課学生係に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、当該団体の責任者は、正科生とする。

- 2 前項により設立された学生団体の団体名、団体の目的、事業の概要及び役員名等を変更しようとするときは、学生団体変更届（別紙様式9）を教務課学生係に提出するものとする。
- 3 学生団体を解散しようとするときは、学生団体解散届（別紙様式10）を教務課学生係に提出するものとする。

第8条 学生又は学生団体は、本学の教育、研究を妨げてはならず、また、本学の名誉を傷つける行為を行ってはならない。

第9条 学生団体が次の各号の一に該当すると認めるとき学長は、当該団体の活動の停止又は解散を命ずることがある。

- 一 前条の規定に違反したとき。
- 二 学則その他本学の規程類に反する行為を行ったとき。
- 三 学生団体の活動中に事故が発生するなど団体の運営が不適切と認められるとき。
- 四 学生団体の構成員が不祥事に関係し、それが当該団体の活動と密接な関連があったとき。

第10条 学生又は学生団体が学修等のため、本学の施設を使用しようとするときは、所定の期日までに施設使用願（別紙様式11）を教務課学生係に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 本学の施設を使用する者は、使用許可の条件を遵守しなければならない。
- 3 施設の利用者がこの規程に違反したとき学長は、当該施設の使用の中止を命ずることがある。
- 4 施設の利用者が故意又は過失により施設、設備又は備品を滅失又は毀損したときは、その損害を弁償するものとする。

第11条 学生又は学生団体は、所定の期日までに募金等願（別紙様式12）を教務課学生係に提出してその許可を受け、学内において募金等金銭の收受を伴う行為を行い、又は署名を求めることができる。

- 2 第10条第2項の規定は、前項の行為について準用する。

第12条 学生又は学生の団体が学内において文書、ポスター等（以下「文書等」という。）を掲示しようとするときは、文書等掲示願（別紙様式13）に掲示しようとする文書等を添えて教務課学生係に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 文書等には、当該文書等の掲示に係る責任者の氏名を明示するものとする。
- 3 第1項の規定により掲示の許可を受けた文書等には、掲示承認印を押印する。

第13条 掲示しようとする文書等が次の各号の一に該当するときは、掲示を許可しない。

- 一 特定の個人又は団体等の名誉を傷つけると認められるもの
- 二 虚偽の事実を記載したもの
- 三 内容、表示が品位を欠くと認められるもの
- 四 第8条に違反する活動を目的とするもの

第14条 文書等は、別に指定する学生用掲示板に掲示するものとする。ただし、特に許可したものについてはこの限りでない。

2 掲示の期間は3週間以内とし、この期間を経過した文書等は、当該文書等の掲示に係る責任者が直ちに撤去するものとする。

第15条 第12条第1項及び第13条に違反して掲示された文書等は、当該文書等が掲示された場所の管理者が撤去する。

第16条 学生又は学生の団体は、第13条各号の一に該当する文書、物品等を学内において配布してはならない。

2 第15条の規定は、文書等の配布について準用する。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 第2条の規定は、当分の間、科目等履修生及び特修生に適用しない。

所属課程変更願

平成 年 月 日

八洲学園大学長殿

学 生 番 号 _____

氏 名 _____ 印

下記のとおり所属課程を変更したいので、許可下さるようお願いいたします。

記

現在の所属課程	
所属を希望する課程	
変更希望時期	平成 年度 学期から
変 更 理 由	

--	--	--	--

住所等変更届

平成 年 月 日

八洲学園大学長殿

学 生 番 号 _____

氏 名 _____ (印)

学 生 の 種 類 _____

正又は副保証人氏名 _____ (印)

下記のとおり私（正保証人、副保証人）の住所等を変更しましたので、お届けします。

記

変 更 し た 年 月 日	平 成 年 月 日
---------------	-----------

変 更 前	現住所	〒 都道府県 市区郡町			
	電話	自宅・呼出	—	—	
		勤務先	—	—	内線 ()

変 更 後	現住所	〒 都道府県 市区郡町			
	電話	自宅・呼出	—	—	
		勤務先	—	—	内線 ()

国 籍	変更後	本 籍	変更後
-----	-----	-----	-----

氏 名	変更後	カタカナ記入（姓と名の間は1コマあけ、濁点は1コマとして使用）															
		漢字等記入（姓と名の間は1コマあける）															

備考（変更事由等）：

--	--	--	--

休 学 届

平成 年 月 日

八 洲 学 園 大 学 長 殿

学 生 番 号 _____

学 生 の 種 類 _____

氏 名 _____ (印)

正 保 証 人 _____ (印)

下記理由により休学いたしますので、お届けします。

記

事 由 (詳 細 に)	
期 間	平成 年度 学期 ~ 年度 学期

--	--	--	--

復学届

平成 年 月 日

八洲学園大学長殿

学 生 番 号 _____

学 生 の 種 類 _____

氏 名 _____ (印)

正 保 証 人 _____ (印)

下記より復学いたしますので、お届けします。

記

復 学 期 間	平成 年度 学期から
休 学 期 間	平成 年度 学期 ~ 年度 学期

--	--	--	--

退 学 届

平成 年 月 日

八 洲 学 園 大 学 長 殿

学 生 番 号 _____

学 生 の 種 類 _____

氏 名 _____ (印)

正 保 証 人 _____ (印)

下記の理由により退学いたしますので、お届けします。

記

事 由 (詳細に)	
退 学 時 期	平成 年度 学期末

--	--	--	--

留 学 願

平成 年 月 日

八洲学園大学長殿

学 生 番 号 _____

学 生 の 種 類 _____

氏 名 _____ (印)

正 保 証 人 _____ (印)

下記のとおり留学したいので、許可下さるようお願いいたします。

記

留 学 目 的	
期 間	平成 年 月 日 ~ 年 月 日
受 入 れ 大 学 名 及 び 所 在 地	
留 学 期 間 中 の 連 絡 先	

(注) 受入れ大学の承諾書及び留学の募集要項(翻訳文付)を添付すること。

--	--	--	--

学生団体設立願

平成 年 月 日

八洲学園大学長殿

責任学生番号 _____

氏 名 _____ (印)

住 所 _____

連絡先 (TEL) _____

下記のとおり学生団体を設立したいので、許可下さるようお願いします。

記

団 体 名	
団 体 の 目 的	
事 業 の 概 要	
設 立 (予 定) 年 月 日	平成 年 月 日
役 員 名	
構 成 員 数	人

(注) 団体の規約、構成員名簿を添付すること。

--	--	--	--

学生団体変更願

平成 年 月 日

八洲学園大学長殿

責任学生番号 _____
 氏 名 _____ (印)
 住 所 _____
 連絡先 (TEL) _____

下記のとおり、学生団体を変更したいので、許可下さるようお願いいたします。

記

団 体 名	変更前	
	変更後	
団 体 の 目 的		
事 業 の 概 要		
役 員 名		
変 更 年 月 日		平成 年 月 日

(注) 団体の規約、構成員名簿の変更を伴う場合は、変更後の規約、名簿を添付すること。

--	--	--	--

学生団体解散届

平成 年 月 日

八洲学園大学長殿

団 体 名 _____

責任学生番号 _____

氏 名 _____ (印)

住 所 _____

連絡先 (TEL) _____

下記のとおり学生団体を解散しますので、お届けします。

記

解 散 年 月 日	平成 年 月 日
解 散 理 由	

--	--	--	--

施 設 使 用 願

平成 年 月 日

八 洲 学 園 大 学 長 殿

団 体 名 _____
 責 任 学 生 番 号 _____
 氏 名 _____
 住 所 _____
 連 絡 先 (TEL) _____

下記のとおり施設を使用したいので、許可下さいますようお願いいたします。

記

施 設 名	
使 用 目 的	
日 時	平成 年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分
人 数	(うち部外者 人)

- (注) 1. 願い出の時期は、使用予定日の前日(前日が休日の場合は前々日)までとする。
 2. 使用時間を厳守すること。
 3. 火災予防、設備・備品の保全に留意し、使用後は施設を原状に復すること。

--	--	--	--

募 金 等 願

平成 年 月 日

八洲学園大学長殿

団 体 名 _____
 責 任 学 生 番 _____
 氏 名 _____ (印)
 住 所 _____
 連 絡 先 (TEL) _____

募 金
 下記のとおり 販 売 を行いたいので、許可下さるようお願いいたします。
 署 名

記

目的・内容	
日 時	平成 年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分
場 所	
人 数	人

- (注) 1. 願い出の時期は、募金等を行う5日前(休日は期間に算入しない。)までとする。
 2. 募金、販売の場合は、終了後速やかに収支報告書を提出すること。

--	--	--	--

文 書 等 掲 示 願

平成 年 月 日

八 洲 学 園 大 学 長 殿

団 体 名 _____
 責 任 学 生 番 号 _____
 氏 名 _____ (印)
 住 所 _____
 連 絡 先 (TEL) _____

下記のとおり文書等を掲示したいので、許可下さるようお願いします。

記

施 設 名	平成 年 月 日 ~ 年 月 日
場 所	
掲 示 責 任 者	

- (注) 1. 掲示しようとする文書等を添付すること。
 2. 掲示責任者は、掲示期間経過後直ちに文書等を撤去すること。
 3. 掲示期間は、3週間以内とすること。

--	--	--	--

八洲学園大学における学生の課外活動に関する要項

(目的)

第1 この要項は学生規程に基づいて学生の課外活動に関する細目を定めるものである。本学における課外教育活動を振興し、その円滑な発展に資するため、学生団体の組織の基準を定め、適正な援助を行うとともに、課外教育活動に関し学生の意向を反映させることを目的とする。

(学生団体の認定)

第2 八洲学園大学学生規程第7条に基づき設立された団体（以下「学生団体」という。）は、次の各号に該当する場合は、学生団体として認定を受けることができる。

- 一 本学の教育目的に沿うものであること。
- 二 本学の学生を組織の対象とすること。
- 三 課外活動を目的として組織すること。
- 四 計画的、かつ、日常的に運営すること。
- 五 顧問が活動についてその指導助言を行うこと。

第3 前項の認定は、学期ごとに学生団体の申請を受け、学長が学生委員会の審議に基づき行うものとする。

(認定の効果)

第4 学生団体には、本学の施設設備の使用等について、便宜を供与するものとする。

第5 学生団体には、本学の名称を冠して使用したり、学外の団体に加入したりすることについて、これを認めるものとする。

(認定の解除)

第6 学生規程第9条に基づき、学生団体が上記第2の各号に該当しなくなったときは、学長は、当該認定を解除することができる。

第7 学長は、前項の解除をしようとするときは、あらかじめ学生団体の意見を聞くものとする。

(改正)

第8 この要項の改正は、学生委員会及び教授会の議を経て行う。

(補足)

第9 この要項の実施に関する事務は、教務課学生係及び学生委員会において処理する。

この要項は、平成17年4月1日から実施する。

八洲学園大学における試験・レポート等の不正行為に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、不正行為についての事態に対応するための事項を以下のように定める。

- (1) 調査委員会の設置
- (2) 調査委員の構成
- (3) 調査委員会の業務
- (4) 懲戒
- (5) 調査委員の任期

(調査委員会の設置)

第2条 学部長は、教員及び学生から試験・レポート等で不正行為が行われたとの届け出があった場合、学則第43条に基づき調査委員会を設置する。

(調査委員の構成)

第3条 調査委員会は、学部長の指示により、学生委員会・教務委員会を中心とし、その他、必要な人員をもって構成するものとする。

(調査委員会の業務)

第4条 調査委員会は不正行為の有無を調査し、不正行為があった場合は相応の罰則を検討して、結果を本学運営委員会、及び教授会に報告する。

2. 調査の手順、罰則については、別に細則を定めるものとする。

(懲戒)

第5条 学長は、不正行為を行った学生に対して、適正な措置をとる。

(調査委員の任期)

第6条 調査委員の任期は、当該案件を調査・検討し、結果を本学運営委員会、及び教授会に報告し、結果が了承されることによって終了するものとする。

附 則 この規程は、平成18年 2月15日から施行する。

八洲学園大学における試験・レポート等の不正行為調査委員会についての細則

(目的)

第1条 本細則は、試験・レポート等の不正行為について調査・検討するための調査委員会の業務に関する事項を以下のように定める。

- (1) 不正行為の内容
- (2) 調査の手順
- (3) 罰則
- (4) 調査・検討の観点

(不正行為の内容)

第2条 不正行為とは以下の行為をいう。

- (1) 不正に作成されたレポートを提出する行為
例①知人や友人などによって作成されたレポートを提出する行為
例②データベースやウェブサイトの文章を自己のものと偽って提出する場合
例③故意に剽窃・盗作したレポートを提出する場合
例④他人と共同して作成したレポートを自己のものと偽って提出する場合。
例⑤その他、担当教員が明らかに不正とみなしたもの。
- (2) 科目修得試験等における不正行為
例①第三者が本人になりすました受験。
例②機器の不具合を偽って報告し、故意に当該試験の機会をあらたに得ようとする行為。
例③その他、担当教員が明らかに不正とみなしたもの。

(調査の手順)

第3条 不正行為の有無の調査は以下の手順で行い、結果を報告する。

- (1) 担当教員に、学生から提出されたレポートとそれに対する意見書、及びそれを裏付ける資料の提出を求める。
- (2) 学生に、担当教員から調査委員会への報告があったことを知らせ、そのことについての意見書、及びそれを裏付ける資料の提出を求める。
- (3) 担当教員と学生の双方の意見書や資料をもとにして調査を行う。また、必要に応じて直接事情を聴取する。
- (4) この調査に関することは外部に漏らさない。報告に用いた資料は回収する。

(罰則)

第4条 不正行為の場合、教育的な配慮をもって、以下の罰則の中から適正な罰則を検討し、報告する。

- (1) 反省文を提出させる。
- (2) 当該科目の本学期での単位履修は不可とする。
- (3) 健全な学習態度に復帰することが可能と判断した場合、学生がその科目の再履修を希望すれば次学期より履修を認める。
- (4) 重大な故意によるものと判断した場合、その程度に応じて教育的措置をとる。学長訓告。次学期、当該科目の再履修を認めない。当該学期の履修科目全て不可。次学期全ての教科の履修を認めない等。

(調査・検討の観点)

第5条 調査・検討の観点は以下の通りとする。

(1)不正行為かどうか

(2)不正行為の場合

①指導できる許容範囲にある行為か、社会通念からも教育の場を逸脱している悪質な行為か

②程度は軽度の過失によるものか、重大な故意によるものか

③学生は自らの行為を反省しているか、反省は認められないか

附 則 この細則は、平成18年2月15日から施行する。

八洲学園大学ファカルティ・デベロップメント委員会規程

第1条 八洲学園大学（以下、「本学」という。）に、本学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（以下、「FD」という。）を推進するため、八洲学園大学ファカルティ・デベロップメント委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- 一 FDの企画及び実施に関する事項
- 二 FDに関する情報の収集及び提供に関する事項
- 三 FDの実施に関わる支援及び評価に関する事項
- 四 その他委員会が必要と認めた事項

第3条 委員会は、次の各号の委員をもって組織する。

- 一 学長
 - 二 学部長
 - 三 課程長 2名
 - 四 教務委員長
 - 五 各課程から選出された専任教員各2名
- 2 前項第五号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総括する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

第7条 委員会の事務は、教務課において行う。

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

八洲学園大学自己点検・評価委員会規程

第1条 八洲学園大学における自己点検・評価を実施するため、八洲学園大学に自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、次に掲げる事項をその職務とする。

- 一 自己点検・評価の基本方針及び実施指針の策定に関すること。
- 二 自己点検・評価の実施に関すること。
- 三 自己点検・評価に係る報告書の作成及び公表に関すること。
- 四 その他自己点検・評価に関すること。

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長
- 二 学部長
- 三 課程長 2名
- 四 学生委員長
- 五 学長が指名した教授 1名
- 六 事務局長

2 前項第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総括する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議決は、出席委員の過半数の賛成を必要とする。

3 委員会が必要と認めるとき委員長は、学校法人八洲学園理事長又は八洲学園大学顧問の臨席を要請し、並びに委員以外の教職員を会議に出席させることができる。

第6条 委員会に、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に必要な事項は、委員会が定める。

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

八洲学園大学の自己点検・評価に関する要項

第1 目的

この要綱は、八洲学園大学(以下「本学」という。)の教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的を達成することを目的とする。

第2 点検・評価の範囲

本学の全てを対象とする。

第3 全学の点検・評価に関する検討組織、検討事項

一 検討組織

八洲学園大学自己点検・評価委員会。委員は、学長、学部長、両課程長、学生委員長、教授の中から学長が指名した者及び事務局長とする。

必要がある場合は、理事長、大学顧問の参加を求めるほか、各種委員会(運営、人事、教務、学生、図書等)に点検・評価項目を分担させ、また、専門委員会を設けることができる。

二 八洲学園大学自己点検・評価委員会の検討事項

- (1) 自己点検・評価事項の策定に関すること。
- (2) 自己点検・評価の実施に関すること。
- (3) 自己点検・評価に係る報告書の作成、及び公表に関すること。
- (4) その他自己点検・評価に関すること。

三 点検・評価項目

- (1) 本学の理念・目標について
- (2) 教育研究活動の活性化・充実について
- (3) 教員組織について
- (4) 施設・設備について
- (5) 管理・運営について
- (6) 予算について
- (7) 自己点検・評価体制について
- (8) 社会との連携について
- (9) その他委員会が必要と認めた事項

第4 点検・評価結果への対応

点検・評価の結果に基づき、改善が必要と認められるものについては、自ら改善に努める。

第5 庶務

委員会の庶務は、総務課において処理する。

第6 実施時期

平成16年4月1日

八洲学園大学附属図書館利用規程

- 第1条 八洲学園大学附属図書館（以下「図書館」という。）の利用については、この規程の定めるところによる。
- 第2条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。
- 一 八洲学園大学（以下「本学」という。）の教職員（非常勤職員を含む。）
 - 二 本学の学生（正科生、科目等履修生、特修生及び特別聴講学生をいう。）
 - 三 附属図書館長（以下「館長」という。）が特に許可した者
- 第3条 図書館の開館時間は次のとおりとする。
- | | |
|-------|---------------|
| 平日 | 8時30分から22時00分 |
| 土日祭日 | 8時30分から17時00分 |
| 夏期開館日 | 8時30分から17時00分 |
- ただし、館内における貸出手続きは閉館の15分前までとする。
- 第4条 図書館の休館日は12月30日から翌年の1月3日までとする。ただし、館長は必要により休館日を変更し、または臨時的休館日を定めることができる。
- 第5条 利用者は、図書館内において所定の手続きを終えた後、所蔵する図書、雑誌、その他の資料（以下「資料」という。）を図書館の所定の場所で、利用することができる。
- 2 利用後の資料は、所定の場所へ返却しなければならない。
- 第6条 利用者が、資料の館外貸出を希望するときは、所定の手続きを行わなければならない。
- 第7条 資料の貸出冊数は10冊。貸出期間は一ヶ月以内の、図書館長が指定した期間とする。
- 2 館長が、特に許可した者については、別に定める。
- 第8条 本学の専任教員は、当該教員に配分された研究費または公費により取得した資料を教育・研究上長期にわたり利用する場合は、所定の手続きにより特別に長期利用することができる。
- 2 学生などが教員の貸し出し資料の閲覧を希望する場合は、教員の同意を得て学生などに貸し出しすることができる。
- 第9条 資料の貸出を希望する場合はデポジット（預かり金）を必要とする。
- 2 デポジットの上限は3万円とする。
- 第10条 利用者は、貸出中の資料について貸出の予約をすることができる。ただし、貸出の予約を行った者が、図書館の指定する日までに貸出を受けない場合は、予約は取り消されたものとみなす。
- 第11条 利用者は、館外貸出を行なった資料を期間内に返却しなければならない。
- 2 利用者がその身分を失ったときは、直ちに館外貸出を受けた資料を返却しなければならない。
- 第12条 利用者は、貸出期間を超えて引き続き貸出を希望する場合は、所定の手続きをしなければならない。ただし、当該資料に予約がかかっている場合には、返却しなければならない。
- 第13条 利用者は、館外貸出の資料を他人に“又貸し”してはならない。
- 第14条 次の資料は、原則として、館外貸出を行なわない。
- 一 参考図書
 - 二 新聞、雑誌
 - 三 その他館長が特に指定した資料
- 第15条 利用者は、教育、研究又は学習のため、学術に係る調査を依頼することができる。
- 第16条 利用者は、教育、研究又は学習に必要な場合は、著作権法に基づいて文献の複写を依頼することができる。また、所定の手続きにより、学術情報にかかわるデータベース等の検索を依頼することが出来る。
- 2 料金・手数料などについては別に定める。
- 第17条 利用者は、教育、研究又は学習に必要な文献が学外にある場合、所定の手続きにより、当該文献の複写その他相互貸借の利用を依頼することが出来る。
- 第18条 利用者は、資料を汚損、破損した場合及び図書館内の設備に損害を加えた場合に対しては、館長がこれを弁償させるほか、場合によっては利用を停止する又は禁止する。
- 2 利用者は、資料を紛失した場合は金銭を持って同一資料代を全額弁償しなければならない。
- 第19条 館長は、利用者が掲示事項その他の係員の指示に違反または従わないときは、図書館の利用を停止することができる。
- 第20条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、館長が定める。

第21条 図書館の利用者は次のことを厳守しなければならない。

- 一 談話、音読等他人の妨げとなるような喧騒な行為をしないこと。
- 二 印刷物その他物品を販売または配布若しくは掲示しないこと。
- 三 会合あるいは集会をしないこと。
- 四 所定の場所以外で飲食喫煙をしないこと。
- 五 掲示に注意し、館員の指示に従うこと。

第22条 貸し出された資料を期限までに返却しない場合は、該当資料が返却されるまで貸出を停止する。

- 2 返却期限日より起算して2ヶ月間返却しない者に対しては、帯出資料の補償を求める。
- 3 その他この規定に従わず館内秩序を乱した者に対しては、直ちに退館を命じ、または図書館利用を禁止する。

附 則

この規程は平成16年7月21日から施行する。

八洲学園大学の事務組織及び事務分掌を定める規程

第1条 この規程は、八洲学園大学（以下「本学」という。）学則第6条第2項の規定に基づき、本学の事務組織及び事務分掌について定めることを目的とする。

第2条 事務局に総務課、教務課及び附属図書館事務部（以下「事務部」という。）を置く。

2 総務課に総務係及び会計係を、教務課に教務係及び学生係を、事務部に図書係を、それぞれ置く。

第3条 事務局に置く職の種類は、事務局長、課長、事務長、係長及び係員とし、事務職員又は技術職員をもって充てる。

一 事務局長は、学長を補佐するとともに、所属職員を指揮監督し、所掌事務を掌理するとともに事務部の事務について総括し、及び調整する。

二 課長は、事務局長の命を受け、所属課員を指揮監督し、課の所掌事務を処理する。

三 事務長は、附属図書館長の命を受け、所属事務部員を指揮監督し事務部の所掌事務を処理する。

四 係長は、課長又は事務長の命を受け、所属係員を指揮監督し係の分掌事務を処理する。

五 係員は、上司の命を受け、事務に従事する。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めた場合には、事務局次長、課長補佐、事務長補佐、主任の職を置くことができる。

3 前各項の職の定数は、理事長が学長の意見を聞いて定める。

第4条 総務課の所掌事務は、次のとおりとする。

一 事務局の事務に関し、総括し、連絡調整すること。

二 儀式、その他諸行事に関すること。

三 教授会、委員会等総務課所掌の会議（他課が所掌するものを除く。）に関すること。

四 学則その他諸規程等の制定及び改廃に関すること。

五 公印の管理、公文書類の発受及び整理保存に関すること。

六 科学研究費等の申請に関すること。

七 学術団体等との連絡に関すること。

八 職員の身分、服務及び研修に関すること。

九 職員の健康管理、福祉及び労働災害に関すること。

十 年金及び退職手当に関すること。

十一 職員団体に関すること。

十二 人事記録、その他人事に関すること。

十三 予算及び決算並びに会計諸帳簿の記録・保存に関すること。

十四 物品の管理に関すること。

十五 会計の監査に関すること。

十六 収入・支出外現金に関すること。

十七 学費の徴収及び寄付物品に関すること。

十八 物品の調達、保管及び修繕に関すること。

十九 防火、防災、保安、整備に関すること。

二十 調査・統計及び諸報告に関すること。

二十一 その他他の課の所掌に属しない事務を処理すること。

2 前項第一号から第十二号までと会計に属さない第二十号、及び第二十一号の事務を総務係が、同項第十三号から十九号までと会計に属する第二十号の事務を会計係が分掌するものとする。

第5条 教務課の所掌事務は、次のとおりとする。

一 学籍及び成績記録に関すること。

二 授業計画及び授業時間に関すること。

三 学生の入学、留学及び卒業等学生の身分に関すること。

四 学生に関する各種証明書・推薦書・調査書等の発行に関すること。

五 教務委員会、FD委員会、学生委員会の庶務に関すること。

六 大学の広報に関すること。

七 学生募集に関すること。

八 機関誌「キャリアアップ」の編集・発行に関すること。

九 学生（団体を含む。）の補導に関すること。

- 十 学生による掲示、放送、出版物、及び集会に関する事。
 - 十一 学生の課外活動に関する事。
 - 十二 学生の風紀及び秩序の維持並びに学生の処分に関する事。
 - 十三 学生の福利厚生及び健康管理に関する事。
 - 十四 学生の奨学金に関する事。
 - 十五 学生の就職、進学相談に関する事。
 - 十六 学生相談センターの事務に関する事。
 - 十七 教務課の所掌に係る調査統計に関する事。
 - 十八 その他学生に関する事。
- 2 前項第一号から第八号までと教務係に属する第十七号、及び第十八の事務を教務係が、第九号から第十六号までと学生係に属する第十七号の事務を学生係が分掌するものとする。

第6条 事務部の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 図書（視聴覚資料を含む。以下同じ。）の選択、収集及び分類に関する事。
- 二 図書の管理（修理、製本及び不用決定を含む。）に関する事。
- 三 雑誌の編集、受入、保管に関する事。
- 四 学術情報の収集、整理及び提供に関する事。
- 五 図書館委員会の庶務に関する事。
- 六 図書館に関わる調査・統計に関する事。
- 七 その他図書館に関する事。

第7条 第4条から第6条の所掌事務に関し、疑義が生じた場合は、事務局長が裁定する。

附 則

この規程は、大学設置認可の日から施行する。

平成17年度八洲学園大学第1回教授会議事録

日 時 平成17年4月20日(水) 14時00分～16時06分
場 所 8階会議室
出席者 高橋、水野、中田、山本(恒)、赤沼、浅井、生越、高鷲、福田、渡邊(達)
石井、巖、小宮、平良、秋吉、石田、大石、篠崎
欠席者 なし
オブザーバー 和田理事長、岸、山本(格)、望月
事務局 吉田、平林、渡邊(真)

定足数の確認 有議決権者18名の出席で、教授会が成立。

審議事項

1. 平成16年度第12回教授会議事録(案)の確認。(資料1)
前回議事録を確認の後、これを承認した。
2. 平成17年度春学期第3、4回合否判定について
山本入試委員長より、平成17年度春学期生1次募集第3、4回合格判定について説明があった。第3回の114名と第4回の60名の合格者について説明があった。
課程の変更は合格段階では入試委員会で、入学金を支払った後の段階では教授会で審議することとしていること、今期は科目等履修生が119名と大幅に増えたことが報告された。合格者は現時点で合計308名であった。以上、審議の後これを承認した。
3. 特修生の科目修得認定について(資料2)
中田教務委員長より、16年度特修生として指定の単位を修得した****、****、****について正科生として認定する旨報告があり、審議の後これを承認した。
4. 退学希望者について(資料3)
渡邊学生委員長より、4名の退学希望者****、***、***、****について説明があった。審議の後これを承認した。
5. 学生の復学について(資料4)
渡邊学生委員長より、正科生****より提出された復学届について説明があり、審議の後これを承認した。
6. 所属課程の変更について
渡邊学生委員長より、正科生****より提出された人間開発教育課程から家庭教育家庭への所属変更願いについて説明があり、審議の後これを承認した。
7. 非常勤講師の採用について
水野学部長より、田嶋知宏氏を「資料組織演習」担当非常勤講師として採用する件について説明があった。高鷲教授より採用の経緯について追加説明があり、審議の後これを承認した。
8. 共同研究費について
吉田事務局長より、家庭教育課程から「家庭教育学の構築」というテーマで、人間開発教育課程より「社会人を対象とする遠隔教育の安定的展開に関する研究」というテーマでそれぞれ申請があったことが報告された。それぞれの研究代表者から補足説明があり、審議の後これを承認した。

(報告事項)

1. 平成16年度「生涯学習論Ⅰ」科目修得試験不成立に係る総括報告
山本人間開発教育課程長より資料にもとづき試験不成立の経緯について詳細な説明があった。続いて浅井教授より資料に基づき詳細な追加説明があった。今回の試験不成立に関しては、学長名で大学の責任として謝罪文を学生に送ったことが報告された。
また、19日のスクーリングの授業配信障害についての説明があり、篠崎講師の授業を1時間で中止したことが報告された。
2. 平成17年度諸委員会委員の確認
水野学部長より、委員会名簿により説明があった。
3. 年次計画履行状況調査結果について
高橋学長より、文科省から届いた「年次計画履行状況調査結果について(通知)」を基に説明があり、昨年の年次計画履行状況調査において特段の留意事項が無かったことが報告された。
4. 八洲学園大学規定の変更について
吉田事務局長より、八洲学園大学の規定変更について資料に基づいて説明があった。内容的にみると、事務職員の定年延長、及び嘱託職員としての雇用についてであり、形式的な部分としては、「規程」が「規定」になり、理事長決定事項であることが報告された。
5. 全国大学職員録の原稿提出について
吉田事務局長より、廣潤社発行の「全国大学職員録」に教員の氏名等を掲載することについて運営委員会で承認されたので、原稿を提出する旨報告があった。掲載事項は、個人名や担当科目等とし、個人の住所や電話番号などは掲載しないことが報告された。
6. 諸委員会報告
(ア) 紀要委員会
高鷲紀要委員長より本学紀要第1号の編集作業の経過についての説明と、原稿の校正についての依頼があった。紀要第2号の投稿題目申請締め切りが5月末であることと、今年度の紀要原稿の準備について依頼があった。
7. 課程会議報告
(ア) 家庭教育課程
平良講師より、現在目白学園大学加藤研究室にある日本家庭教育学会事務局を、八洲学園大学に移すことについて同学会から依頼があったことが報告された。

(イ) 人間開発教育課程
山本課程長より、3月23日の課程会議で自己点検評価について説明をしたことと、人事について説明があったこと及び4月13日に共同研究と人事、科目履修について話し合いをしたことが報告された。
8. 共同研究報告
(ア) 家庭教育課程
嚴助教授より、3月26日に倫理研究所において2回目の会議を行い、家庭教育学に関する研究が第2段階に入ったことから、その成果を如何にまとめるべきかについて話し合いを行ったことが報告された。

(イ) 人間開発教育課程
秋吉講師より、共同研究の報告書について作成会議を行ったこと、共同研究会を今後行うこ

とが報告された。

9. その他

(ア) 自己点検評価書について

水野学部長より、6月の末を目途に完成する予定であることが報告された。完成年度の評価報告にむけて内容を充実させていきたい旨報告された。

(イ) 教員便覧

水野学部長より、新任教員への教員便覧の配布報告があった。

(ウ) メディア実務担当者連絡会

中田教務委員長より、メディア実務担当者連絡会を16年度40回開催したことが報告された。メディア実務担当者連絡会は解散し、システム開発勉強会とすることが報告された。

石田講師より追加説明があり、システム開発勉強会という名称にする経緯について説明があったあと、ファイル添付機能について説明があった。

(エ) 個人研究費の件

吉田事務局長より個人研究費の申請について説明があった。運営委員会の審議を得たので、支出申請が可能となることが説明された。

(オ) 入学式について

水野学部長より5月7日13時より入学式を、14時30分より懇親会を開催する旨説明があった。

次回開催日： 平成17年5月18日（水）

平成17年度八洲学園大学第2回教授会議事録

日 時 平成17年5月18日(水) 14時00分～14時48分
場 所 8階会議室
出席者 高橋、水野、中田、山本(恒)、赤沼、浅井、生越、高鷲、福田、渡邊(達)
石井、巖、小宮、平良、秋吉、石田、大石、篠崎
欠席者 なし
オブザーバー 和田理事長、山本(格)、望月
事務局 吉田、平林、渡邊(真)

定足数の確認 有議決権者18名の出席で、教授会が成立。

審議事項

1. 平成17年度第1回教授会議事録(案)の確認。(資料1)
前回議事録を確認の後、これを承認した。
2. 平成17年度春学期第二次募集合否判定について(資料2)
山本入試委員長より、平成17年度春学期生第二次募集合格判定について、4月28日入試委員会および、運営委員会で検討をした旨説明があった。また、春学期入学者の状況について事務局渡邊(真)より追加説明があった。入学金の締め切りが5月30日であることから、確定報告は次回の教授会でおこなわれることが説明された。
審議の後これを承認した。
3. 退学希望者について(資料3)
渡邊学生委員長より退学希望者(*****)3名について説明があった。
**氏については2005年度春学期合格者であるが、入学金を支払って4月に入ったことから退学扱いになることが説明された。
審議の後これを承認した。
4. 休学希望者について(資料3)
渡邊学生委員長より、休学希望者(*****)について説明があった。
審議の後これを承認した。
5. 学生等身分変更について(資料3)
渡邊学生委員長より、学生等身分変更希望者(*****)について説明があった。
審議の後これを承認した。
6. 採用人事について
水野学部長より平成18年度補充人事について経過報告があった。これから教員選考委員会を設置して候補者について業績審査等を行う予定であることが報告された。教員選考委員会は中田家庭教育課程長と山本人間開発課程長、高鷲教授、浅井教授によって構成される。
審議の後これを承認した。

(報告事項)

1. テキスト履修の第1回課題について
中田教務委員長より、第1回目の課題告知について説明があった。シラバスとは別に課題を告知することになっているが、数名の先生が未提出であること、また確認ボタンを押し忘れた教員がいたこ

とが報告された。第2回目の課題告知6月16日の際には御注意いただきたいとの依頼があった。

2. 特修生に交付する認定証について（資料4）

中田教務委員長より特修生の修了認定証が、入学許可証と一緒に交付されることが説明された。

3. 公開講座について（資料5）

中田教務委員長より、嚴先生の韓国語講座について説明があった。また、今後計画的に公開講座を実施することの説明と、講座の協力について依頼があった。

4. 入試委員会

山本入試委員長より、5月11日に委員会を開催し、個人情報保護を念頭に置いて秋学期募集を検討することと、3年次編入対策を検討したことが報告された。また、3年次編入にかかるアドミッションポリシーの検討を両課程に依頼したことが報告された。

5. 学生委員会

渡邊学生委員長より、学生相談室を4階4h演習室に設けること、学生委員会が学生とコミュニケーションをとるためにブログを立ち上げること及びホームページを作成する方向であることが報告された。

6. 八洲学園大学紀要第2号原稿募集について

高鷲紀要委員長より原稿の第2校の校正依頼があった。また、6月中旬完成であることが報告された。

なお、第2号については5月末までに投稿申し込みを行うよう依頼があった。

7. 教務連絡

中田教務委員長より、5月第1週の授業において月曜日の授業は3回目の授業開講になるが、履修登録締め切り前なので履修登録前の学生の受講を許可して欲しいとの依頼があった。

夏期集中スクーリングについては開講1ヶ月前まで履修登録を受け付けることになっている件の報告があった。

また、露木講師の授業で学生**氏が論文方式を選択したいと申し出ていることが報告された。

次回開催日： 平成17年6月15日（水）

平成17年度八洲学園大学第3回教授会議事録

日時 平成17年6月15日(水) 14時04分～16時17分
場所 8階会議室
出席者 高橋、水野、山本(恒)、浅井、生越、福田、渡邊(達)、石井、巖、小宮、
平良、秋吉、石田、大石、篠崎
欠席者 中田、赤沼、高鷲
オブザーバー 山本(格)
事務局 吉田、平林

定足数の確認 有議決権者15名の出席で、教授会が成立。

審議事項

1.平成17年度第2回教授会議事録(案)の確認。(資料1)

前回議事録を確認の後、これを承認した。

2.平成17年度秋学期募集要項について(資料2)

山本入試委員長より、平成17年度秋学期生募集要項について説明があった。募集日程の説明の後、個人情報保護についての記述を加えたこと、高等学校卒業程度認定試験の記述を加えたこと及び入学を希望する年の4月1日に満18才に達していることの記述を加えたことが説明された。

審議の後これを承認した。

続いて、合否判定の手続き及び秋学期入学志願者の合否判定予定(案)について説明があった。審議の後これを承認した。

3.専任教員人事について(資料3)

水野学部長より平成18年度補充人事について資料3に基づいて、人事委員会において教員選考委員会での審査結果が審議の上承認されたこと、及び運営委員会においても承認されたことが報告された。また山本人間開発課程長より補足説明があり、審議の結果、この人事を承認した。なお、この人事は今後文部科学省の設置審の審査を受けることになる旨、報告があった。

4.非常勤講師の採用について(資料4)

水野学部長から、現在「図書館資料論」(テキスト履修)を担当している武田元次郎講師が体調不良で秋学期の講義を実施できなくなったため、後任の非常勤講師について運営委員会において審議の結果、中山愛理氏を採用する旨説明があった。

質疑の後これを承認した。

5.その他

(ア) 入学案内の件

山本課程長より大学院設置の問題に関する朝日新聞の記事の紹介があり、これに関して入学案内の教員紹介ページについて経歴詐称とならないよう、また、資格取得支援ページについても正確な記述が必要であるとの問題提議が行われた。

高橋学長より入学案内の記述および資格については正確に書き直すことが説明された。

(イ) オンデマンドの件

高橋学長より、オンデマンドの授業の取り扱いと出席の問題について教務委員会で方針をまとめるよう問題提議があった。

(報告事項)

1. 平成 17 年度秋学期スクーリング日程アンケートについて
水野学部長より、秋学期の時間割を作成する作業にかかるアンケートを実施したことの報告があり、今後時間割調整のためにご協力願いたい旨説明があった。
2. 自己点検評価書について
水野学部長より、平成 16 年度自己点検評価書において、専任教員の教育研究活動を評価書本体に個別報告書の形で組み入れることが説明された。6 月中に作成し、7 月の教授会で承認を受けた後公表したい旨説明された。
3. 委員会報告
 - (ア) 教務委員会
平良講師より説明があった。
論文方式履修学生のうち教務委員会で把握できていない学生がいる。該当する学生がいる場合は、学生名と論文履修にかかる課題を事務局に報告してほしい。
第 2 回課題提出が 6 月 15 日事務局提出の締め切りであること。
第 1 回課題未提出者 40 名について、救済措置としてレポートを提出するように促し、6 月末日締め切りとして案内をすることについて説明があった。
 - (イ) 入試委員会
山本入試委員長より、6 月 8 日に第 1 回入試委員会を開催し、入試要項の件と 3 年次編入の件を討議したこと、及びアドミッションポリシーについて両課程に依頼をしたことが報告された。
 - (ウ) 紀要委員会
福田教授より、紀要の第 1 号について 3 回校正をし、今月中に刊行されること。紀要第 2 号については 20 名の投稿希望があったことが報告された。
4. 課程会議報告
 - (ア) 家庭教育課程
渡辺教授より報告があった。
神奈川生涯学習協議会の公開講座への参加申請をしたことが報告された。本学校舎で 11 月から 12 月にかけて講座を実施する計画である。
3 年次編入の学生に対して、それまでの単位を読み取って指導するための指導体系指針を作成すること、及びアドミッションポリシーを明確にすることについて討議を行った。
家庭教育課程のホームページを作成すること。家庭教育アドバイザーについての質問に対して、大学がどのようなことを考えているのか、家庭教育学会がどのように考えているのかをリアルタイムで希望者・学生に伝える方針であることが報告された。
 - (イ) 人間開発教育課程
山本課程長より説明があった。
事務作業についての役割分担を明確にしたこと。
3 年次編入についての指導の検討を進めること。ヒューマン・ラーニングについての仕組みを検討すること、及び魅力ある仕組みを履修モデルとは別に作ることを検討している。これについてブログだけではなくホームページも活用することが報告された。
5. 共同研究連絡
 - (ア) 家庭教育課程
巖助教授から報告があった。5 月 21 日ワーキンググループが行われ、3 つのテーマで発表を行ったこと。6 月 4 日のワーキンググループでは、2 名の発表があったことが報告された。また、家庭教育学の構築について討議が行われたことが報告された。

(イ) 人間開発教育課程

5月18日に第2回公開研究会を実施。昨年の反省と今年度の抱負について発表した。MITのオープンコースウェアについて画像を見て発表を行ったことが報告された。

6. 教育システム安定化ワーキンググループ報告

石田講師より説明があった。13名の参加があって実施されたことが報告された。

- (ア) トラブル対策について山本教授から報告があった。人間開発教育課程の4名の教員から授業中のトラブルの集計の報告があった。また、授業配信安定化のために授業の中で使われるデータをどこまで減らすことができるのかを議論した。
- (イ) ヒューマンeラーニング構想
ネットワーク上に人材を配置し、学生同士の交流を促進するための仕組みについて話があった。
- (ウ) デジタルナレッジが昨年度の1月に実施した、外部要因による通信生涯の追加調査について説明があった。トラブルがあった際に、学生支援センター職員が学生のパソコンに入って調整することが可能になった。また、定常的に画面が見えているかどうかの問いかけをするようにしていることや、トラブルが多い学生には支援センターから連絡を取ってトラブル対策を進めていることが報告された。
- (エ) 教員と学生の連絡の仕組みについて5月からレポートにファイル添付機能がついたことが報告された。提出されたレポートが名前の順になるなどの機能の強化が行われている。
- (オ) また、ワーキンググループの教室への登録依頼があった。

7. その他

- (ア) 高橋学長より資格科目について提議があり、山本人間開発教育課程長が文科省に問い合わせ、大学独自の認定方式でかまわないとの説明を受けたことが報告された。他大学で取得した単位を認定しても、新たに学習させなおしてもいいとのことであった。
- (イ) 高橋学長より教員にブログを積極的に書いてほしい、学内の情報を積極的に公表してほしいという依頼があった。
- (ウ) 6月14日の21時30分ごろ教員のパソコンがサーバーから断絶する事象が発生したことが石田講師から説明された。また、トラブルが発生した際にはメディアセンターを呼んでほしいという依頼がメディアセンターからあったことが説明された。
- (エ) 福田教授より教科書の誤植の修正がうまく進まないことについて質問があった。これについて種々意見交換があり、高橋学長より、連絡担当者を決めて、教科書修正についての連絡をとるようとの提議があった。

次回開催日： 平成17年7月20日(水)

平成17年度八洲学園大学第4回教授会議事録

日 時 平成17年7月20日(水) 14時00分～15時11分
場 所 8階会議室
出席者 高橋、水野、中田、山本(恒)、赤沼、浅井、生越、高鷲、福田、渡邊(達)
石井、巖、小宮、秋吉、石田、篠崎、平良
欠席者 大石
オブザーバー 和田理事長、沼倉、山本(格)、望月
事務局 吉田、平林、朝比奈、伊藤

定足数の確認 有議決権者17名の出席で、教授会が成立。

審議事項

1. 平成17年度第3回教授会議事録(案)の確認。(資料1)
前回議事録を確認の後、これを承認した。
2. 自己点検評価の報告書について(資料2)
水野学部長より自己点検評価書の原案完成に伴い点検をお願いしたい旨依頼があった。自己点検評価書は事務局に保管し、7月31日までの間に修正点を申し出てください、8月3日の自己点検評価委員会において最終的に検討することにした。公表はインターネットで公表する。
審議の後これを承認した。
3. 非常勤講師の採用について(資料3)
水野学部長より「博物館学(資料論)」を担当する非常勤講師として阿部 能久氏を採用したい旨、資料に基づき説明があった。これについては運営委員会で履歴書・業績について審査を行い、採用を承認したものであることが報告され、審議の結果採用を承認した。

(報告事項)

1. 第1回FD研修会開催について
水野学部長より、7月の23日FD研修会を開催すること、会場として3階の講堂を使用すること、および研修内容について説明があった。
2. 授業の録画視聴による出席の取り扱いについて
中田教務委員長より、録画による授業視聴の件、スクーリング授業の出席の件について、録画授業を24時間以内に視聴し要件を満たした学生について出席扱いすることができる旨説明があった。
3. 他大学で修得した単位の認定取り扱いについて
中田教務委員長より教務委員会で単位認定の取り扱いについて検討していること、他大学の単位認定の事例が4種類あることが報告された。現時点では大分類ごとに単位を一括認定していること、単位認定を今後どのようにするかについて教職員の意見をいただき、単位認定基準を明確にすることが報告された。
4. 教科書中の参考文献について
高鷲図書館長より、教科書中に記載の参考文献を各3部ずつそろえて図書館にしていることから、授業開始に対して早期に準備するために、参考文献を前もって図書館に知らせてほしいことが報告された。
水野学部長より、学生のアンケートから書籍の入手については八洲学園大学の図書館を利用している割合が多いことが報告され、協力要請があった。

5. 紀要委員会報告

高鷲紀要委員長より平成16年度の紀要が完成したこと、配布したこと、PDFファイル形式でインターネットに公開することが報告された。また紀要第2号には20名の教員から執筆申し込みがあったことが報告された。

6. 入試委員会報告

山本入試委員長より説明があり、平成17年度春学期入学者数が確定したこと、平成17年度秋学期の募集が開始されたこと、3年次編入対策をとっていることが報告された。また、人間開発教育課程のアドミッションポリシーの件および個人情報保護対策の件について説明があった。

事務局朝比奈より、科目等履修生が増えていること、履修登録をしていない学生がいること、履修登録しなかった学生はパソコン環境や、学費、仕事との兼ね合いであったことが報告された。

7. 人間開発教育課程会議報告

山本人間開発教育課程長より、6月22日に課程会議を行ったことが報告された。3年次編入に合わせた魅力的なメニューを作ることを検討していることが報告された。

8. 家庭教育課程共同研究報告

平良講師より、望月・佐藤両世話人をもって家庭教育学の構築に向けて討議を行っていること、中間報告を作成する予定であることが報告された。

9. 人間開発教育課程共同研究

秋吉講師より、6月22日会議が行われ、篠崎講師、石田講師より報告があり、討論を行ったことが報告された。

10. システム開発勉強会報告

石田講師より説明があった。スクーリング時に配信がとまること、週末スクーリングのテストが正常に終了せずにとまってしまったことが報告された。

これについて、デジタルナレッジ株式会社が学外の調査会社に依頼したところ、ルーターの設定の問題とハブの問題があったことが報告された。

次回開催日： 平成17年8月17日（水）

平成17年度八洲学園大学第5回教授会議事録

日 時 平成17年8月17日(水) 14時00分～15時49分
場 所 8階会議室
出席者 高橋、水野、中田、山本(恒)、赤沼、浅井、生越、福田、渡邊(達)
石井、小宮、平良、秋吉、大石、石田、篠崎
欠席者 高鷲、嚴
オブザーバー 和田理事長、山本(格)
事務局 吉田、平林、朝比奈

定足数の確認 有議決権者16名の出席で、教授会が成立。

審議事項

1. 平成17年度第4回教授会議事録(案)の確認。(資料1)
前回議事録を確認し、審議事項の3、「博物館資料論」を「博物館学(資料論)」に変更、報告事項2の「オンデマンド」を「録画」に変更、の後、これを承認した。
2. 平成17年度秋学期第1回合否判定について
山本入試委員長より、8月10日に平成17年度春学期第1回合否判定を行ったこと、今回より証明書がそろわなくても出願書、作文、自己活動歴が提出された場合には仮入学とすること、30名(家庭教育課程6名、人間開発教育課程20名)の合格者があったことが報告された。
審議の後これを承認した。
3. 3年次編入アドミッション・ポリシーおよび出願様式について(資料2)
山本入試委員長より、新しくホームページ掲載として付け加わる3年次編入に係るアドミッション・ポリシーについて、資料にもとづいて説明があった。
審議の後これを承認した。
また、3年次編入生の出願様式について事務局朝比奈より説明があり、学生区分に「正科生(編入学)」を設けること、学歴欄に高等学校卒業以降の学歴の記入の明記を促す文言が追加されることが説明された。
4. 退学者について(科目等履修生 ****、****、****)(資料3)
渡邊学生委員長より、科目等履修生の場合退学者は書類を出していただくこと、正科生は退学届けの前に学生委員会に相談をしてもらうことになったこと、また3名の退学者について資料にもとづいて説明があった。
保証人に関する質問があったが、成人には保証人が不要であることから3名については保証人がいないことが説明された。
審議の後これを承認した。
5. 既修得科目の再履修に関する取り決めについて(資料4)
中田教務委員長より、本学での既修得科目の再履修に関する取り決めについて、資料4のように扱うことが報告された。
他大学の履修科目については今後検討することとする。
審議の後これを承認した。
6. 生涯学習論1・2の科目代替について(資料5)
山本人間開発教育課程長より、3年次編入の開始にあたり、資料のとおり文部科学省認定社会通信教育「生涯学習指導者養成講座」を受講した学生に対し生涯学習論の単位を認定することが報告された。

資格科目の単位の持込について質問があり、この科目については編入の60単位には含めないこと、単位認定科目の認定についてはこれ以外の科目については本学で履修をすることによって社会教育主事の任用資格とすること、科目等履修生で必要な科目だけを履修すれば教育委員会が社会教育主事を認定することが説明された。

審議の後これを承認した。

7. 非常勤講師の採用について（資料6）

水野学部長より、平成18年度開設の「日本倫理思想概論」、「日本家庭教育史(近代以前)」担当の伊藤 益講師の後任として川井 博義氏を採用することについて運営委員会において、履歴書、業績の審査をし、承認したことが説明された。

審議の後これを承認した。

（報告事項）

1. 科目修得試験、最終試験、秋学期シラバス、成績入力について

中田教務委員長より、表記に係るスケジュールについての説明と期間内の提出依頼があった。

2. 自己点検評価書について

水野学部長より、自己点検評価書の修正が終了し完成したこと、一部には紙媒体で配布するとともに、ホームページで公開することが報告された。

3. 入試委員会報告

山本入試委員長より、個人情報保護体制についてデジタルナレッジとの委託契約を結ぶことについて説明があり、デジタルナレッジ・ユニバーシティラーニングに契約書案の作成を依頼していることが報告された。

4. 課程会議報告

（ア） 家庭教育課程(資料7)

渡邊教授より、資料にもとづいて家庭教育アドバイザーの保育期アドバイザーの専門科目の履修について第1群より7科目14単位以上としていたものを、第1群より4教科8単位以上と変更することが報告された。

（イ） 人間開発教育課程

山本課程長7月27日に行われた課程会議について説明があった。学生が12単位程度修得した単位を持って、中間段階で認定する資格について検討をしている旨説明があった。

また、人間開発教育課程で作成中のホームページについて石田講師より説明があった。課程紹介、教員紹介等のページを公開する予定であることが説明された。秋の公開を予定している。

5. 人間開発教育課程共同研究報告

秋吉講師より、第3回公開研究会を7月27日に実施したことが報告された。山本教授よりヒューマン e ラーニングについて、浅井教授より e ラーニングにおける演習授業について説明があったことが報告された。

6. その他

高橋学長より大学院の具体化について、とくに演習科目の進め方を検討することが重要であることが説明された。

次回開催日： 平成17年8月17日（水）

平成17年度八洲学園大学第6回教授会議事録

日時 平成17年9月21日(水) 14時02分～15時44分
場所 8階会議室
出席者 高橋、水野、中田、山本(恒)、赤沼、浅井、福田、渡邊(達)
石井、巖、小宮、平良、秋吉、大石、石田、篠崎
欠席者 高鷲、生越
オブザーバー 和田理事長、山本(格)、望月
事務局 吉田、平林、朝比奈

定足数の確認 有議決権者16名の出席で、教授会成立。

審議事項

- 平成17年度第5回教授会議事録(案)の確認。(資料1)
前回議事録を確認の後、1ページの下部の「青年」を「成年」に修正することとし、これを承認した。
- 平成17年度秋学期第2回合否判定について
山本入試委員長より、8月10日から9月13日までの合格者判定について説明があった。家庭教育課程が(正科生4名)累計9名、人間開発教育課程(正科生7名科目等履修生15名特修生1名)小計23で累計60名、合計69名になったことが報告された。
また、作文データの消失事故があり、作文の出しなおしをお願いして1名を除いて40名の作文が集まったこと、また、本来は再提出はお願いをしてはならないことが説明された。
審議の後これを承認した。
- 平成17年度秋学期スクーリング日程等について(資料2)
吉田事務局長より、平成17年度秋学期のスクーリング日程について資料にもとづいて説明があった。小宮助教授担当の「外国語の運用能力と家庭教育」を週末スクーリング第4期から第3期に移動することを修正し、審議の後これを承認した。
- 科目修得認証について(資料3)
山本人間開発教育課程長より資料に基づいて説明があった。生涯学習科目と、日本語基礎スキル科目について修得単位により修得認証をする。認定料の取り扱いについては今後検討とすることとし、審議の後これを承認した。
- 個人情報保護方針および委託契約について(資料4)
山本入試委員長より、個人情報の保護にかかる、「八洲学園大学個人情報保護方針」と「個人情報保護のための委託契約書」について、資料に基づいて説明があった。さらに、デジタルナレッジ・ユニバーシティーラーニングから契約内容については了解を得ていることが報告された。
高橋学長より責任体制を明確にするよう発言があり、責任体制については運営委員会で継続議論をすることとした。
審議の後これを承認した。
- その他

(報告事項)

- 学生の事故について

渡邊学生委員長より、自殺した学生について説明があった。死亡した学生への対応として、所属課程長名で弔意文を届けること、香典として大学から 10000 円を届けること、退学届けが提出された場合は退学とし、提出されない場合は除籍とすることを取り決めたことが報告された。

2. 家庭教育師について

大石講師より、日本家庭教育学会より家庭教育師を認定するにあたり資格認定細則が審議され、9 月 1 日より施行されたことが報告された。

3. 家庭教育課程ホームページについて

石井助教より家庭教育課程で作製したホームページの暫定案について説明があった。家庭教育課程の情報、学会情報、マスコミ情報を学生などに広く知らせることを目的としていることが報告された。

4. 入試委員会報告

山本入試委員長より、臨時委員会を開催し出願データ消失問題について検討したこと、定例委員会を開催したことが報告された。

3 年次編入で 60 単位一括認定をする際に単位修得を入試委員会でどのようにチェックするか、資格認定にかかる単位の取り扱いをどのようにするかを今後入試委員会で検討することが報告された

5. 課程会議報告

(ア) 家庭教育課程

平良講師より、8 月 17 日に日本家庭教育学会が認定する家庭教育師の資格細則について八洲学園大学側からの要求事項について検討したことが報告された。また、臨時家庭教育課程会議を 9 月 14 日に実施し、家庭教育課程学生の自殺した学生について説明があったこと、ホームページの説明とプロモーションチームへの協力要請があったことが報告された。

(イ) 人間開発教育課程

山本人間開発課程長より、9 月 7 日に課程会議を開き、ホームページの進捗状況についてと科目修得認証の件を話し合ったことが報告された。

石田講師より、ホームページの進捗状況について説明があり、科目修得認証などを盛り込むことが報告された。

6. 人間開発教育課程共同研究報告

秋吉講師より、第 4 回公開研究会を 9 月 7 日に実施したことが報告された。高鷲教授のメディアスクーリングの状況についての報告とメディアセンター中田氏による掲示板を使用した演習授業の方法について説明があったこと、ヒューマンイーラーニングの準備を進めており、秋学期中に実験を行うことが報告された。

7. 教員の出張扱いについて

吉田事務局長より、出張申請の際に出張伺いを提出するようお願いしたい旨報告があった。様式は、八洲学園高等学校が使用しているものと同様であること、10 月 1 日以降の出張より適用することが報告された。

また、学会開催通知などを添えて提出していただきたいことが追加説明された。

8. その他

(ア) 山本入試委員長より、入試データの消失について経過報告があった。サーバー内の作文データが消失し、復元作業を行ったが、8 月 7 日までのデータが復元し、それ以降 8 月 23 日までのデータが復元されなかった。入試委員会は 25 日に知った。支援センターからは志願者に対し

て作文データの再提出を依頼していたが、直ちにこれを中止させた。デジタルナレッジではこれ以降、毎日データバックアップを取っている。

原因については未確定ではあるが、明確になりつつある。今後の対応として、合格発表と同時に学長の詫び状を送る。

(イ) 高橋学長より家庭教育師のランキングについて、運営委員会で議論を進めることが報告された。

(ウ) 高橋学長より、大学院設置の草案に目を通していただきたいとの要望があった。

(エ) 中田教務委員長より、成績の記入について説明があり、空欄には不可を記入していただきたいことが報告された。

次回開催日： 平成17年10月19日（水）

平成17年度八洲学園大学第7回教授会議事録

日時 平成17年10月19日(水) 14時01分～15時16分
場所 8階会議室
出席者 高橋、水野、中田、山本(恒)、赤沼、浅井、高鷲、福田、渡邊(達)
石井、巖、小宮、平良、秋吉、大石、石田、篠崎
欠席者 生越
オブザーバー 和田理事長、山本(格)、沼倉
事務局 吉田、平林、朝比奈

定足数の確認 有議決権者17名の出席で、教授会成立。

審議事項

1. 平成17年度第6回教授会議事録(案)の確認。(資料1)
前回議事録を確認の後、2ページ目の6行目「責任体制を明確に」の後に「する」を追加すること、報告事項3の「課程教育」を「家庭教育」に変更することとし、これを承認した。
2. 平成17年度秋学期第3、4回合否判定について
山本入試委員長より、9月14日から10月18日までの合格者判定について説明があった。家庭教育課程が(正科生11名、科目等履修生2名、特修生2名)小計13名、人間開発教育課程(正科生13名、科目等履修生35名、特修生1名)小計49名で合計62名の合格の報告と、仮合格者:家庭教育課程(正科生3名、科目等履修生2名、特修生0名)・人間開発教育課程(正科生3名、科目等履修生29名、特修生0名)について報告があった。また学長より、出願状況が良くないので、その対策を運営委員会で検討したいとの発言があった。
審議の後これを承認した。
3. 平成18年度春学期生募集について(資料2)
山本入試委員長より、平成18年度の春学期生募集要項について資料のように説明があった。
編入学正科生について300名の定員を設けた事、出願期間、合格発表日程出願資格について説明があった。
審議の後これを承認した。
4. 休学希望者について(資料3)
渡邊学生委員長より、資料にもとづいて休学希望者 * * * * *、* * * * *、* * * * *の説明があった。
審議の後これを承認した。
5. 所属課程の変更について(資料3)
渡邊学生委員長より、資料にもとづいて* * * * *の家庭教育課程から人間開発教育課程への所属変更について説明があり、審議の後これを承認した。
6. 非常勤講師の採用について(資料4)
水野学部長より、健康上の理由で今期授業を担当できない非常勤講師斉藤誠二先生の後任として村木保久先生の採用を運営委員会での審議結果とともに報告された。審議の後これを承認した。

(報告事項)

1. 秋学期の学事予定及び依頼事項(資料5)
中田教務委員長より、資料にもとづいて教職員向けの平成17年度秋学期学事日程を修正したと、授業日程の説明があった。
また、論文方式を選択する学生が増えていることから、論文方式の学事日程を作成したこと、希望者がいる場合には事務局伊藤職員に連絡をするよう依頼があった。

2. 特修生修了認定について(*****)
吉田事務局長より、2名の特修生に関して単位修得したこと、学事日程の関係で、今回の教授会審議では授業開始に間に合わないことから事後承認でお願いしたいことが報告された。
3. 平成18年度専任講師の採用について(田井優子)
水野学部長より、平成18年度就任予定の人間開発教育課程菊池龍三郎教授の後任の田井優子氏の就任について、文部科学省の大学設置審議会より3科目について審査合格の通知があったことが報告された。
4. 個人情報保護のための委託契約について
吉田事務局長より、先月の教授会で審議をした個人情報保護のための委託契約について、デジタルナレッジ・ユニバーシティーラーニングとの契約が完了したことが報告された。
5. 入試委員会報告
山本入試委員長より、新生と3年次編入生の審査部会を設けて検討したいとの報告があった。
6. 課程会議報告
 - (ア) 家庭教育課程
石井助教授より、家庭教育課程のホームページについて説明があった。11月に公開の予定であること、管理者のメールアドレスを公開することが報告された。
 - (イ) 人間開発教育課程
山本人間開発教育課程長より、10月5日に14回目の課程会議を開き、ホームページの進捗状況についてと3年次編入について話し合われたことが報告された。
石田講師より、ホームページの進捗状況について説明があり、公開のための最終的な打ち合わせを行っていることが報告され、コンテンツについてはほぼ完成したことが報告された。また、ホームページからの問い合わせのメールアドレスを作成することが報告された。
7. 人間開発教育課程共同研究報告
秋吉講師より、第5回公開研究会を10月5日に実施したことが報告された。塙先生よりアメリカの遠隔教育について、山本教授よりヒューマンラーニングについて説明があったことが報告された。
山本教授よりサテライト教室の実験について家庭教育課程への協力依頼があった。
8. その他
 - (ア) 中田家庭教育課程長より、本日より巖先生の韓国語講座が始まったことが報告された。
 - (イ) 高橋学長より、ブログについて説明があり、記入をして欲しいとの要望があった。

次回開催日： 平成17年11月16日(水)

平成17年度八洲学園大学第8回教授会議事録

日時 平成17年11月16日(水) 14時00分～16時08分
場所 8階会議室
出席者 水野、中田、山本(恒)、赤沼、浅井、高鷲、福田、生越、渡邊(達)
石井、巖、小宮、平良、秋吉、大石、石田、篠崎
欠席者 高橋
オブザーバー 望月、沼倉、
事務局 吉田、平林、朝比奈

定足数の確認 有議決権者17名の出席で、教授会成立。

審議事項

1. 平成17年度第7回教授会議事録(案)の確認。(資料1)
前回議事録を確認の後、これを承認した。
2. 平成17年度秋学期第2次募集合否判定について
山本入試委員長より、平成17年度秋学期第2次募集について、10月28日の運営委員会で、家庭教育課程合格者(正科生:3名)同仮合格者(正科生:4名、科目等履修生:1名)人間開発教育課程合格者(正科生:1名、科目等履修生:8名)同仮合格者(正科生:3名、科目等履修生:16名)の合格者を承認したことが報告された。
事務局朝比奈より17年度秋学期合格者について総括の報告があった。合格者数は正科生:63名、科目等履修生:128名、特修生:3名の計194名。山本入試委員長より正科生数が減っていることについて詳細な分析を行う旨説明があった。審議の後これを承認した。
中田教務委員長より履修登録状況について報告があり未登録者の動向について調査を行うことが報告された。
3. 平成18年度春学期入試合否判定方法について(資料2)
山本入試委員長より、平成18年度春学期生の合否判定について、新入学生合否判定マニュアルと編入学合否判定マニュアルを修正及び作成したことが報告された。編入生の審査の方法で、入学資格と認定単位についてのチェックが必要である点が加えられたことが説明された。
続いて、入試関係日程について説明があり、前回教授会で第2次募集の締め切りを4月26日で承認されたが25日に変更することが説明された。
審議の後これを承認した。
4. 18年度春学期学事予定表について(資料3)
吉田事務局長より、平成18年度春学期の学事予定について資料に基づいて説明があった。スクーリングが100科目を超えることから、4A・5A・6Aの3教室のほかに大講堂などを使用してスクーリングを行うことを検討していることが報告された。また、学生から社会人向けに夜と集中スクーリングの科目を増やすことについての要望があることが報告された。
なお浅井教授より、科目の時間の設定に柔軟な対応をしてもらいたいとの要望があり、検討課題とすることとした。原則として学事予定表によるが、細かな変更事項については運営委員会に委任することが承認された。
5. その他

(報告事項)

1. 外部通信障害調査報告について
山本人間開発教育課程長より、2月の通信障害調査についての調査結果の報告書を作成したこと、これを学部長名で学生に公示する旨説明があった。
2. 入試委員会報告
山本入試委員長より、10月27日に第29回、11月9日に第30回の委員会を開催した。
入試業務について人為的な面でのシステムエラーがあるので、それをカバーして行くことなどについて話し合ったことが報告された。
3. 教務委員会報告
教務委員会として本来検討できない課題が教務委員会に持ち込まれることが多いため、委員会全体の整備が必要になるとの説明があった
4. 課程会議報告
(ア) 家庭教育課程
渡邊教授より、11月9日に課程会議があり「地域スポーツインストラクター基礎資格」について、身体運動文化学会とのコミュニケーションを進めていくことについて話し合ったことが報告された。また、日本体育学会で地域スポーツリーダーを認定していることから、「地域スポーツインストラクター基礎資格」をどのように差別化を図って位置づけて行くかを検討したことが報告された。
続いて、石井助教授より家庭教育課程のホームページがすでにアップされていること、そのホームページ内容について説明があった。

(イ) 人間開発教育課程
山本人間開発教育課程長より、11月2日に第15回目の課程会議を開き、人間開発教育課程将来構想を策定することを決めたことが報告された。カリキュラムの再検討、学習相談、仕事診断、地域プランニングなど、その時々ニーズに合わせて行くこと、オンデマンドをうまく組み込んで授業をスムーズに進めること、などを話し合った。
また、石田講師より人間開発教育課程のホームページについて説明があった。検索エンジンに登録を申請し、登録の返事が1件来ていることが報告された。メインホームページからのリンクは事務局平林よりプロモーションチームに依頼する。
5. 人間開発教育課程共同研究報告
秋吉講師より、第6回公開研究会を11月2日に実施し、秋吉講師よりレポート方式の履修について、また、山本人間開発教育課程長のヒューマンeラーニングについての実験の説明があったことが報告された。
山本人間開発教育課程長より、家庭教育課程に実験参加の依頼があった。
6. その他
(ア) 水野学部長より、メディアセンター、教員組織及び事務局との間で連絡を密にし、一体となって授業運営に当たっていくために、課程長連絡会議を設けることになった旨、報告があった。

(イ) 平良講師よりブログを公開してほしいとの依頼があった。

次回開催日： 平成17年12月21日(水)

平成17年度 八洲学園大学第9回教授会議事録

日 時 平成17年12月21日(水) 14時00分～16時15分
場 所 8階会議室
出席者 高橋 水野 中田 山本(恒) 高鷲 赤沼 福田 渡邊 生越 浅井
小宮 石井 巖 大石 平良 秋吉 石田 篠崎
オブザーバー 沼倉 山本(格)
本 部 和田
事務局 吉田 朝比奈 伊藤
定足数の確認 有議決権者18名の出席で教授会成立

審議事項

1. 17年度第8回教授会議事録(案)の確認(資料1)
 - 2ページ 課程会議報告(ア)下から2行目「地域スポーツリーダー」を「スポーツリーダー」に、
 - 3ページ課程会議報告(イ)上から9行目「検索エンジンにかけ、登録」を「検索エンジン登録を申請し」にそれぞれ修正し、これを承認した。
2. 学生の退学について(資料2)

渡邊学生委員会委員長から、資料2により説明があり、正科生の****及び****2名の退学と科目等履修生***他20名の退学を承認した。なお、審議の過程において、科目等履修生については、当該学生が予定した科目の履修の修了を以て入学の目的が完了することになるので、退学というのはなじまないのではとの問題提起があった。
3. 17年度秋学期の入学者の確定と学生数の確保について(資料3)

事務局朝比奈職員から、秋学期入学者の入学者について、資料3の「志願者数、合格者数、入学者数」により説明があった。引き続き、山本入試委員会委員長から、本学は私学団体に加入していないので、情報が流れてこないが、特に入手した資料3の「11月答申に当たって『大学設置・学校法人審議会会長コメント』」により説明があった。このコメントによれば、虚偽申請に対するペナルティのことも触れられており、本学ホームページに掲載の地域スポーツインストラクターは虚偽申請になりかねないのではとの問題提起があった。

事務局朝比奈職員から、資料3の「05秋学期学生数・定員充足率」により説明があった後、山本入試委員会委員長から、学生数確保に関し設置審の事後チェックでは、この大幅な定員割れが問題になり、学生増加対策が求められるであろうことと特に入手した資料3の「文部科学省高等教育局・私立大学経営支援プロジェクトチーム『経営困難な学校法人への対応方針について一経営分析の実施と学生に対するセーフネットの考え方』及び「学生数の確保について」にもとづくチェックについて説明があった。
4. 入試実施委員の設置について(資料4)

山本入試委員会委員長から、資料4により説明があり、入試実施委員として秋吉正博、篠崎明子の両講師が承認された。
5. 在学生在編入学を希望する場合の対応について(資料5)

中田教務委員会委員長から、資料5にもとづいて在学生在編入学希望の取扱いについて説明があり、承認された。
6. 単位修得に関わる試験・レポート等の不正行為に関する取り扱いについて(資料6)

中田教務委員会委員長から、資料6により説明があった後、意見の交換があり、再度審議することとされた。

7. 併修および単位の読み替えのお願い（資料7）

中田教務委員会委員長から、資料7により、18年度より本学と清風情報工科学院との単位互換の実施について説明があり、承認された。

8. 非常勤講師の採用について（資料8）

水野学部長から、18年度の「企業人物論演習（西欧）」の非常勤講師として人見諭典氏を採用することについて、運営委員会での審議結果とともに説明があり、承認された。

報告事項

1. 編入学生の単位の認定について

中田教務委員会委員長から、平成16年度春学期から17年度秋学期入学の学生の単位読替は一括認定で、資格に関わる科目は対応科目で補うとの報告があった。

2. 18年度春学期時間割作成について協力依頼事項

水野学部長から、18年度春学期の開設科目は200科目近くあることと時間割作成のためアンケートをとることの報告があった。なお、専任教員は必ずしも希望どおりにいかないことがあるかも知れないのでご協力いただきたい旨付言された。

3. 紀要第二号原稿締め切りについて

高鷲紀要委員会委員長から、原稿締め切り日を1月末まで延期するとの報告があった。

4. 委員会報告

○ 教務委員会

中田委員長から、各教員に通知する文書のうち簡単なものについては、「教員情報ページ」に掲示するので、週1回くらい目安に御確認願いたい旨の報告があった。

○ 入試委員会

山本入試委員長から、第31回入試委員会を12月14日に開催し、編入学について話し合ったことが報告された。

5. 課程会議報告

○ 人間開発教育課程（資料9）

山本課程長から、完成年度後に抜本的改革が必要なので、人間開発教育課程では学習相談員と仕事移動診断士の資格科目認定について取り組むことの説明があった他、石田講師から火曜7限に大きな配信トラブルがあったとの報告があった。

6. 共同研究報告

○ 人間開発教育課程

秋吉講師から、12月後半から行われる人間開発教育課程のヒューマンeラーニングの検討を行うことと参加の呼びかけがあった。

○ 家庭教育課程

渡邊教授から、家庭教育課程においてニート問題に対してについての親の対応なども含めて原因、応対、対応、とニートになにができるかなどを研究していること、及び平良講師から、家庭教育学構築の研究に関する本年度分の研究成果中間報告を1月末までにまとめる旨の報告があった。

平成17年度八洲学園大学第10回教授会議事録

日 時 平成18年1月18日(水) 14時00分～16時28分
場 所 8階会議室
出席者 高橋、水野、中田、山本(恒)、赤沼、浅井、生越、高鷲、福田、
渡邊(達)石井、巖、小宮、平良、秋吉、大石、篠崎
欠席者 石田
オブザーバー 山本格、関
事務局 吉田、平林、朝比奈

定足数の確認 有議決権者17名の出席で、教授会成立。

審議事項

1. 平成17年度第9回教授会議事録(案)の確認。(資料1)

前回議事録を次のように修正の上これを承認した。3ページの6行目:「山本入委員長」を「山本入試委員長」に、同じく11行目:「学習相談員の仕事移動診断士の資格科目認定」を「学習相談員と仕事移動診断士の資格科目認定」に、同じく15行目:「12月後半から行われる山本人間開発教育課程長のヒューマンeラーニングの検討を」を「12月後半から行われる人間開発教育課程のヒューマンeラーニングの実験的試行を」に、同じく19行目:「ニートに何ができるかなどを研究」を「ニート問題に対して何ができるかなどを研究」

2. 学生の退学及び休学について(資料2)

渡邊学生委員長より2005年春学期入学正科生家庭教育課程所属 ****の17年春学期退学希望、2004年秋学期入学科目等履修生人間開発教育課程所属 ****の退学と、2004年春学期入学正科生家庭教育課程所属 ****の休学希望について説明があった。

科目等履修生について、今後履修予定科目を入試の段階と履修にかかわる段階で確認して行く必要があることが申し合わされた。

また、学則より休学期間は8学期間と定められているため、教授会では7学期間の休学を認め、永田氏の休学期間については18年春学期から21年春学期までとすることとし、終了時点で復学できるかどうかを確認することとした。以上3件についてこれを承認した。

3. 単位修得にかかわる試験・レポートなどの不正行為調査委員会の業務について(資料3)

渡邊学生委員長より、前回教授会における規程の決定をもとに調査委員会設置と業務にかかる細則について説明があった。

本細則の取り扱いについて、調査委員会の構成や任期などを明確にした上で細則として整備し、次回教授会で再度審議をすることとなった。また、名称を「不正行為調査委員会についての細則」と改めることにした。

4. 卒業研究演習に関する授業について(資料4)

中田教務委員長より「卒業研究演習」について、卒業論文を履修する学生に必修になっていること及び授業の進め方について説明があった。

卒業研究を履修するのに必要な取得単位数について質問があり、今後教務委員会などにおいて検討することになった。

卒業論文を選択する学生のために各教員の卒論指導計画を学生に提示するなど事前指導が必要であることが説明され、平成18年度中に準備する諸々の業務について協力依頼があった。卒業研究については、本教授会の意見を元に今後さらに検討していくことになった。

5. 非常勤講師の採用について(資料5, 6)

水野学部長より18年度春学期より「図書館経営論」を担当する非常勤講師米澤誠氏と、「図書館資料

論」を担当する非常勤講師岡野裕行氏について説明があり、審議の後これを承認した。

6. その他

(報告事項)

1. 18年度春学期時間割についての経過報告

吉田事務局長より時間割作成について説明があり、アンケートは1月10日締め切りであるが、20科目の返信がないこと、スクーリング科目数が100科目を超えるうえに、スクーリング教室の準備の問題もあるので、時間割作成については若干遅れているが、めどがついたところで各教員に連絡をすること、また、専任の教員には時間調整をお願いすることもあることが報告された。

2. 委員会報告

(ア) 入試委員会

山本入試委員長より、1月11日に入試委員会を行ったことが報告された。

現状の応募状況と、委員会の事務体制の充実について話し合ったことが報告された。

また事務局朝比奈職員より本日11時時点での応募状況について願書提出者が25名あったことが報告された。

(イ) 教務委員会

中田教務委員長より科目修得試験試験方式の問題提出やレポート方式のレポート課題提出などについての依頼を近々行う旨説明があり、提出の協力依頼があった。

(ウ) 実習委員会

福田委員長より、平成18年度より保育実習Ⅰ・Ⅱと博物館実習が実施されることから、博物館実習の履修条件と保育実習の案内が「支援センター情報ページ」と「大学からの案内」に掲載されることが報告された。

3. 課程会議報告

(ア) 家庭教育課程

平良講師より、1月11日に実施した定例会議では、地域スポーツインストラクター細則についての協議とミニシンポジウムを行ったこと、課程のホームページについての話し合いがあったことが報告された。

ミニシンポジウムはニートの問題などについて継続的に討議し、ホームページに掲載して行くことが決定した旨報告された。

(イ) 人間開発教育課程

山本課程長より、1月11日に実施したことが報告された。

課程のホームページを雑誌などに紹介したこと、演習を50人以内にすることを検討したことが報告された。

また、諸費用の予算について検討したことが報告された。

4. 共同研究報告

(ア) 家庭教育課程

共同研究の中間報告のとりまとめを行っていることが報告された。

(イ) 人間開発教育課程

秋吉講師より、第6回公開研究会を1月11日に実施し、今年度の共同研究の報告書の構成と執筆の分担をまとめた。

また、ヒューマンエラーニングの実験的試行について、5階に専用の部屋を設置し交流会の場を設けた。

5. その他

(ア) 山本課程長より、ソフトバンクがサイバー大学を設立し、デジタルコンテンツ学科を設ける予定であることが報告された。

次回開催日： 平成18年2月15日(水)

平成17年度八洲学園大学第11回教授会議事録

日時 平成18年2月15日(水) 14時00分～16時26分
場所 8階会議室
出席者 高橋、水野、中田、山本(恒)、赤沼、浅井、生越、高鷲、福田、
渡邊(達)石井、巖、小宮、平良、秋吉、石田、大石、篠崎
欠席者
オブザーバー 望月、山本格、沼倉、江田
事務局 吉田、平林、朝比奈

定足数の確認 有議決権者18名の出席で、教授会成立。

審議事項

1. 平成17年度第10回教授会議事録(案)の確認。(資料1)
前回議事録を確認の上、これを承認した。
2. 平成18年度春学期第一次募集第1回合否判定について
山本入試委員長より、18年度春学期第1回募集結果について説明があった。家庭教育課程で21名(正科生14名、編入学正科生7名)、人間開発教育課程54名(正科生14名、編入学正科生13名、科目等履修生27名)で、全体の合格者数が75名(正科生28名、編入学正科生20名、科目等履修生27名)であったことが報告された。今年から3年次編入が始まり、専門学校卒業生の出願が多いことが報告された。
審議の上これを承認した。
3. 単位互換に関わる単位相当科目について(資料2)
中田教務委員長より、清風工科学院の単位を認定するための、読みかえ表を作成し、家庭教育課程所属学生で36単位のうちから、人間開発教育課程所属学生で44単位のうちからそれぞれ30単位を上限として認定し、洲学園大学の単位として読みかえることが説明された。
資料の誤字について修正の後これを承認することとした。
4. 退学希望者について(資料3)
渡邊学生委員長より、退学者3名(正科生:****、正科生:****、科目等履修生:****)について説明があった。審議の後これを承認した。
5. 休学希望者について(資料3)
渡邊学生委員長より、休学希望者(科目等履修生:****)より提出されていた平成17年度春学期より平成17年度秋学期までの1年間の休学届が未処理のままであったので、事後となるが改めて承認をお願いしたい旨説明とともに報告があった。科目等履修生で3年間の修学年限があるための休学の希望であることが説明された。
審議の後これを承認した。
6. 18年度春学期時間割原案について(資料4)
中田教務委員長より、平成18年度春学期スクーリング時間割について、これから就任される非常勤講師がいるため、今後若干の変動があるが、本原案を暫定案として承認してほしい旨説明があり、審議の結果承認された。
公認欠席の取り扱いについて質問があり、これについては今後継続審議することとした。
7. 18年度春学期学事予定について(資料5)
水野学部長より平成18年度春学期学事予定について、課題発表からレポート提出までの期間を3週間確保するために、テキスト履修の課題レポート等の日程を資料5のように変更することが報告された。

審議の後これを承認した。

8. 不正行為に関する規定及び細則について(資料6)

渡邊学生委員長より、「試験・レポート等の不正行為に関する規程(案)」と、「不正行為調査委員会についての細則(案)」について説明があった。施行日は平成18年2月15日とする。

審議の後これを承認した。

9. 非常勤講師の採用について(資料7, 8, 9)

水野学部長より、「レファレンスサービス演習」「情報検索演習」担当の原田伸一郎氏、「日常生活と法」「福祉と法」担当の吉田祈代氏、「乳幼児の身体運動と情操教育」「カウンセリング(演習)」担当の森川みゆき氏の各非常勤講師採用について説明があった。原田氏について高鷲教授の補足説明があった。審議の後これを承認した。

10. その他

(報告事項)

1. 平成17年度秋期レポート方式による試験問題の告知日の変更

水野学部長より、平成17年度秋学期テキスト履修レポート方式による試験問題告知日を当初予定の2月15日から2月6日に早めた旨報告があった。

2. 編入届け出状況について(在学生)(資料10)

中田教務委員長より、在学生の編入処理について説明があった。資料10の学生について一度退学届を提出し、編入届を提出した場合に他大学の単位60単位を認定すること及びその事務処理について説明があった。

3. 海外学生入学の受け入れについて(資料11)

中田教務委員長より、台湾、韓国の学生を受け入れるための素案について説明があった。台湾において日本語補習班で学んでいて日本語が理解でき、日本での学士取得を望む学生を受け入れること、高専からの3年次編入を受け入れること、韓国では、科目等履修生で日本について学びたい学生を受け入れ、編入希望者には編入を勧めること、日本語学院に通う学生を正科生として受け入れることなど、素案の報告があった。

4. 次期課程長の選出について

水野学部長より表記の件について、推薦依頼を行っていること、3月の教授会で承認後4月より就任することが報告された。

5. 平成18年度諸委員会委員について

水野学部長より、委員会委員について、任期が2年であること、また新任の先生を迎えることから若干の追加・変更の必要がある旨説明があった。

6. 紀要第2号について

高鷲紀要委員長より、紀要の締め切りを2月末までとすることが報告された。

7. 委員会報告

(ア)入試委員会

山本入試委員長より2月8日に第33回入試委員会を開催したことが報告された。編入学合否方法についての検討、特に高等専門学校の編入学審査について確認をしたことが報告された。

学校における緊急連絡網の個人情報の取り扱いについて確認したことが報告された。

8. 課程会議報告

(ア) 家庭教育課程

渡邊教授より、2月8日に家庭教育課程会議を行い、「学び方の指導」について話し合い、保育期アドバイザーの保育実習についての取り扱いを周知するための話し合いを行った。保育期アドバイザー資格を別途取得している学生、幼児期の子供を育てた経験がある学生以外は保育実習を必要とすることが報告された。

また、教育経験30年以上の方を対象としたスクールアドバイザーについて、教職経験を鑑み専門科目10単位を取得すれば家庭教育学会に届け出ることができるように改めたこと、大分県別府市で教育に関わっていた方々を対象に家庭教育に関する講演を行ない、新しい試みであるとの評価を受けたことが報告された。

9. その他

(ア) 水野学部長より、平成18年度スクーリング時間割原案を暫定的決定とし、未決定の科目などのついて若干の修正を行うことを教務委員会に一任してほしい旨依頼があった。

中田教務委員長より、スクーリング時間割原案の公開と変更については教務委員会に一任方依頼があった。

(イ) 浅井教授より、紀要がホームページにアップされる場合論文の引用については著作権にかかるので、アップするかどうかの選択の自由を確保すること、他大学の例でも、タイトルについては自由にアップしているが、内容についてはアップしていないとの説明があった。山本教授より権利者と利用者側の権利について利用者側に有利になるように改正する動きがあることが報告された。

(ウ) 浅井教授より、オンデマンドが24時間でいいというのは著作権の問題であり、スクーリングの問題ではないとの指摘があった。

水野学部長より、スクーリング授業のオンデマンド受講については今後委員会において、検討協議していきたい旨説明された。

次回開催日： 平成18年3月15日(水)

平成17年度第12回教授会議事録

日 時 平成18年 3月15日(水) 14時より
場 所 八洲学園大学8階会議室
出席者 高橋、水野、中田、山本(恒)、高鷲、赤沼、福田、渡邊、生越、浅井
小宮、石井、巖、大石、平良、秋吉、石田、篠崎
オブザーバー 沼倉、山本(格)
事務局 吉田、朝比奈、伊藤、桑原
定足数の確認 有議決権者18名の出席で教授会成立

議 題

(審議事項)

- 1 平成17年度第11回教授会議事録(案)の確認(資料1)
前回議事録を確認の上、これを承認した。
- 2 平成18年度春学期第一次募集第2回合否判定について
山本入試委員長より、18年度第2回合否判定について、自己活動歴上問題があると思われる学生がいるので、入学後学生委員会で対応を考える必要があるかも知れないとの説明の後、入試委員会原案では、家庭教育課程23名、人間開発教育課程68名、合計91名(編入学家庭10、人間14を含む)が合格したことが説明され、審議の上これを承認した。
- 3 退学希望者について(資料2)
渡邊学生委員長より、退学者4名(****、****、****、***)の説明があり、審議の上これを承認した。
- 4 休学希望者について(資料2)
渡邊学生委員長より、休学者1名(****)の説明があり、審議の上これを承認した。
- 5 復学希望者について(資料2)
渡邊学生委員長より、復学者1名(****)の説明があり、審議の上これを承認した。
- 6 所属課程の変更について(資料3)
中田教務委員長より、所属課程変更(**** 人間開発→家庭教育→人間開発)についての説明があり、審議の上これを承認した。
- 7 編入学願について(教務委員会扱い分)(資料4)
中田教務委員長より、編入学願(****、****、****)についての説明があり、手続きについて審議の上これを承認した。
- 8 次期課程長の選出について(資料5)
平良講師より、平成18年2月15日の家庭教育課程会議において、中田、赤沼、生越、福田、渡邊、小宮、石井、巖、大石、平良(オブザーバーとして望月、江田)の専任教員出席のもと、次期家庭教育課程長の選出に関する取り決めが行われ、専任教員総意のもと中田教授が推薦され、中田教授もこれを承諾したとの説明があった。
石田講師より、平成18年2月15日の人間開発教育課程会議において、17年度専任教員出席(高鷲教授欠席)のもと、浅井教授から山本恒夫教授が推薦され、出席者全員で審議の結果、満場一致で山本教授が次期課程長として選出されたとの説明があった。

以上の説明の後審議の結果、次期課程長に中田教授、山本(恒)教授が就任することが承認された。

9 次期委員会委員の選出について(資料6)

水野学部長より、次期諸委員会委員についての説明があり、承認された。
なお、資料6中のミスプリントにつき修正があった。

10 科目修得試験日程について(資料7)

吉田事務局長より、18年度春学期科目修得試験日程について説明があった。審議の過程で上記試験日程に博物館学(概論)が入っていないことが判明したので、後日調整することを条件にしたい旨の説明があり、審議の結果承認された。

11 18年度学事予定に「追試験」の追加について(資料8)

吉田事務局長より、18年度春学期の科目修得試験の追試を行う場合には、9月9日(土)及び9月10日(日)を当てることとした旨、説明があり、審議の結果これは承認された。

(報告事項)

1 平成17年度第2回FD研修会の開催について(資料9)

水野学部長より、3月25日に行われる平成17年度第2回FD研修会は、資料9により行われる旨の報告があった。

2 平成18年度春学期時間割の確定について(資料10)

吉田事務局長より、平成18年度春学期時間割が確定した旨の報告があった。なお、博物館学(概論・経営論・情報論)は、博物館学(経営論・情報論)に修正することとした。

3 委員会報告

○入試委員会

山本入試委員長より、3月8日開催の入試委員会で、科目等履修生の出願時に履修科目を申告させる方策について検討したが、システム上の問題等があるため、取りあえず入学の目的、目指す資格、学習期間等を申告させる方向で進んでいる。この方策は、入学後に学生の学習計画を申告させる必要があるため、教務委員会の協力が必要である旨の報告があった。

○紀要委員会

高鷲紀要委員長より、第2号には13編の原稿が集まったこと、校正についての協力依頼、ホームページにアップする場合は著作権との関係で抄録とすることがあるなどの報告があった。

4 課程会議報告

○家庭教育課程

中田課程長より、人事考課、外国人学生の募集、オープンカレッジの強化、公開講座の充実等について話し合われた旨の報告があった。

○人間開発教育課程

山本課程長より、教員給与、人事考課、自己点検評価、第三者評価について話しあわれたことと17年度の反省を基に18年度の目標設定を行ったことの報告があった。

5 共同研究報告

○家庭教育課程

平良講師より、家庭教育学の構築にかかる共同研究については、中間報告書を冊子の形でまとめている段階である旨の報告があった。

○人間開発教育課程

浅井教授より、社会人を対象とする遠隔教育の安定的展開に関する研究に

かかる共同研究については、校正の段階まで進んだ。また、ヒューマンエラーニングの実験的試行を行っているところであるが、所定の目的を達成し、3月に第1回の実験を無事終了した旨の報告があった。

6 事務局職員の人事異動について

事務局長より、平成18年4月1日付けで事務局、学生支援センターに人事異動がある旨の報告があった。

平成 17 年度
八洲学園大学 自己点検評価書

2006年6月15日 発行

発行者 八洲学園大学

事務局 〒220-0021 横浜市西区桜木町7-42

電話 045-313-5454

17年度自己点検評価委員

委員長	高橋進
委員	水野建雄
委員	中田雅敏
委員	山本恒夫
委員	高鷺忠美
委員	渡邊達生
委員	吉田茂